Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna

みなみまぐろ保存委員会

第 32 回みなみまぐろ保存委員会年次会合
報告書

2025 年 10 月 9 日

インドネシア、バリ

第 32 回みなみまぐろ保存委員会年次会合

2025 年 10 月 9 日

インドネシア、バリ

議題項目 1.　　開会

1. 第 32 回みなみまぐろ保存委員会年次会合（CCSBT 32）の議長をインドラ・ジャヤ教授（インドネシア）が、また CCSBT 32 の副議長をマンディシリ・ンコッキ氏（南アフリカ）がそれぞれ務めることが確認された。
2. 議長は、参加者を歓迎するとともに会合の開会を宣言した。

1.1 議題の採択

3. 議題は**別添 1** のとおり採択された。
4. 会合の参加者リストは**別添 2** のとおりである。

議題項目 2.　　拡大委員会による決定の承認

5. 委員会は、**別添 3** の第 32 回みなみまぐろ保存委員会年次会合に付属する拡大委員会（EC）による決定事項を承認した。

議題項目 3.　　CCSBT 33 の議長及び副議長の選出

6. 南アフリカ及び日本は、可能な限り速やかに CCSBT 33 の議長及び副議長を務める者をそれぞれ推薦し、事務局に対して候補者を通知することを述べた。

議題項目 4.　　その他の事項

7. その他の事項はなかった。

議題項目 5.　　会合報告書の採択

8. 会合報告書が採択された。

議題項目 6.　　閉会

9. 会合は、2025 年 10 月 9 日午後 3 時 04 分に閉会した。

別添リスト

別添

1　議題

2　参加者リスト

3　第 32 回みなみまぐろ保存委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書

別添 **1**

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna

みなみまぐろ保存委員会

議題

第 32 回みなみまぐろ保存委員会年次会合

1. 開会
   1.1. 議題の採択
2. 拡大委員会による決定の承認
3. CCSBT 33 の議長及び副議長の選出
4. その他の事項
5. 会合報告書の採択
6. 閉会

別添 2

参加者リスト
第32回みなみまぐろ保存委員会年次会合

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Email
COMMISSION CHAIR						
Indra	JAYA	Prof			INDONESIA	indrajaya123@gmail.com
SCIENTIFIC COMMIITEE CHAIR						
Kevin	STOKES	Dr			NEW ZEALAND	kevin@stokes.net.nz
COMPLIANCE COMMITTEE CHAIR						
Frank	MEERE	Mr			AUSTRALIA	fmeere@gmail.com
ECOLOGICALLY RELATED SPECIES WORKING GROUP CHAIR						
Martin	CRYER	Dr			NEW ZEALAND	cryerm56@gmail.com
MEMBERS						
AUSTRALIA						
George	DAY	Mr	Head of Delegation/ Assistant Secretary	Department of Agriculture, Fisheries and Forestry	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	George.day@aff.gov.au
Anna	WILLOCK	Ms	Deputy Chief Executive Officer	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	anna.willock@afma.gov.au
Neil	HUGHES	Mr	Alternate/ Assistant Director, Regional Fisheries	Department of Agriculture, Fisheries and Forestry	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	neil.hughes@aff.gov.au
Lakshmi	GUDPATI	Ms	Senior Policy Offcier	Department of Agriculture, Fisheries and Forestry	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	Lakshmi.Gudipati@aff.gov.au
Jeremy	SMITH	Mr	Manager Southern Bluefin Tuna Fishery	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	Jeremy.smith@afma.gov.au
Fraser	McEachan	Mr	Manager, Foreign Compliance Policy	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	fraser.mceachan@afma.gov.au
Peter	PRICE	Mr	Consultant	Atlantis Fisheries Consulting Group	PO BOX 2333, Brighton Nth VIC 3186, Australia	pete@atlantisfcg.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Email
Daniel	CASEMENT	Mr	Chief Executive Officer	Australian SBT Industry Association	PO Box 1146, Port Lincoln, SA. 5606	ceo@asbtia.org
Marcus	STEHR	Mr	Managing Director	Stehr Group	PO Box 159, Port Lincoln, SA 5606, Australia	marcus@stehrgroup.net
Kylie	PETHERICK	Ms	Chief Financial Officer	Stehr Group	PO Box 159, Port Lincoln, SA 5606, Australia	kylie@stehrgroup.net
Peter	FARE	Mr	Marketing Manager	Australian Fishing Enterprises Pty Ltd Chair ASBTIA Executive Committee	PO Box 1073, Port Lincoln, SA. 5606	peterfare@saringroup.com.au
Terry	ROMARO	Mr	Managing Director	Ship Agencies Australia Pty Ltd	PO Box 1093, Fremantle, WA 6160, Australia	terry@romaro.name
Sean	ROMARO	Mr	Executive	Ship Agencies Australia Pty Ltd	PO Box 1093, Fremantle, WA 6160, Australia	sean@romaro.name
Amrik	AULAKH	Mr	Assistant to the Managing Director	Dinko Tuna Farmers PL	PO Box 2013, PORT LINCOLN 5606	amrik@dinkotuna.com
Lukina	LUKIN	Ms	Owner/Manag	Dinko Tuna Farmers PL	PO Box 2013, PORT LINCOLN 5606	Lukina@dinkotuna.com
INDONESIA						
Syahril Abd	RAUP	Dr.	Director of Fish Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	syahril.abd.raup@kkp.go.id
Putuh	SUADELA	Mrs.	Associate Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	putuhsuadela@gmail.com
Fayakun	SATRIA	Dr.	Senior Scientist	Centre for Fishery Research, National Research and Innovation Agency	Jl. Kp. Sampora No.5, Nanggewer Mekar, Cibinong Kabupaten Bogor Jawa Barat	fsatria70@gmail.com
Nilanto	PERBOWO	Mr.	Principal Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	perbowon@kkp.go.id; perbowon@me.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Email
Hary	CHRISTIJANTO	Mr.	Associate Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	hchristijanto@yahoo.com.
Riana	HANDAYANI	Mrs.	Senior Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	daya139@yahoo.co.id
Satya	MARDI	Mr.	Senior Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	satyamardi18@gmail.com
Saraswati	SARASWATI	Mrs.	Junior Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	cacasaras@gmail.com
Lalu Lufti	NIZZAMI	Mr.	Junior Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	lalulutfi@gmail.com
Virda	WULANDARI	Mrs.	Junior Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	virda.wulandari92@gmail.com
Dodiet Rachmadi	SLAMET	Mr.	Senior Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	dodietrs@gmail.com
Dyah	HARINI	Mrs.	Associate Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	dyah.harini8@gmail.com
Mohammad	SAHLAN	Mr.	Associate Legal Drafter	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	con9.sahlan@gmail.com
Jatu F.	NUGROHORUKMI	Mrs.	Senior Policy Analyst	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	jatu.fn@kkp.go.id.

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Email
Zaki	MUBAROK	Mr.	Head of Bureau of Public Relations and Foreign Cooperation	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	jack_busro@yahoo.com
Desri	YANTI	Mrs.	Team Leader for Multilateral Cooperation Division	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	desrijasmin77@gmail.com
Dhanang Rachmanda	FITRI	Mr.	Staff	Ministry of Foreign Affairs	Jl. Taman Pejambon No. 6 Jakarta Pusat, 10110	dhanang.fitri@kemlu.go.id
Sri	REMAYTIN	Ms.	Assistant Director	Ministry of Foreign Affairs	Jl. Taman Pejambon No. 6 Jakarta Pusat, 10110	sri.remaytin@kemlu.go.id
Ni Kadek Yuni	ERNAWATI	Ms.	Staff	Ministry of Foreign Affairs	Jl. Taman Pejambon No. 6 Jakarta Pusat, 10110	nikadek.ernawati@kemlu.go.id
Lilis	SADIYAH	Mrs.	Senior Researcher	National Research and Innovation Agency of the Republic of Indonesia	Cibinong Science Center, Jalan Raya Bogor KM. 46 Cibinong, Kecamatan Nanggewer Mekar. Kabupaten Bogor	sadiyah.lilis2@gmail.com
Fery	SUTYAWAN	Mr.	Associate Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	sutyawan@yahoo.com
Arinta Dwi	HAPSARI	Mrs.	Junior Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	arintadh@gmail.com
Ade Setia	JANUAR	Mr.	Associate Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	januar.ade@gmail.com
Yuni Trikumoro	WATI	Mrs.	Senior Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	yunilaksono@yahoo.com
Ivan Hans	JORGIH	Mr.	Members of the Advisory Board	Indonesia Tuna Longline Association	Jl. Ikan Tuna Raya Timur, Pelabuhan Benoa, Denpasar - Bali	balipermata@gmail.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Email
Richi	RICADO	Mr.	Head of Tuna Capture Division	Indonesia Tuna Longline Association	Jl. Ikan Tuna Raya Timur, Pelabuhan Benoa, Denpasar - Bali	long_way31184@hotmail.com
Anny	ANNY	Mrs.	Vice Chair II	Indonesia Tuna Longline Association	Jl. Ikan Tuna Raya Timur, Pelabuhan Benoa, Denpasar - Bali	annygo@ymail.com
Saut	HUTAGALUNG	Mr.	Chairman	Indonesia Tuna Asociation (ASTUIN)	Jl. Tuna Raya, Pelabuhan Samudera Nizam Zachman	saut.p.hutagalung@gmail.com
Muhammad	BILLAHMAR	Mr.	Secretary	Indonesia Tuna Asociation (ASTUIN)	Jl. Tuna Raya, Pelabuhan Samudera Nizam Zachman	m.billahmar@gmail.com
Imaizumi	NOBUO	Mr.	Member	Indonesia Tuna Asociation (ASTUIN)	Jl. Prof. DR. Soepomo Komp. Keuangan No. 4 A Tebet	inobuo.hgs@gmail.com
Tri Wiji	NURANI	Prof.	Advisor	Bogor Agricultural University	Jl. Raya Dramaga, Kampus IPB Dramaga Bogor, 16680 West Java, Indonesia	tri_wiji@apps.ipb.ac.id; triwiji@hotmail.com
Yudi	HERDIANA	Dr.	Fisheries Management Science Specialist	Konservasi Indonesia	Jl. Buncit Raya No.22 Pasar Minggu, Jakarta Selatan	yherdiana@konservasi-id.org
Dominique	VIRGIL	Ms.	Foreign Service Officer (Third Secretary), Directorate of Legal Affairs and Territorial Treaties	Ministry of Foreign Affairs	Jl. Taman Pejambon No. 6 Jakarta Pusat, 10110	dominique.virgil@kemlu.go.id
Hamdan Nurul	HUDA	Mr.	Associate Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	hamdankkp@gmail.com
Zulfikar	ZULFIKAR	Mr.	Associate Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	zulfikarkkp@gmail.com
Karto	PULUNG	Mr.	Junior Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	kartopulung@gmail.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Email
Yusra	HAYATI	Ms.	Senior Analyst for International Marine and Fisheries Cooperation	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	yusrahayati.yusri@gmail.com
Marcus Daniel	WICAKSONO	Mr.	Junior Policy Analyst	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10111	marcusdanielw@gmail.com
Kartono	KARTONO	Mr.	Head of Office for Oceanic Fishing Port of Pengambengan	Oceanic Fishing Port of Pengambengan	Desa Pengambengan Kec. Negara, Batuagung, Kec. Jembrana, Kabupaten Jembrana, Bali 82218	kartono@kkp.go.id
Ade Renaldi	SATARI	Mr.	Expert Staff to the Minister of Marine Affairs and Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10111	adesatari@gmail.com
Mohamad Abdi	SUHUFAN	Mr.	Expert Staff to the Minister of Marine Affairs and Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10111	abdi.suhufan@gmail.com
JAPAN						
Takeshi	MIWA	Mr.	Counsellor	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	takeshi_miwa090@maff.go.jp
Taisuke	IWANO	Mr.	Assistant Director	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	taisuke_iwano460@maff.go.jp
Kazuki	TSUDA	Mr.	Section Chief	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	kazuki_tsuda300@maff.go.jp
Akane	YAMAGUCHI	Ms.	Assistant Director	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	akane_yamaguchi660@maff.go.jp
Tomohiro	KONDO	Mr.	Deputy Director	Ministry of Foreign Affairs of JAPAN	2-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	tomohiro.kondo-2@mofa.go.jp
Kenji	KAGAWA	Mr.	Pregident	Japan Tuna Fisheries Co-operative Associasion	31-1, Eitai 2-Chome, Koto-ku, Tokyo	kagawa@japantuna.or.jp
Hiroaki	KATSUKURA	Mr.	Adviser	Japan Tuna Fisheries Co-operative Associasion	31-1, Eitai 2-Chome, Koto-ku, Tokyo	gyojyo@japantuna.or.jp
Keita	KAGOO	Mr.	Adviser	Japan Tuna Fisheries Co-operative Associasion	31-1, Eitai 2-Chome, Koto-ku, Tokyo	gyojyo@japantuna.or.jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Email
Kiyoshi	KATSUYAMA	Mr.	Special Adviser	Japan Tuna Fisheries Co-operative Associasion	31-1, Eitai 2-Chome, Koto-ku, Tokyo	katsuyama@japantuna.or.jp
Nozomu	MIURA	Mr.	Deputy Director	Japan Tuna Fisheries Co-operative Associasion	31-1, Eitai 2-Chome, Koto-ku, Tokyo	miura@japantuna.or.jp
Daisaku	NAGAI	Mr.	Asistant Director	Japan Tuna Fisheries Co-operative Associasion	31-1, Eitai 2-Chome, Koto-ku, Tokyo	nagai@japantuna.or.jp
NEW ZEALAND						
Robert	GEAR	Dr	Manager, Highly Migratory & Pacific Fisheries	Fisheries New Zealand	38-42 Bowen Street, Pipitea, Wellington New Zealand	Robert.Gear@mpi.govt.nz
Heather	BENKO	Ms	Senior Fisheries Analyst	Fisheries New Zealand	11 Nikau Crescent, Mount Maunganui New Zealand	heather.benko@mpi.govt.nz
Emma	TAYLOR	Mrs	Director, Fisheries Management	Fisheries New Zealand	38-42 Bowen Street, Pipitea, Wellington New Zealand	Emma.Taylor@mpi.govt.nz
REPUBLIC OF KOREA						
Ilkang	NA	Mr.	Multilateral Fisheries Negotiator	Ministry of Oceans and Fisheries	Government Complex Sejong 94, Dasom 2-ro, Sejong, Korea	ikna@korea.kr
Jeongil	CHU	Mr.	General Manager	Dong won Fisheries CO., LTD	685, Eulsukdo-daero, Saha-gu, Busan, Korea	cji@dwsusan.com
Sangjin	BAEK	Mr.	Assistant Manager	Korea Overseas Fisheries Association	6th fl. Samho Center Bldg "A" 83, Nonhyeon-ro, Seochog-gu, Seoul, Korea	sjbaek@kosfa.org
Jae-geol	YANG	Mr.	Policy Analyst	Korea Overseas Fisheries Cooperation Center	6FL S Bldg. 253 Hannuri-daero Sejong Korea	jg718@kofci.org
SOUTH AFRICA						
Mandisile	MQOQI	Mr	Director	Department of Forestry, Fisheries and the Environment, South Africa	7 Martin Hammeschlag Way, Cape Town, South Africa	Mmqoqi@dffe.gov.za
Saasa	PHEEHA	Mr	Chief Director	Department of Forestry, Fisheries and the Environment, South Africa	7 Martin Hammeschlag Way, Cape Town, South Africa	Spheeha@dffe.gov.za
Sean	WALKER	Mr	Secretary	SATLA/LPSMME	5 Brink Lane Hout Bay 7806	swalker@breakwaterproducts.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Email
OBSERVERS						
FISHING ENTITY OF TAIWAN						
I-Lu	LAI	Mrs	Section Chief	Fisheries Agency, Ministry of Agriculture	8F.,No.100, Sec. 2 Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100060, Taiwan, (R.O.C.)	ilu@ms1.fa.gov.tw
Jia-Hao	CHANG	Mr	Associate Technical Specialist	Fisheries Agency, Ministry of Agriculture	8F.,No.100, Sec. 2 Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100060, Taiwan, (R.O.C.)	jiahao0516@ms1.fa.gov.tw
David Yi-Kun	LEE	Mr.	Project Manager	Overseas Fisheries Development Council	No. 14, Wenzhou St., Da'an Dist., Taipei City 106018, Taiwan (R.O.C.)	davidlee@ofdc.org.tw
Po-Hsiang	LIAO	Mr.	Ph.D. student	National Taiwan University	No.1, Sec. 4, Roosevelt Road, Taipei City, 10617, Taiwan	d12a21002@ntu.edu.tw
Wen-Ning	CHANG	Dr.	Assistant Professor	National Taiwan Ocean University	No. 2, Beining Rd., Zhongzheng Dist., Keelung City, Taiwan	cwenning@email.ntou.edu.tw
Te Hwa	HSU	Mr.	Secretary	Ocean Affairs Council	L12 & L17 Gedung Artha Graha, Jalan Jendral Sudirman No. Kav 54-55, Senayan, Kebayoran Baru, RT.5/RW.3, Senayan, Jakarta Selatan, Kota Jakarta Selatan, Daerah Khusus Ibukota Jakarta	sam78414@gmail.com
Hsiu-Wan	CHEN	Mrs	Section Chief	Taiwan Tuna Association	3F-2, NO.2, Yu Kang Middle 1st RD, Kaohsiung, Taiwan	ann@tuna.org.tw
AGREEMENT ON THE CONSERVATION OF ALBATROSSES						
Jonathon	BARRINGTON	Mr	Executive Secretary	Agreement on the Conservation of Albatrosses and Petrels (ACAP)	119 Macquarie St, Hobart, TAS 7000, Australia	Jonathon.Barrington@acap.aq
BIRDLIFE INTERNATIONAL						
Stephanie	BORRELLE	Dr	Pacific Marine Coordinator	BirdLife International	10 McGregor Road, Suva, Fiji	Stephanie.Borrelle@BirdLife.org
Yasuko	SUZUKI	Dr	Senior Marine Speciaist	BirdLife International	1-13-1 Nihonbashi Kakigaracho, Chuo City, Tokyo, 131-0014 Japan	yasuko.suzuki@birdlife.org
THE PEW CHARITABLE TRUSTS						
Glen	HOLMES	Mr	Officer, International Fisheries	The Pew Charitable Trusts		gholmes@pewtrusts.org

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Email
INTERPRETERS						
Kumi	KOIKE	Ms				
Yoko	YAMAKAGE	Ms				
Kaori	ASAKI	Ms				
CCSBT SECRETARIAT						
Dominic	VALLIERES	Mr	Executive Secretary	CCSBT Secretariat	PO Box 37, Deakin West ACT 2600 AUSTRALIA	dvallieres@ccsbt.org
Akira	SOMA	Mr	Deputy Executive Secretary			asoma@ccsbt.org
Colin	MILLAR	Mr	Database Manager			cmillar@ccsbt.org
Damian	JOHNSON	Mr	Compliance Manager			djohnson@ccsbt.org
Ross	WANLESS	Dr	Seabird Project Manager			rwanless@ccsbt.org
Hyungmin	LEE	Mr	Korean Secondee			hlee@ccsbt.org

別添 3

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna

みなみまぐろ保存委員会

第 32 回委員会年次会合に付属する拡大委員会
報告書

2025 年 10 月 6－9 日

インドネシア、バリ

第 32 回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書

2025 年 10 月 6－9 日

インドネシア、バリ

議題項目 1.　　開会

1.1. 第 32 回委員会年次会合に付属する拡大委員会議長及び副議長の確認

1. インドラ・ジャヤ教授（インドネシア）が第 32 回委員会年次会合に付属する拡大委員会議長を、マンディシリ・ンコッキ氏（南アフリカ）が副議長をそれぞれ務めることが確認された。

2. 議長は、メンバー及びオブザーバーを歓迎し、会合の開会を宣言した。また議長は、一部の議題項目にかかる議論は会合開会前に文書通信により開始されていることを述べた。

3. 会合への参加者リストは**別紙 1** のとおりである。

4. インドネシアは、伝統的かつ文化的なパフォーマンスを取り入れた開会式を主催し、会合参加者を温かく歓迎した。インドネシア海洋水産省のサクティ・ワフユ・トレンゴノ大臣は、全ての参加者をインドネシア・バリ島に歓迎するとともに、**別紙 2** のとおり、CCSBT 32 に向けた開会の挨拶を行った。

1.2. 議題の採択

5. 議題は**別紙 3** のとおり採択された。議長は、会合初日から三日目までの昼休憩時間中に財政運営委員会会合が開催されること、及び必要に応じて随時代表団長会議又は作業グループ会合が開催される可能性があることを述べた。また、議長は基本的に議題の順番に従って議事を進める予定であるものの、戦略計画に基づく報告について検討するべく、議題項目 8 については事務局からの報告の直後に議題を開く予定であることを述べた。

6. 会合に提出された文書のリストは**別紙 4** のとおりである。

1.3. オープニング・ステートメント

7. オープニング・ステートメントは会合開始前に回章され、読了済であるものとされた。

1.3.1. メンバー

8. 拡大委員会（EC）に対するメンバーのオープニング・ステートメントは**別紙 5** のとおりである。

1.3.2. オブザーバー

9. オブザーバーのオープニング・ステートメントは**別紙 6** のとおりである。

議題項目 2. 事務局からの報告

10. 本議題項目にかかる議論は、EC 会合の開会前に文書通信により開始された。

11. 事務局からの報告は文書 CCSBT-EC/2510/04 として会合に提出され、事前協議プロセスを通じて検討された。同報告には、EC による決定を要する以下の二点が含まれていたところである。

- 独立科学諮問パネルメンバーの任期をさらに 3 年間延長するかどうか
- 将来の CCSBT 会合においてライブ配信を可能とするかどうか

12. EC は、将来の会合においてライブ配信を実施する可能性について検討した。事務局は、EC に対し、予算的な影響だけでなく、再配信の制限が困難であること、コンテンツの管理、透明性と真の関心との間のトレードオフ、メンバー間の自由な意見交換を妨げる可能性といったその他の影響についても検討すべきことを強調した。

13. ほとんどのメンバーは、透明性の向上を指摘しつつ、ユーザーに関する制限（例えばメンバー及びオブザーバーから登録及び承認された参加者に限定する、オンライン参加者はオブザーバーとしての参加に限定する）を設け、また機密保持上の懸念がある特定の議題については配信しない形で将来の会合のライブ配信を支持した。あるメンバーは、EC のライブ配信は支持したものの、CC 会合で検討される事項の機微な性質から CC 会合のライブ配信には懸念を表明し、また会合のライブ配信により代表団長会議を利用する必要性が高まることへの懸念を述べた。

14. メンバーは、会合のライブ配信については全体的な支持があったものの、アクセス、セキュリティ及びその他の運用上の課題に関して未解決の問題が残されていることに合意した。

15. 会合は、事務局に対し、休会期間中にライブ配信の活用に関する付託事項を策定する任務を課すことに合意した。

16. あるメンバーは、委員会の業務量の増大及び事務局の予算及びリソース不足に関する懸念を述べた。EC は、事務局に対し、事務局の業務量及び適切な人員配置にかかる詳細な評価の結果を来年の会合に提出するよう要請した。

独立科学諮問パネル

17. EC は、独立科学諮問パネル（パネル）にかかる既存の体制を次の 3 年間の任期に向けて更新するかどうかについて検討した。

18. メンバーは、CCSBT の科学プロセスに対する 3 名のパネルメンバーによる貢献への感謝を表明するとともに、パネルの重要性及び優れたパフォーマンスに留意した。全てのメンバーが 3 名のパネルメンバーの任期延長を支持した。

科学委員会／拡大科学委員会議長の採用

19. メンバーは、現在の ESC 議長の任期が来年で満了となることに留意し、次期の ESC 議長については原則的にメンバーによる提供及び費用負担とすることに合意した。事務局は、まずはメンバーからの推薦を求める形で採用プロセスを開始する予定である。候補者が得られなかった場合、事務局は CCSBT による資金負担方式をベースにより広範な採用プロセスに着手する予定である。

20. EC は、報告された事務局の活動に留意した。

2.1. 新メンバー加盟料にかかる検討

21. 議長は、CCSBT 31 において事務局長が新メンバーに対する一度限りの加盟料にかかるコンセプト（文書 CCSBT-EC/2410/06）を紹介したことを想起した。メンバーは、このコンセプトをさらに追求することを支持し、CCSBT 32 における検討に向けた（事務局によるレビューの結果を踏まえた）提案を行うよう要請していたところである。

22. CCSBT 32 からの指示を踏まえ、事務局は新メンバー加盟料の導入の可能性について検討した文書 CCSBT-EC/2510/07 を発表した。本文書において、事務局は以下を強調した。

- 新メンバー加盟料の導入は、CCSBT の長期的な財政的持続可能性を確保するための唯一の手段と見なすことはできないものの、短期的な財政的負担軽減をもたらす一時的な収入源にはなり得るものであり、またこれまでにメンバーが行ってきた貢献及び犠牲を認識する機会となるものである。
- メンバーは、新メンバー加盟料の導入が CCSBT への加盟に対する障壁を形成したり、及び CCSBT による管理の埒外での SBT の漁獲を助長してしまう潜在的なリスクについて検討すべきである。しかしながら、CCSBT は代替的なオプションとして拡大委員会に対する協力的非加盟メンバー（CNM）の地位を設けている。CNM とは、CCSBT 会合に参加する資格を有し、また CCSBT の保存管理措置及び国別配分量を遵守することが求められる地位を指す。
- 事務局は、新メンバー加盟料が国連海洋法条約（UNCLOS）及び国連公海漁業協定の文脈における参加条件の差別適用を構成することはないものと考える。
- 事務局は、新メンバー加盟料にかかる法的な異議申し立てのリスクは比較的小さいものと考える。

- メンバーによる検討の開始点として、事務局は、開発途上国の要件を認識するための割引の可能性について指摘しつつ、新メンバーに対する一度限りの加盟料を 500,000 豪ドルとすることを提案した。
- 事務局は、CCSBT 条約の改正は要しないことを指摘しつつ、新メンバー加盟料の導入を実現するために必要な CCSBT 会計規則の改訂案を提出した。

23. 会合からの質問に対し、事務局は、CCSBT 31 以降、CCSBT に加盟する意思を持って事務局に連絡してきた国はなかったことを明確化した。

24. メンバーは、新メンバー加盟料のコンセプトを探求することへの全体的な支持を示し、また SBT 資源量を現在の水準まで改善させるべく既存のメンバーが払ってきた投資を認識するとの意図を認識した。

25. またメンバーは、このような加盟料が将来的なメンバー、特に開発途上国に対する加盟への妨げとなるべきではなく、また料金体系の検討にあたってはこうした要素も認識及び考慮すべきであることについて概ね合意した。

26. 会合は、CCSBT 33 においてさらなる検討を行う前に、本件について休会期間中により詳細な検討を行う必要があることに合意した。

議題項目 3.　　財政及び運営

27. 議長は、財政運営委員会（FAC）の議長については回章#2025/009 により休会期間中にアナウンスされていることを述べた。議長は、FAC 議長を務めることに同意したニール・ヒューズ氏への感謝を述べた。また議長は、FAC はその検討を開始するべく既にオンラインで事前協議会合を開催したことを述べた。

28. 事務局長は、2025 年改訂予算案（文書 CCSBT-EC/2510/05）、2026 年予算案及び 2027－2028 年仮予算（文書 CCSBT-EC/2510/06）を簡潔に発表した。

29. 事務局長は、メンバーによる分担金の現行水準は CCSBT の年間運営費用を賄うには十分ではなく、またパンデミック中の節約分を用いて設立された分担金安定化基金（CSF）は払底したことを述べた。

30. 2025 年改訂予算に関して、事務局長は以下を述べた。

- 2025 年の総支出額は約 3,894,200 ドルと見込まれており、2025 年の承認予算より 2 % 低くなっている。節約分は主に会合費用に関連するもので、科学プログラム予算に対する支出の増加により節約分の一部が相殺された。特別プロジェクト、事務局費用、事務所費用は予算のとおり又は予算を下回った。
- 全体的な収入額は 2025 年承認予算を下回っており、これは韓国のメンバー分担金の未払いによるものである。この未払い分は、予想を上回

った投資収入及び国連食糧農業機関（FAO）からの払い戻しによりある程度は相殺された。

- 職員課徴金に関する国連の報酬規定の改訂により、収入と支出の両方が高くなった。
- 事務局は、2025 年末時点の預金残高を約 2,197,000 ドルと見込んでいる。

31. 2026 年予算案に関して、事務局長は以下を述べた。

- 2026 年に関して提案されている支出が全て承認された場合、総支出額は約 4,341,900 ドルとなり、2025 年改訂予算における総支出額より 9.5 % の増加となる。
- 現時点では 5 % の分担金の増額を予定している。
- 2026 年における支出の主な増加は、会合費用（2025 年には開催されなかったか、又はオンラインで開催された各種補助機関会合）及び科学プログラム関連の費用の増加に関連するものである。
- 2026 年における特別プロジェクト予算の大幅な減少は、そのほとんどが 2026 年 3 月に終了する FAO 資金による海鳥プロジェクトに起因する。
- 2026 年の収入見込額は、一度限りの収入（特に未払いの分担金及び海鳥プロジェクトに関する FAO からの最終払い戻し）のため、2025 年の収入額より 10 % の増加となっている。
- 会合参加基金（MPF）は、2025 年においては生態学的関連種（ERS）技術部会会合へのインドネシアからの参加者 2 名をサポートするために使用され、MPF の残額は約 3,000 ドルとなっている。

32. メンバーは、収入と支出の不均衡に留意し、長期的には予算を均衡させる必要があることに合意した。これには、支出額の抑制又はメンバーによる分担金の増加を要する。

33. ある開発途上のメンバーは、同メンバーの漁獲枠及び漁獲水準と比較した場合、現在の財務負担がいくつかの先進国メンバーと比べて相対的に高くなっていることを指摘し、また現在進行中の国内における予算効率化の取組に言及しつつ、2026 年の同メンバーに対する分担金の増加は一切支持できないことを述べた一方で、UNCLOS の原則に整合した公正性及び衡平性を確保するための分担金の算定方式のレビューを奨励した。

34. 2 つの予算文書にかかる詳細な検討は FAC に付託された。

35. 以下を検討するために FAC が招集された。

- 2025 年改訂予算
- 2026 年予算案
- 2027－2028 年仮予算

3.1. 財政運営委員会からの報告

36. EC は、FAC 議長及び FAC による尽力への感謝の意を表した。

37. また EC 議長は、CC、ERSWG 及び ESC の各議長による FAC の議論への貢献への感謝を述べた。

38. FAC 議長は、FAC 報告書のうち以下の重要なポイントについて報告した。

- FAC は EC に対し、2025 年改訂予算に留意するよう勧告した。
- FAC は、事務局作成文書の中で指摘された「*現在のメンバー分担金の水準は、それのみで CCSBT の年間運営費用を賄うには十分でない*」との声明につき、懸念をもってこれに留意した。
- FAC は、あるメンバーが分担金の増額に合意することができなかったため、2026 年のメンバー分担金の名目上 5 % の増額に合意できなかったことに留意した。これにより、2026 年予算における収入額は当初予算案よりも約 170,000 ドル減少し、また今後の予算編成にも影響が及ぶこととなる。
- FAC は、2025－2026 年遺伝子標識放流プロジェクト予算の削減にかかる 2024 年の FAC 及び EC による従前の決定、及び本予算に 365,000 ドルを追加して遺伝子標識放流プロジェクトを全面的に再開するために能動的な決定が必要であったことに留意した。この結果、2026 年における遺伝子標識放流プロジェクトにかかる総費用は 965,000 ドルとなる。同プロジェクトの再開に向けた全面的な資金拠出についてはメンバー間で見解が分かれ、あるメンバーはこの提案への合意に伴う CCSBT の財政に対する潜在的な影響に関する懸念を述べた。FAC はコンセンサスに達しなかった。ほとんどのメンバーは、管理方式の開発段階で試験が行われた水準まで遺伝子標識放流に対する資金を復活させることの重要性に留意した。FAC は、2027 年に MP レビューが行われる予定であること、また今後実施される作業においては MP にかかる費用及び MP の目標達成に関する確実性のレベルに関するオプションも検討される予定であることに留意した。
- FAC は、FAC 報告書に詳述したとおり、費用削減のために事務局長が提案した 2026 年予算案に対する修正の可能性について検討した。
- FAC は、FAC 参加者に対し、メンバー分担金の増額、他の補助機関からの助言及び新たな支出にかかる優先順位付けを含む委員会の収入案を念頭に、CCSBT 33 に向けて FAC 文書案及び予算案を慎重にレビューすることを勧奨した。
- FAC は、メンバーが分担金の増額に合意することができない場合は、事務局に対して年次会合の前にその旨を連絡する必要性を強調した。

39. 会合は、CCSBT 29 において FAC が委員会に対して行った「CCSBT の年間運営費用を賄うことができる水準の分担金に達するためには、分担金安定化基金及び 2026 年に留保された現金預金の残額と合わせて、2024 年から 2028 年までの各年の分担金を 5 % ずつ増加させることが必要と考え

られる」との助言に留意した。また FAC は、分担金安定化基金及び現金預金の残額は払底したことを指摘した。

40. EC は、2027 年に MP レビューが予定されていること、及び 2027 年以降の遺伝子標識放流にかかる予算については ESC 31 及び EC 33 において検討されることに留意しつつ、2026 年の遺伝子標識放流プロジェクトを全面的に再開させることに合意した。

41. 特にコンセンサスに至らなかったために分担金の 5 % の増額に合意できなかった事実を受け、MP を実行するための持続可能な費用負担の水準に見合った確実性の程度について検討することの緊急性及び重要性が高まっていることが指摘された。2027 年に予定されている MP レビューでは、MP 及びその入力データを含む SRP に必要となる資金についても検討すべきである。

42. EC は、FAC 報告書（**別紙 7**）に示された 2025 年改訂予算（別添 1）に留意し、2026 年予算（別添 2）を承認し、及び 2027－2029 年仮予算（別添 3）に留意しつつ、同報告書及びその勧告を採択した。

議題項目 4.　　SBT 漁業及び ERS との相互作用のレビュー

43. 議長は、遵守委員会による検討の結果について留意し、メンバーに対し、第 20 回遵守委員会会合（CC 20）において既に提起された事項に加えて、メンバーの国別報告書に対する質問があるかどうかを尋ねた。

44. メンバーの国別報告書に対する追加的な質問はなかった。

45. バードライフ・インターナショナル（バードライフ）は、提出されるデータの不完全性に起因して海鳥類に対する SBT 漁業の影響に関する理解が限定的であることを指摘し、また電子モニタリングによるロブブックの検証の結果として海鳥類との相互作用の報告数が増加する可能性があることを述べた。このことは、ERS 相互作用のレビューの中で提示されている引き伸ばし死亡数が、絶滅のおそれのあるあほうどり類及びみずなぎどり類に対する SBT 漁業の影響に関して大幅な過小評価となっている可能性があることを意味している。バードライフは、報告の透明性を向上させたオーストラリア及びニュージーランドへの感謝を述べるとともに、CCSBT メンバーに対し、海鳥混獲に対処するべく意味のある行動を約束するよう奨励した。

46. あほうどり類及びみずなぎどり類の保存に関する協定（ACAP）は、バードライフのコメントを支持した。ACAP は、ニュージーランドのデータについて、特定のメンバーが海鳥混獲緩和義務を履行しないことを長年にわたり、かつ現在も許容している委員会の状況を直ちに終わらせるべきことを強く想起させるものであると述べた。ACAP は、遵守委員会が、メンバーがそれぞれの義務を効果的に実施するための具体的な措置の策定することができない状況も終わらせなければならないと考えている。ACAP の見解では、SBT 漁業の大部分における海鳥混獲の継続的な

過小評価は、委員会が IOTC[1]、ICCAT[2]及び WCPFC[3]の保存管理措置に依拠するのを終わらせるべきこと、また ACAP のベストプラクティス助言に基づき、優先事項として CCSBT 独自の生態学的関連種に関する決議を策定すべきことを明確に示している。CCSBT の空間明示的漁業リスク評価（SEFRA）モデルの結果が利用可能となったことを踏まえ、ACAP は、CCSBT が直接的にエリアベースの措置の策定に移行することの重要性を強調した。

47. 韓国は、第 17 回遵守委員会会合（CC 17）においてインドネシアが文書 CCSBT-CC/2210/Info01 を発表し、SBT が領海、群島水域、排他的経済水域（EEZ）又は公海のいずれで漁獲されたのかを特定するためのインドネシア船団による SBT 漁獲物の解析結果を提示したことを指摘した。韓国は、インドネシアに対し、当該解析は漁獲量を TAC の範囲内に維持するためのインドネシアによる作業計画並びに同メンバーによる国別配分量に関する提案にも関連するものであることを述べつつ、直近 3 年間を対象としてアップデートした解析結果を提示するよう要請した。インドネシアは、当該情報はログブック及びオブザーバーデータに基づくものであると述べた一方で、現状の課題は小規模漁船による領海での漁獲物の特定であることを述べた。インドネシアは、韓国に対し、インドネシアの漁獲物の空間的分布に関するデータの一部を提供した。

4.1. メンバーのプロジェクトに関する報告

4.1.1. オーストラリアによる自動化されたステレオビデオトライアル

48. オーストラリアは、ステレオビデオにかかるトライアルの結果の評価に関する文書 CCSBT-EC/2510/21 を発表した。オーストラリアは、国別配分量に対して漁獲量を計上するための手続きが整備されており、これは長年にわたり強化されてきたものであって、現行の手法はオーストラリア国内法の目的に適ったものとなっていることを述べた。オーストラリアは、同メンバーによるサンプリング手法には引き続き自信を持っており、ステレオビデオの導入はテクノロジーが完全に自動化されかつ費用対効果が高いとの条件を満たすことが前提となることを改めて述べた。オーストラリアは、EC によって合意されたマイルストーンの全てを完全に履行し、トライアルの最終報告書を 2024 年 11 月に提出した。オーストラリアは、完全に自動化されかつ費用対効果が高いという当初の条件に照らしてトライアルの成果を評価した結果として、得られた成果はさらなる資金の投入を正当化する根拠となるものではなかったとの結論に至ったことを述べた。

49. 提起された質問に対し、オーストラリアは以下を述べた。

---

[1] インド洋まぐろ類委員会
[2] 大西洋まぐろ類保存国際委員会
[3] 中西部太平洋まぐろ類委員会

- ステレオビデオトライアルは、オーストラリアの蓄養場で使用されている現行のサンプリング体制の試験として設計されたものではない。
- トライアルの結果は、ソフトウェアが商業的に利用可能なものではなく、費用が不明であり、またエラーの修正プロセスが煩雑かつ時間を要するものであることから、このプロジェクトに対するさらなる投資を正当化するものではない。
- ICCAT におけるステレオビデオの開発及び検討状況は承知しており、オーストラリアの蓄養とは移送される魚のサイズ及び尾数といった条件が異なることに留意しつつ、これらを注視していく予定である。今後の CC 会合に対するオーストラリアの国別報告書の中で、アップデートを提示していく予定である。

50. あるメンバーは、トライアルを実施したオーストラリアへの感謝を述べるとともに、移送される SBT の重量を推定するための管理オプションを探求することの重要性を強調した。

51. あるメンバーは、オーストラリアが過去 20 年以上にわたって同メンバーの漁業の検証を強化するべくステレオビデオによる検証に関する様々な約束をしてきたものの、こうした検証が最早不要であると結論づける証拠はないことを述べた。当該メンバーは、この長年にわたる課題に対処するため、具体的な措置を講じるよう奨励した。

52. オーストラリアは、直近のステレオビデオトライアルの実施にかかる同メンバーの約束を履行したこと、及び当該トライアルの成果はステレオビデオ技術が同メンバー国内漁業においてこれを導入するための条件に見合うものであると立証するものではなかったことを繰り返し述べた。

53. EC は、オーストラリア及び他のメンバーに対し、今後の遵守委員会及び CCSBT 33 会合に対する国別報告書の一部として、ステレオビデオ技術の開発状況（SBT 蓄養場での移送のモニタリングに適用できるような AI ソフトウェア及びその他の技術的進展を含む）について報告するよう要請した。

議題項目 5.　　拡大科学委員会からの報告

54. 拡大科学委員会（ESC）の独立議長であるケビン・ストークス博士は、第 30 回科学委員会会合に付属する拡大科学委員会（ESC 30）報告書を総括した文書 CCSBT-EC/2510/09 (Rev.1)を発表した。ESC 会合報告書の全体版は文書 CCSBT-EC/2510/Rep 02 のとおりである。

55. ESC 議長は、以下を含む ESC 30 からの主要な管理勧告を強調した。

- 全体的な状況としては、資源は 2035 年までに総再生産出力（TRO）の 30 % に達するとした CCSBT の資源再建目標に向けて着実に再建が進んでおり、漁獲死亡率は適切な水準にある。資源量は、現行の管理体制の下で今後も増加していくものと想定されている。

- 2026 年の総漁獲可能量（TAC）に関して、ESC は例外的状況の証拠にかかるレビューを行った。特に遺伝子標識放流プログラムに対する変更に起因する例外的状況が特定されたものの、2024－2026 漁期年に対する勧告 TAC を修正する必要はないことが合意された。したがって、ESC は、2026 年の全世界 TAC を 20,647 トンに維持すべきことを勧告した。
- ESC は、2027－2029 漁期年の TAC を勧告するためにケープタウン方式（CAP）を利用できることに合意した。ESC は、合意されている三つの入力データ（遺伝子標識放流、日本はえ縄漁獲努力量あたり漁獲量（CPUE）、近縁遺伝子標識再捕（CKMR）による親子ペア（PoP）及び半きょうだいペア（HSP））を用いて CTP を運用し、2027－2029 年における全世界 TAC を現行 TAC から 3,000 トンの増加（CTP において許容される最大の増加幅）となる各年 23,647 トンとすることを勧告した。
- ESC は、2026 年の遺伝子標識放流プロジェクトを全面的に再開することを勧告した。
- ESC は、2026 年の特定のプロジェクトに関して要望された 2 トンの調査死亡枠（RMA）を支持した。
- ESC は、EC に対し、各年の全世界 TAC のうち 6 トンを RMA に割り当てる現行の取決めを継続することを勧告した。
- ESC は、気候変動の影響を直接的に測定するのは困難であること、及び気候により影響を受ける可能性があるモニタリングデータを提供することは CTP を通じた運用上の助言を検討する上で優れたアプローチであると考えられることに合意した。
- ESC は、ESC による提案に基づき更新された科学調査計画（SRP）を含む 3 年間の作業計画を勧告した。

56. メンバーからの質問に対し、ESC 議長は以下を明確化した。

- 管理方式（MP）は現在の漁業パターンが今後も継続することを前提としているので、メンバーに対する配分割合の大幅な変更は MP のレビューを要する可能性が高いものと考えられる。
- 未考慮死亡量（UAM）推定値の更新は、2026 年の資源評価において必要である。
- CKMR プロジェクトのサンプルは、冷凍保存することにより遺伝子的な試験は後日に実施できる可能性がある。すなわち、費用全体の削減にはつながらないものの、シーケンシング及び遺伝子型判定にかかる費用を後回しにすることは可能と考えられる。
- 遺伝子標識放流プロジェクトのサンプリングの欠落又は削減による影響は複雑であるが、遺伝子標識放流による推定値の精度は低くなり、また資源評価及び MP レビューの際に実施された管理戦略評価（MSE）における不確実性は高まることとなる。これにより、例えば TAC 増加の可能性が低くなる可能性があるが、これを考慮に入れた改訂 MP を設計することは可能と考えられる。ESC 議長は、2030－2033

年の割当期間に向けた TAC 勧告の基礎情報として改訂 MP を運用できる可能性があることを確認した。

- CPUE 指数は、魚の挙動や魚がどのように漁獲されたかの影響を受けるので、資源における魚の個体数に直接的に関係するものではない。現在の CPUE 指数は予想よりもはるかに高くなっているが、まだ想定の範囲の境界線上にある。指数がさらに増加し想定範囲を逸脱した場合は、MSE において使用されたモデルが利用可能なデータと整合していないことを意味するので、懸念点となる。
- ESC は、産卵場の閉鎖又は気候変動に関する作業は計画しておらず、これらの問題についてさらに検討を進めるのであれば科学的文書又は提案の提出を要する。

57. EC は、リソース要件を含む ESC の 3 年間の作業計画は FAC による検討次第であることに留意しつつ、SC 30 報告書（**別紙 8**）を承認した。

5.1. 遺伝子標識放流プロジェクトに関する長期的な計画

58. 議長は、長期的遺伝子標識放流プロジェクトにかかる 2026 年予算は昨年の FAC による議論の中で合意されたものの、ESC は来年の同プログラムを全面的に再開することを要請したことを述べた。

59. 本件に関するさらなる議論は FAC に委嘱された。

議題項目 6.　　遵守委員会からの報告

60. 遵守委員会（CC）の独立議長であるフランク・ミーア氏は、CC 20 会合が非常に前向きに開催されたことを述べるとともに、今次会合における全ての参加者（メンバー、オブザーバー、コンサルタント、事務局及び通訳）による努力（事前協議文書におけるメンバーの質疑応答を含む）への感謝を述べた。

61. CC 議長は、EC に対して文書 CCSBT-EC/2510/Rep 01 として提出された CC 20 報告書について発表した。

62. CC 議長は、過剰漁獲に関して是正措置政策に基づく行動を要するような深刻な非遵守問題はなかったことを述べた。しかしながら、CC 20 により検討されたメンバーによる主要な遵守上の課題の一部（以下を含む）を強調した。

- 南アフリカは、漁船許可及び港内検査報告書に関する全ての報告要件を履行しておらず、また一部の分野で改善は見られるものの、依然として漁獲証明制度（CDS）の義務に履行に一部課題がある。
- インドネシアの報告輸出量は先行する漁獲モニタリング様式（CMF）に記録された SBT の数量を超過しており、また沿岸零細漁船にかかる漁獲量及び許可の報告が非常に遅れた。

- またインドネシアは、転載決議に基づく義務のうち複数を遵守しなかった。しかしながら、昨年以降の同メンバーによる遵守を強化するための措置において改善があったことが留意された。

63. CC 議長は、CC において検討されたその他の重要な問題（以下を含む）について強調した。

- ERS 措置に関するメンバーのパフォーマンスについて相当の議論があり、CC は、これまでの進捗を認識しつつも、一部のメンバーにかかるパフォーマンスを改善する必要性に留意した。
- CCSBT 戦略計画との整合を確保するための遵守計画のレビュー及び改定
- 遵守リスク及び 2026 年における優先行動にかかる検討、レビュー及び改訂
- 特に再輸出／国産品水揚げ後の輸出様式（REEF）における加工コード及び変換係数の使用にかかる検討、及び CDS において義務付けられている漁獲量の追跡及び確認に対する本件の影響
- インドネシアによる転載トライアルに関する品質保証レビュー（QAR）報告書
- CDS 決議のレビュー及び改正

64. CC 議長は、CC 20 から EC に対し、インドネシアが 2025 年 12 月 31 日までに以下を含む QAR からの勧告を踏まえた以下の策定及び実施に関する詳細な計画（実施スケジュールを含む）を提出することを条件に、インドネシアによる転載トライアルの 1 年間の延長（2026 年 10 月 31 日まで）を承認するよう勧告したことを述べた。

- 特に国内オブザーバーの役割、責任及び説明責任を網羅した、インドネシア国内オブザーバープログラムに関する政策
- データ収集プロトコル、遵守モニタリング及び各種様式（転載の詳細に関する様式及び乗船検査報告書様式を含む）の記入手順にかかるオブザーバー向けの参照ガイドラインとなるオブザーバーマニュアル（IOTC の ROP マニュアルと同様の形式及び内容）
- SBT の種同定及び CCSBT の決議（特に転載及び CDS 決議におけるオブザーバー関連の遵守モニタリング要件）に特化した転載オブザーバー向けの研修
- SBT の各個体の重量を独立的に推定するための頑健かつ実践的なプロセス
- 報告要件を適切に履行するためのより強力な連絡体制（例えば転載申告書の 24 時間以内の提出に資する衛星通信手段）

65. また CC 議長は、CC 20 から EC に対しインドネシアの返済計画に対するサポートを継続するよう勧告したこと、またインドネシアが 2025 年 12 月 31 日までに以下に関する詳細な計画を提出する予定であることを述べた。

- 沿岸零細漁業による漁獲物に関するデータ収集及び報告を改善するための措置に関する実施スケジュール
- 現状の REEF と CMF の不整合を最小化するための措置

66. インドネシアが転載に関して提出する計画及び返済計画の進捗状況は CC 21 においてレビューされる予定である。

67. CC 20 は、EC 32 に対して以下を承認するよう勧告した。
    - 改正転載決議及び改正 CDS 決議
    - 改定遵守計画
    - 2026 年に向けて更新された CC 作業計画
    - CC 20 が特定した優先度の高い専門的な遵守上の課題に対処するべく 2026 年初頭にオンラインによる TCWG 会合を開催すること

68. メンバーは、CC 議長による包括的な報告への感謝を述べた。

69. ACAP は、漁業者との複数のワークショップ、SEFRA モデルの開発及びその他のキャパシティ・ビルディングの取組を通じて ACAP が直接的に関与してきたことを述べつつ、UN-FAO の ABNJ II プロジェクトの資金による CCSBT 海鳥プロジェクトにおいて実施された取組を称賛した。しかしながら、ACAP は、海鳥類に対する SBT 漁業の影響の緩和については CCSBT が進捗を見せていないとする見解を繰り返し述べた。ACAP は、SEFRA モデルにより、エリアベースの管理措置が正当化された複数の海域（タスマン海を含む）が特定されたことを指摘した。BBNJ 協定が近く発効することは、CCSBT が海鳥に重点化したエリアベースの措置を策定するための迅速かつ直接的な行動を起こすための強力な動機となると述べた。

70. ピュー慈善基金は、CC 14 会合から遵守委員会の動向をフォローしてきたところであるが、CCSBT は先進的な遵守プロセスを多数実施してきた一方で、メンバーは漁獲枠関連の課題により重きを置いているように見受けられると述べた。ピューは、メンバーに対し、漁獲枠以外の遵守上の課題に対しても漁獲枠に関する課題と同様の関心を払うよう勧奨した。

71. バードライフは、ACAP 及びピューによるコメントに同意し、バードライフは海鳥混獲緩和措置の実施に関するキャパシティ・ビルディングに関してメンバーを支援する用意があることを述べた。バードライフは、そうしたサポートに関して既に一つのメンバーとの協議を開始している。

72. EC は、一部の勧告については FAC においてさらに検討されることに留意しつつ、CC 20 報告書（**別紙 9**）及び CC からの勧告を承認した。

6.1. インドネシアによる 2 年間の試行的洋上転載プログラム

73. 本件については議題項目 6 の下に検討され、CC 20 が勧告した改正転載決議が承認された。

議題項目 7.　　総漁獲可能量及びその配分

7.1. 2026 年の TAC 及び国別配分量の確認

2026 年の TAC の確認

74. 議長は、EC が CCSBT 30 において、CTP によって算出され ESC によって勧告されたとおり、2024－2026 年の各年の全世界 TAC を 20,647 トンとすることに合意したことを述べた。本年の ESC は、2026 年の勧告 TAC に影響するような例外的状況の存在を示す証拠はなく、したがって以前の勧告された TAC を修正する必要はないとの結論に至ったところである。

75. ESC からの助言に基づき、EC は 2024－2026 年における各年の全世界 TAC を 20,647 トンに維持することに合意した。

2026 年の調査死亡枠

76. 議長は、CCSBT 29 が 2024－2026 年の各年の TAC の中から調査死亡枠（RMA）として各年 6 トンを割り当てる措置の継続に合意したこと、及び ESC が 2025／2026 年における調査プロジェクトをカバーするために以下の数量の RMA の提供を承認したことを述べた。

- 日本が北西オーストラリアで実施する 0 歳魚 SBT 曳縄調査及び南西オーストラリアで実施する 1 歳魚 SBT 曳縄調査向けに 1.0 トン
- オーストラリアが 2025－2026 年に少数のポップアップ衛星タグを装着して SBT を放流した場合のための 1.0 トン

77. EC は、ESC が承認したとおり、2025／2026 年向け RMA として合計 2.0 トンを承認した。

2026 年の TAC の国別配分量の確認

78. CCSBT 31 は、2024 年から 2026 年におけるメンバーに対する TAC の国別配分量及び有効漁獲上限を下表 1 のとおり確認した[4]。

[4] ここでの数字は TAC の変更を要するような例外的状況がないことを前提としている。

表 1：2023 年の CCSBT 30 により合意され 2024 年の CCSBT 31 により確認された 2024－2026 年におけるメンバーに対する国別配分量及び有効漁獲上限（SBT のトン数）

メンバー	国別配分量 (t)	有効漁獲上限[5] (t)
日本	7,341	7,247
オーストラリア	7,341	7,295
ニュージーランド	1,296	1,288
韓国	1,477	1,468
台湾	1,477	1,468
インドネシア	1,193	1,336[6]
欧州連合	13	13
南アフリカ	503	527

79. 表 1 において、インドネシアの有効漁獲上限である 1,336 トンには、以下を条件とする 130 トンの一時的な特別枠が含まれている。
    - 遵守委員会において実施されるインドネシアの遵守状況に関する年次レビューを行うこと、及び一時的な特別枠を停止又は削減できること
    - この取決めは 2026 年末に終了し、それ以降には延長されないこと
    - 将来的な国別配分量に関する議論及び CCSBT による決定の解釈に対して何らの影響も与えるものではないこと
80. CC 20 において、メンバーは EC に対し、インドネシアの返済計画に対するサポートを継続するよう勧告することに合意した。
81. EC は、インドネシアに対する 130 トンの一時的な特別枠を含め、2026 年の TAC 国別配分量にかかる従前の取決めを継続することに合意した。

7.2. 2027－2029 年の TAC 及びその配分

7.2.1. TAC に関する当初の検討

82. 本議題項目では、メンバーに対し、2027‐2029 年の割当期間における TAC の決定プロセスに関する情報が提供された。
83. 議長は、ケープタウン方式の結果に基づき、ESC が 2027－2029 年の割当期間における各年の TAC を 3,000 トンの増加（MP の下に許容される最大の増加幅）、すなわち 23,647 トンとするよう勧告したことを述べた。また議長は、次期割当期間の TAC 設定について、議題 7.2.2 の下での

[5] 日本からインドネシアへの自主的移譲分 21 トン及び一時的な特別枠である 80 トンを含む。また、日本から南アフリカへの自主的移譲分 27 トンを含む。

[6] 表 1 におけるインドネシアの数字には、合意されている返済計画の一部としてインドネシアが 2026 年までの毎年に返済する 91.3 トンは含まれていない。

RMA 及び議題 7.2.3 の下での配分方式に関する検討の後に合意を求める予定であることを述べた。

7.2.2. 調査死亡枠

84. 議長は、EC は次期割当期間において固定数量を RMA として控除する方式の継続を承認するかどうかを決定する必要があること、及び ESC 30 は 2027－2029 年の割当期間においても現行方式を継続するよう勧告したことを述べた。

85. EC は、2027－2029 年の割当期間を通じて、各年の TAC から RMA として 6 トンを割り当てることに合意した。

7.2.3. 国別配分量に関するメンバーからの提案に係る検討

86. 議長は、CCSBT 31 において、メンバーが国別配分量に関して休会期間中にさらなる協議を行うこと、及び国別配分量に関する提案を行うのであればメンバーが CCSBT 32 までに検討を行うのに十分な時間を確保できるよう事務局に対して 2025 年 8 月 1 日までに文書を提出することに合意したことを想起した。また議長は、これまでに受領した提案はインドネシア提案のみであることを述べた。

87. インドネシアは、みなみまぐろの配分割合の調整に関する提案を行った文書 CCSBT-EC/2510/20 を発表した。文書を紹介するにあたり、インドネシアは以下の点を述べた。

- 本提案は、メンバーが CCSBT 32 での検討に向けてメンバーがその内容を検討するために十分な時間を確保することを目的として、合意された提出期限であった 2025 年 8 月 1 日よりも前の 2025 年 7 月 31 日に提出された。
- インドネシアは、国際的な義務及び基準に合致した保存管理措置の実施及び遵守（データ報告要件の遵守の改善を含む）を大幅に進展させた。
- インドネシアの国別配分量は、成長を続ける漁獲能力、歴史的貢献、SBT に対する国内的な依存度、及び開発途上の沿岸国としてのニーズに照らして、依然として不均衡に低いままとなっている。
- 他の CCSBT メンバーは、SBT 漁獲枠の未使用を示す繰越量を継続的に相当程度蓄積している一方で、インドネシアは何年にもわたって返済計画の実施を要求されている唯一のメンバーとなっている。
- インドネシアは、現在の配分割合は、UNCLOS、UNFSA 及び CCSBT 条約が要求する公正性、衡平性及び漁業資源の効率的な利用を反映していないと考える。
- インドネシアの提案は、特に SBT の生息域に対して直接的な管理責任を有する開発途上の沿岸国のために、漁獲能力の実態、保存に向けた

コミットメント及び衡平なアクセスをより適切に反映する配分メカニズムを確保するものである。

- インドネシアは、2027－2029 年の割当期間におけるインドネシアへの配分割合を全体の 15 % 又は最低でも 3,000 トンに増加させることを提案する。
- インドネシアは、よりバランスのとれた配分により、共有の SBT 資源の利用にかかる公正性、効率性及び持続可能性を強化することになるものと考える。
- インドネシアは、漁獲枠配分にかかる客観的な基準が存在しないことに疑義を持っており、現行の配分システムは根本的に不公平であって、インドネシアを含む委員会の開発途上のメンバーが制度的に不利益を被っているものと受け止めている。

88. メンバーは、提案を行ったインドネシアへの感謝を述べるとともに、開発途上の沿岸国としての地位を認識し、国別配分量に関するインドネシアの懸念の解決を目指す意向を示した。メンバーは以下を指摘した。

- 現行の CCSBT における国別配分は長年にわたる交渉の結果であって、歴史的な漁獲実績、漁獲能力、及び資源再建に向けたメンバーによる過去及び現在の投資といった多くの要素が考慮されたものである。
- 一部のメンバーは、自国漁船による過剰漁獲の可能性を排除するためにそれぞれの漁獲枠から一定量を留保しており、これを含む全ての未漁獲量が次の漁期に繰り越されている。
- あるメンバーは、インドネシアの SBT 漁獲量の大部分は南緯 20 度以南の統計海区 2 由来であり、したがってこれは国家管轄外の水域における漁獲であると述べた。
- 一つのメンバーの漁獲枠に対する大幅な調整は、メンバー間における現在の配分バランスを損なう可能性がある。
- インドネシアには継続的な遵守上の課題があり、また現在も過去の過剰漁獲分の返済の途中にある。一方で、インドネシアによる遵守状況の改善及び 2026 年までに返済計画を完了するというインドネシアの意向を認識する。
- インドネシアの漁獲能力は 2019 年以降着実に増加しており、こうした増加がさらなる過剰漁獲能力につながる可能性が懸念される。
- 国別配分量は、現行の配分プロセスを尊重しつつ、SBT 漁業の変化についても慎重に認識する必要がある。

89. 遵守委員会からの勧告に基づき、インドネシアは、2025 年 12 月 31 日までに詳細な改善計画（実施スケジュールを含む）を提出することとされている。メンバーは、計画された改善がどのように実行されるのかを理解するべく、当該計画を確認することを楽しみにしていることを述べた。

90. インドネシアは、2025 年 12 月 31 日までに詳細な改善計画（実施スケジュール）を提出するとした同メンバーの約束を確認した。

91. あるメンバーは、インドネシアに対し、漁獲量を漁獲枠の範囲内に維持するためのインドネシアの作業計画並びに国別配分量にかかる議論にも関連することを述べつつ、CCSBT 32 会合中又はそれが不可能な場合は 2026 年に、直近 3 年程度の SBT 漁獲物にかかる領海、EEZ 及び公海の内訳を提供するよう要請した。インドネシアは今次会合中に一部のデータを提供したものの、当該情報には漁獲物の重量に関する情報が含まれていなかったので、当該メンバーはインドネシアに対し、再度、本年に不可能な場合は来年においてより詳細な情報（各海域ごとの漁獲量を含む）を提供するよう要請した。

92. インドネシアは、同メンバーの漁獲能力に比して国別配分量が少ないことが遵守上の問題を今日まで悪化させてきたと主張した。さらにインドネシアは、要望した 15 % の配分は十分に同メンバーの漁獲能力の範囲内にあり、管理不可能な国別配分量を求める考えはないと主張した。

93. あるメンバーは、国別配分量の増加を可能とするには他メンバーの国別配分量を同量分削減する必要があるが、相対的な割合は維持されるべきであると述べた。

94. あるメンバーは、メンバーは衡平かつ比例的な漁獲枠配分を目指すべきであり、いかなる配分方式にも効果的な管理を伴わなければならないことを述べた。インドネシアは、当該メンバーが述べた「衡平かつ比例的な漁獲枠配分」及び「効果的な管理」とは具体的に何を指すのかについての明確化を求めた。当該メンバーは、インドネシアによる継続的な遵守上の課題に対する懸念を表明し、2024 年においてインドネシアの漁獲量が TAC の範囲内に維持されたのかどうかを事務局が確認できなかったことを指摘した。

95. あるメンバーは、漁獲枠の配分には効果的な監視・管理・取締（MCS）措置を伴う必要性を述べた。インドネシアは、何が厳格な MCS 措置と見なされるのかについての明確化を求めた。当該メンバーは、インドネシアには継続的な遵守上の問題があること及びインドネシアは返済義務の途中にあることを強調した。インドネシアは、当該返済計画は 2026 年に完了予定であることを述べた。

96. あるメンバーは、現行の配分基準は衡平ではないとの見解に合意し、将来的な基準は国連公海漁業協定第 11 条に基づき、これに整合したものとすべきことを述べた。同メンバーは、遵守状況や返済の進捗にかかわらず、この議論を先送りし続けることは委員会にとってのリスクを伴うと述べた。さらなる遅延は依存度を固定化し、遵守の成熟を遅らせ、また開発途上国の地位並びに UNCLOS 及び国連公海漁業協定の下での協力義務を損なわせる可能性がある。当該メンバーは、開発途上のメンバーが段階的に移行的配分量を拡充できるような配分基準を策定することを提案した。

97. インドネシアは、委員会は配分基準に関する検討を開始したことに言及し、前回会合において委員会は ICCAT を含む他 RFMO の事例を参考にしたこと、またその検討においては漁獲能力及び開発途上国のニーズも考

慮されたことを述べた。委員会はその議論を再開していないものの、インドネシアは、この問題に対する関心が依然として不十分であると認識している。

98. あるメンバーは、インドネシアに対し、同メンバーの国別配分量の増加に関する提案に対して各メンバーがどの程度寄与することを想定しているのかを質問した。また別のメンバーは、インドネシアの提案が他のメンバーの配分量に対して及ぼす影響についてインドネシアは分析したのかを尋ねた。インドネシアは、依然として他のメンバーの配分量については尊重しており、最も衡平な解決策を見出すべく協議に望むことを希望した。

99. またインドネシアは、CCSBT 31 に対して同メンバーによる配分量提案の詳細な内訳を提出したが、その際にメンバーは厳格又は詳細な提案は望ましくないとの反応であったことを述べた。したがって、インドネシアは、CCSBT 32 に対してシンプルな提案を提出したところである。またインドネシアは、遵守という点のみを繰り返して強調されることで、会合の議論が公正かつ公平な国別配分量の策定から逸脱してしまっているとの認識を示した。

100. メンバーは、事務局に対し、複数年にわたるメンバーの国別配分量及び有効漁獲上限にかかるシミュレーションを検討用に提供するよう要請した。事務局は、会合中にメンバーの参照用データを提出した。

101. インドネシアは、予定されている休会期間中の会合では特に提案されている配分量の数量について検討すべきこと、また国別配分量にかかる議論について休会期間中の一度の会合で結論に至るよう目指すべきことを述べた。

102. メンバーは、時間をかけて配分提案について検討したものの、今次会合中にコンセンサスに至ることはできなかった。メンバーは、建設的な協議に対して真摯な感謝を表明するとともに、提案について休会期間中も議論を継続することに合意した。会合は、こうした休会期間中のプロセスを通じて速やかに進捗させることの重要性を認識した。

103. インドネシアは、対話によって公正かつ衡平な解決策を達成するべく真摯かつ継続的に努力してきたにもかかわらず、それに見合った対応が得られなかったことへの失望を表明した。インドネシアは、会合開会の 60 日以上前に提案を行ったにもかかわらず、他のメンバーからはインドネシアの懸念にどのように対処するのかにかかる確固たる立場が示されなかったように感じていると述べた。インドネシアは、資源の保存にかかる約束、遵守の向上に向けた不断の努力、また開発途上の沿岸国としての課題を明確に示してきたことを述べた。インドネシアは、休会期間中の会合は具体的な国別配分量の数字にかかる議論に焦点を当てる形で計画すべきであり、さもなければこうした検討を行う意味がないと考えることを強調した。またインドネシアは、これらの検討は一度の会合で決着を付けるべきであり、明確な根拠無しにインドネシア提案に含まれる最低限の国別配分量の水準が受け入れられないのであれば、議論を継続

する合理的な理由を見出すことができないと述べた。インドネシアは、今次会合の結果を本国の指導部に報告し、CCSBT との関係の見直しを含めて今後の対応を検討する予定であることを述べた。インドネシアは、今次会合の結果にかかわらず、メンバーが配分プロセスにおける公正性、均衡性及び衡平性の重要性について再考することを期待している。

104. 他のメンバーは、この問題については会合中に十分に検討されたことを指摘し、インドネシアに対する国別配分量の増加に関して異なる方式を検討する中で示されたメンバーの柔軟な対応への感謝を表明した。メンバーは、国際法及び CCSBT 条約は具体的な国別配分量の数字に合意するための明確な基準を示していないことを認識しつつ、この問題の複雑さに留意した。メンバーは、全てのメンバーが受け入れ得る国別配分量の合意に向けてインドネシアとさらに協議していくことへの強い意向を表明し、全メンバーに対し、この問題に対処するためのアプローチ及び国別配分量の数量に関して引き続き開かれた姿勢と柔軟性をもって対応するよう勧奨した。

7.2.4. TAC 及び国別配分量の設定

105. 議長は、EC が 2027－2029 年の割当期間の TAC について合意に達した場合、個別のメンバーに対する国別配分量の決定には全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議（配分決議）に規定された配分方式が適用されることを改めて述べた。議長は、メンバーに対し、ケープタウン方式（CTP）の計算結果に基づき 2027－2029 年の割当期間の各年の TAC を 23,647 トンとすることとした ESC からの勧告を想起した。

106. あるメンバーは、ESC からの助言に基づき、提案された TAC の増加を支持することを述べた。

107. 他のメンバーは、今次会合において TAC の増加を支持する立場にはないことを述べるとともに、CCSBT 33 において決定することがより適切と考えられることを提案した。

108. 会合は、2027－2029 年の TAC に関する決定を CCSBT 33 に先送りすることに合意した。

議題項目 8. 戦略計画の目標に対する進捗状況

109. 本議題項目にかかる議論は EC 会合の開会前に文書通信により開始された。

110. 議長は、メンバーが CCSBT 30 において、委員会の全体的な目的を達成するために委員会をどのように運営すべきかに関する共通のビジョンを総括した改定戦略計画を採択したことを想起した。さらに議長は、EC に対し、戦略計画には EC が実施することとされた複数の行動事項が含まれていること、及び EC による年次モニタリングレビューを実施するために

必要な情報を取りまとめる形で事務局が作成した進捗状況に関する文書をレビューする任務が与えられていることを述べた。

111. 事務局は、戦略計画に対する進捗状況の報告に関する文書 CCSBT-EC/2510/12 を発表した。本文書において、事務局は、実施主体として EC が割り当てられている行動事項のうち本年に実施が予定されていた事項に関するアップデートを提示するとともに、意思決定にかかる透明性についてのレビューを行い、さらに CCSBT として戦略計画の次期レビューに向けた準備を開始する必要性に言及した。

112. 会合は、透明性に関する批判はいずれも、オブザーバーの参加が禁じられている代表団長（HoD）会議の利用に関するものであったことに留意した。しかしながら、代表団長会議は原則的に国別配分量又は人事に関する議論において利用されるものであることに留意した。

会合は、事務局に対し、CCSBT 33 における検討に向けて次回の独立パフォーマンス・レビューに関する付託事項案を作成する任務を課した。

戦略計画に対する進捗状況に関する拡大委員会からの報告書：2025 年

113. 戦略計画に対する進捗状況報告書を更新するための小グループが招集され、オーストラリアが当該小グループの作業をリードした。

114. メンバーは小グループによる作業に感謝し、EC は**別紙 10** に示した戦略計画に対する進捗状況報告書に合意した。

8.1. キャパシティ・ビルディング作業計画に基づくニーズ評価及びイニシアティブの策定

115. 議長は、CCSBT 31 において、EC が CCSBT キャパシティ・ビルディング作業計画に合意したことを述べた。

116. 事務局は、キャパシティ・ビルディング作業計画に基づくニーズ評価及びイニシアティブの策定に関する文書 CCSBT-EC/2510/13 を発表した。事務局は、キャパシティ・ビルディング作業計画に従い、ESC 及び CC が、事務局及びそれぞれの議長からの予備的な助言に基づく最初のニーズ評価を実施したことを述べた。さらに事務局は、ESC は EC に対して科学の分野における追加的なキャパシティ・ビルディング・イニシアティブに関しては何ら勧告を行わなかったものの、ESC は会合参加基金（MPF）や科学プロジェクトといった現行のキャパシティ・ビルディング・イニシアティブへのサポートを継続することを奨励した。

117. EC は、遵守分野のキャパシティ・ビルディング・イニシアティブの策定に関して CC 20 は具体的な勧告を行わなかったものの、CC 議長がメンバーに対し、追加的なキャパシティ・ビルディング・イニシアティブに関する具体的な提案を作成した上で当該イニシアティブをサポートするための資金調達方法について事務局からのガイダンスを求めるよう奨励したことを想起した。CC は、ニュージーランド、インドネシア、南アフリカ及び事務局が協力し、2025 年 12 月 31 日までに電子モニタリングの分

野における追加的なキャパシティ・ビルディングにかかる構想を具体化することに合意した。

118. インドネシアは、開発途上国に対するキャパシティ・ビルディングにより CCSBT の科学プロセス及び遵守プロセスへのより効果的な関与及び参加に資することができることを述べつつ、開発途上国に対するキャパシティ・ビルディングの実施を支持した。インドネシアは、同メンバーのキャパシティを強化する必要性を認識しており、支援を提供したドナー及びメンバーへの感謝を述べた。さらにインドネシアは、CCSBT における開発途上のメンバーに対するさらなるキャパシティ・ビルディングの実施へのサポートを表明するとともに、このプロセスを継続するよう要請した。

議題項目 9. 生態学的関連種（ERS）

9.1. ERS に関するメンバーのパフォーマンス

119. 議長は、ERS に関するメンバーのパフォーマンスにかかる事務局からの報告書は遵守委員会に対して文書 CCSBT-CC/2510/05 として提出され、遵守委員会において既に検討されたことを述べた。議長は、会合に対し、CC 会合では提起されなかったものの EC が検討すべき追加的な問題があるかどうかを尋ねた。

120. メンバーによって提起された追加的な問題はなかった。

9.2. 2025 年 ERS 技術会合の結果

121. 2025 年の生態学的関連種技術作業部会（2025 年 ERS 技術会合）は、CCSBT が実施するまぐろはえ縄漁業における海鳥類に関する空間明示的漁業リスク評価（SEFRA））モデルを最終化するため、また EC によって検討予定の CCSBT における ERS 及び混獲に関する行動計画の対象となる非漁獲対象さめ種リストについて検討するため、2025 年 4 月 7－11 日にウェリントン（ニュージーランド）でハイブリッド会合として開催された。

122. 生態学的関連種作業部会の独立議長であるマーティン・クライア博士は、2025 年の ERS 技術会合にかかる議長報告（2025 年 SEFRA 技術報告書を含む）に関する文書 CCSBT-EC/2510/14 を発表した。ERSWG 議長は会合に対し、全てのまぐろ類を漁獲対象として CCSBT メンバーが実施するまぐろはえ縄漁業における海鳥に関する SEFRA モデルを最終可すること、及び CCSBT における ERS 及び混獲に関する行動計画で網羅される非漁獲対象さめ種リストについて検討することが 2025 年の ERS 技術会合に課された任務であったことを述べた。ERS 技術会合は、2024 年モデルを基礎として、以前に特定された主要な問題点に対処することにより、海鳥に関する SEFRA をモデルの成功裏に最終化することができた。また

ERS 技術会合は、非漁獲対象さめ種リストに関する決定に至り、既存の ERS データ交換要件をデフォルトの種リストと見なすことに合意した。

123. ERSWG 議長は、EC に対して以下を要請した。

- EC は、CCSBT 海鳥に関する複数年戦略に基づく ERSWG による継続的な取組をサポートするため、本文書別添 2 に示した 2025 年 SEFRA 技術報告書を承認すること。
- EC は、CCSBT の外部（例えば他のまぐろ類地域漁業管理機関（RFMO））が SEFRA コードを活用することができるようにこれを公開すること。ただし、公開の対象はコード部分のみに厳格に限定することとし、メンバーから提供された入力データは一切これに含まないこと。
- EC は、第 16 回生態学的関連種作業部会（ERSWG 16）の開催時期及び開催地を決定し、ERSWG の常設議題項目に加えて ERSWG からの助言を求める具体的な事項があればこれを示唆すること。

124. 質問に対し、ERSWG 議長は以下を述べた。

- 全世界リスク評価については、具体的なタイミング及びプロセスはまだ最終化されていないものの、予定通りに完了できるものと想定している。
- モデルにおける混獲は属レベルで推定されており、漁獲努力量と海鳥分布マップとの推定重複度を用いて種レベルの推定値に分解されている。将来的には、オーストラリア及びニュージーランドが実施している羽根及び剖検の結果を活用することにより、種レベルの種同定の精度がさらに向上することが期待される。
- モデルは SBT 漁業のみでなく全てのまぐろはえ縄漁業を包括しており、また相対的リスク評価である点に留意することが重要である。

125. あるメンバーは、SEFRA の取組に関して他のまぐろ類 RFMO との調整はされたのかどうかを尋ねた。

126. 事務局は、この取組に対する関心を示した IOTC 及び WCPFC の両機関の担当者から連絡があったことを述べるとともに、SEFRA コードの公開にかかる要請は他の RFMO（特に IOTC 及び WCPFC）が SEFRA モデルを利用する機会を提供するためのものであることを明確化した。

127. バードライフは、SEFRA の手法が合意されたこと及び最終報告書が承認されたことを歓迎した。バードライフは、種を属レベルに集計する必要性といったモデルの注意書き及び将来的な評価に関して解決を要するいくつかの問題は、SBT 漁業にかかるモニタリングの強化によって対処することができ、また将来的な SEFRA の推定値の頑健性にも貢献することができると述べた。海鳥プロジェクトのエレメント 4 の一部としての採択された SEFRA モデルを活用した海鳥類に対する漁業の影響に関する全世界リスク評価に関して、バードライフは、この活動を完了し FAO に成果を提出する予定であるのかどうかの確認を求めた。

128. ACAP は、SEFRA モデルの開発における ERS 技術作業部会の関与を称賛した。ACAP は、モデルの使用に関する注意事項の簡潔な要約及び前回評価と今次評価の結果の比較を含め、SEFRA モデルからの出力にかかる概要を作成することを勧告した。また ACAP は、SEFRA の出力において死亡率が相対的に高いものとして特定された海鳥種の多くは 2026 年に IUCN による再評価が行われる予定であり、一部の種は深刻な絶滅危惧種のカテゴリに格上げされる可能性があることを述べた。そうした格上げは、CCSBT による管理行動をさらに促進するものと考えられる。

129. ピュー慈善基金は、ERSWG 議長に対し、CCSBT メンバーのまぐろはえ縄船団（ただしインドネシア及び EU は除く）による相対的死亡率は最大 114 % と推定されたギブソンアホウドリを例に挙げつつ、提示された結果概要の解釈の確認を求めた。ERSWG 議長は、基本的に指摘のとおりであり、これを神戸プロットで表現した場合、ギブソンアホウドリは赤の領域に位置し、緑の領域から離れていく形になると回答した。

130. メンバーは、ERSWG における次のステップは評価の結果及び考え得る管理行動を検討することである旨を強調した。また、ACAP はこの点を支持した。

131. EC は、CCSBT 海鳥複数年戦略に沿った ERSWG の継続的な取組を支援するための 2025 年 SEFRA 技術報告書の承認を含め、ERS 技術作業部会からの勧告を承認することに合意した。また EC は、CCSBT 外（例えば他のまぐろ類 RFMO）での利用を可能とするべく、要請に応じて SEFRA コードを公開することに合意した。ただし、SEFRA コードの公開はモデルのコード部分に厳格に限定され、メンバーから提供された入力データは一切含まれない。

9.3. CCSBT における ERS 及び混獲に関する行動計画

132. 議長は、2024 年の ERSWG 15 が CCSBT 32 に対し、2025 年の ERS 技術作業部会において策定予定の非漁獲対象さめ種リストを含める形で生態学的関連（ERS）及び混獲に関する行動計画案を採択するよう勧告したことを述べた。また議長は、議題項目 9.2 の下で検討されたとおり、EC は同行動計画の対象となる非漁獲対象さめ種リストに関する ERS 技術作業部会からの勧告を承認したことを踏まえ、EC に対して最終化された行動計画の承認が求められていることを述べた。

133. EC は、非漁獲対象さめ種について、必要な情報を既に収集し資源評価及びその他の評価を実施している他のまぐろ類 RFMO と緊密に連携すべきことに留意した。また、こうした評価結果は、ERSWG 16 の暫定議題案でも考慮すべきである。

134. EC は、ERSWG が「個別目標を達成するための行動」に総括された 2026 年の行動事項に取り組むことに留意しつつ、**別紙 11** に示した ERS 及び混獲行動計画を採択することに合意した。

9.4. CCSBT ERS 決議のレビュー

135. 本議題項目にかかる議論は EC 会合開会前に文書通信により開始された。

136. 議長は、ICCAT、IOTC 及び WCPFC の年次会合における ERS 関連の決定を踏まえた、CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類 RFMO の措置と調和させるための決議改正案を提示した文書 CCSBT-EC/2510/15 を事務局が作成したことを述べた。

137. 会合は、**別紙 12** に示した改正 CCSBT ERS 決議を採択することに合意した。

議題項目 10.　　非メンバーとの関係

138. 本議題項目にかかる議論は EC 会合開会前に文書通信により開始された。

139. 事務局は、CCSBT 31 以降の非メンバーと事務局との連絡状況について総括した文書 CCSBT-EC/2510/17 を提出した。カナダ、中国、フィジー、フィリピン、セイシェル、タイ及び米国が今次会合及び CC 20 会合にオブザーバーとして参加するよう招請されていたところである。

140. 会合は、特に日本の刺し身市場が飽和状態にあること及びまぐろの価格の停滞により日本への影響に影響が出ていること、またその結果として他の市場開拓の動きにつながっていることを踏まえ、CDS への協力を求めるための市場国への働きかけの重要性に留意した。

141. EC は、中国、フィジー、フィリピン、セイシェル、タイ及び米国を CC 21 及び CCSBT 33 にオブザーバーとして参加するよう招請することに合意した。

議題項目 11.　　他の機関との活動

11.1. 他の RFMO との休会期間中の連携に関する事務局からの報告

142. この議題項目にかかる議論は EC 会合の開会前に文書通信により開始された。

143. 事務局は、他の機関との活動に関する文書 CCSBT-EC/2510/18 を提出した。本文書において、事務局は、まぐろ類 RFMO 間の事務局長間で良好な協力関係が維持されており、共通の関心事項に関して定期的に意思疎通を図っていること、また様々なまぐろ類 RFMO の強みをグループとして発揮することで様々な国内的な場においてより高い認知度を得ることが可能になっていることを強調した。このことは、CCSBT にとっては特に BBNJ 関連の文脈において有益であった。

144. EC は、**別紙 13** に示した CCAMLR との既存の了解覚書（MoU）について、今後 3 年間を対象に更新することに合意した。

145. また EC は、文書 CCSBT-EC/2510/18 に列記された 2026 年における事務局による会合参加予定リストを支持した。

11.2. 国連海洋法条約の下での国家管轄外の区域における海洋生物多様性の保存及び持続可能な利用に関する協定（BBNJ）

146. 議長は、2024 年の CCSBT 31 において、国産海洋法条約の下での国家管轄外の区域における海洋生物多様性の保存及び持続可能な利用に関する協定（BBNJ）を将来の EC 会合の常設議題項目とすることに合意したことを述べた。さらに、オーストラリアは、CCSBT に対して毎年 BBNJ に関する報告を行うことを申し出たところである。

147. オーストラリアは、国家管轄外の区域における海洋生物多様性（BBNJ）に関するアップデートを提示した文書 CCSBT-EC/2510/22 を発表した。オーストラリアの文書では、BBNJ 協定に関する背景情報、及び BBNJ に関する直近の検討状況及び会合（直近の準備委員会（PrepCom）を含む）の結果を提示した。オーストラリアは、BBNJ 協定は既に発効に必要な批准数に達しており、2026 年 1 月 17 日に発効すること、また最初の加盟国会議（COP）が 2026 年初頭に予定されていることを述べた。オーストラリアはメンバーに対し、BBNJ と RFMO との関係性を効果的なものとするとともに将来的な BBNJ の下での措置が RFMO の義務と整合したものとなるよう確保するべく、自国の BBNJ 代表と連携を図るよう奨励した。

148. またオーストラリアは、5 つのまぐろ類地域漁業管理機関事務局の共同声明に関する文書 CCSBT-EC/2510/23 を提出した。これは 2025 年 8 月に開催された第 2 回 BBNJ 準備委員会会合に対してまぐろ類 RFMO から提出された共同声明である。オーストラリアは、本文書ではまぐろ類 RFMO における既存の権限が強調さており、また RFMO の措置を損なうことなく、これと協力するよう奨励されていることを述べた。

149. 会合は、包括的かつ情報に富んだ文書を提出したオーストラリアへの感謝の意を表した。本文書への質問に対し、会合は以下に留意した。

- BBNJ 関連を取り扱う者と RFMO に関わる担当者は、同一国内であっても必ずしも同じ者であるとは限らない。したがって、異なる立場がとられる可能性があり、担当者間の連携及び意思疎通が極めて重要となる。
- CCSBT は、科学的な専門性を確立し効果的な生態系ベースの管理手法を策定してきたところであり。これらはいずれも公海の生物多様性保全に不可欠なものである。
- BBNJ が RFMO の権限を認識すること、特に全ての RFMO メンバーが BBNJ 関連の議論に参加できるようにすることが重要である。

150. 会合は、BBNJ の会合（特に今後の PrepCom）において事務局がより能動的な役割を果たすことを支持した。

151. インドネシアは、みなみまぐろの保存海域と BBNJ 協定について検討した文書 CCSBT-EC/2510/24 を発表した。インドネシアは、BBNJ 協定の交渉中に積極的な役割を果たしてきたこと、BBNJ 協定に対する強力なコミットメント、また協定に早期に署名しかつ批准したことを述べた。本文書では以下を求めた。

- メンバーに対し、生物多様性をサポートするとともに SBT 資源の再建及び長期的な持続可能性に寄与するため、エリアベース管理ツール（ABMT）を含む保護区が果たし得る役割について CCSBT 内で検討を開始することの招請
- CCSBT の権限が将来的な公海のガバナンスを適切に反映するよう確保するべく、BBNJ 協定、生物多様性条約の KMGBF[7]（30x30）及び FAO の漁業に対する生態系アプローチといった世界的な枠組みと CCSBT との連携を検討することの奨励
- メンバーに対して過度の負担を課すこと無く、また CCSBT の権限を損なわない形で、考え得る保存措置（ABMT を含む）がどのように既存の CCSBT 管理措置の遵守につながるように設計できるかに関する意見交換及び技術的な理解の促進
- 開発途上国を含む全てのメンバーの関心事項を考慮し、また CCSBT の意思決定プロセスを尊重した保存に関する対話を確保しつつ、公平性及び協力を促進

152. あるメンバーは、ESC が既に SBT 資源に対するエリアベース管理の構想に対応し、現行のクオータベースの管理手法が効果的であると助言したことに対するインドネシアの見解の明確化を求めた。ESC 議長は、ESC は CCSBT 戦略計画に関わる質問への回答として数年前に本件についてレビューしたことを確認した。さらに議長は、ESC は、現行の TAC ベースの管理手法は有効であり、SBT 産卵海域のさらなる保護に関する明白な必要性は認められないとの見解であったことを確認した。

153. インドネシアは、戦略計画の行動事項に CCSBT と BBNJ 協定及びその規定との連携を含めることを提案した。この点について、インドネシアは、SBT 産卵海域に関して BBNJ 協定の下でのエリアベース管理ツール（ABMT）に関して利用可能なデータ及びモデルに基づく予備的な検討を実施することができると提案した。さらにインドネシアは、CCSBT 事務局と BBNJ 協定事務局との間の協力を開始することを提案した。

議題項目 12.　　データ及び文書の機密性

12.1.　2025 年の報告書及び文書にかかる機密性

154. 本議題項目にかかる議論は EC 会合の開会前に文書通信により開始された。

---

[7] 昆明・モントリオール生物多様性枠組

155. EC は、事務局文書 CCSBT-ESC/2508/04「事務局による漁獲量のレビュー」の別紙 A を除き、CCSBT 32 の下での全ての会合報告書及び会合に提出された文書を公開することに合意した。

議題項目 13.　　2026 年の会合

156. 本議題項目にかかる議論は EC 会合の開会前に文書通信により開始された。

157. EC は、2026 年の ESC、CC 及び EC 会合について、ブリュッセルにおいて以下の日程により対面会合として開催することに合意した。

- 第 31 回拡大科学委員会会合：2026 年 8 月 24－28 日（5 日間）
- 第 21 回遵守委員会会合：2026 年 10 月 1－3 日
- 第 33 回拡大委員会会合：2026 年 10 月 5－8 日

158. EC は、第 16 回オペレーティング・モデル及び管理方式に関する技術会合（OMMP 16）を 2026 年 6 月 22 日の週にシアトル（米国）において対面会合として開催することに合意した。

159. EC は、遵守専門作業部会（TCWG）を 2026 年初頭にオンライン会合として開催することに合意した。オンライン TCWG の開催日程については、CC 議長及びメンバーとの協議により休会期間中に決定される。

160. また EC は、第 16 回生態学的関連種作業部会会合（ERSWG 16）を 2026 年初頭にキャンベラ（オーストラリア）においてハイブリッド会合として開催することに合意した。ERSWG 16 の具体的な開催日程は、ERSWG 議長とメンバーとの協議により休会期間中に決定される。

議題項目 14.　　第 33 回委員会年次会合に付属する拡大委員会議長及び副議長の選出

161. 議長は、EC の議長及び副議長の推薦はなかったので、従前の方式及び会合主催のローテーションに従って議長及び副議長が決定されることを述べた。したがって、欧州連合が EC 議長を、また南アフリカが副議長を務めることとなる。

162. 議長は、欧州連合及び南アフリカに対し、可能な限り速やかに議長及び副議長を務める推薦者をそれぞれ事務局に通知するよう要請した。

163. 南アフリカは、可能な限り速やかに副議長を推薦することを述べた。

164. 事務局長は、会合の閉会後に欧州連合に対して議長の推薦を求める予定である。

議題項目 15.　　その他の事項

165. 本議題項目にかかる議論は EC 会合の開会前に文書通信により開始された。

166. メンバーにより提起されたその他の事項はなかった。

議題項目 16.　　閉会

16.1. 報告書の採択

167. 会合報告書が採択された。

16.2. 閉会

168. 会合は、2025 年 10 月 9 日午後 2 時 59 分に閉会した。

別紙リスト

別紙

1. 参加者リスト
2. 第 32 回 CCSBT 年次会合に対するインドネシア海洋水産大臣による開会の辞
3. 議題
4. 文書リスト
5. メンバーのオープニング・ステートメント
6. オブザーバーのオープニング・ステートメント
7. 財政運営委員会報告書
8. 第 30 回科学委員会会合報告書
9. 第 20 回遵守委員会会合報告書
10. 戦略計画に対する 2025 年の進捗状況に関する拡大委員会からの報告
11. 生態学的関連種の混獲に関する戦略
12. CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類 RFMO の措置と調和させるための決議
13. みなみまぐろ保存委員会と南極海の海洋生物資源の保存に関する委員会との間の取決め

別紙 1

参加者リスト
第32回委員会年次会合に付属する拡大委員会

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Email
EXTENDED COMMISSION CHAIR						
Indra	JAYA	Prof			INDONESIA	indrajaya123@gmail.com
SCIENTIFIC COMMIITEE CHAIR						
Kevin	STOKES	Dr			NEW ZEALAND	kevin@stokes.net.nz
COMPLIANCE COMMITTEE CHAIR						
Frank	MEERE	Mr			AUSTRALIA	fmeere@gmail.com
ECOLOGICALLY RELATED SPECIES WORKING GROUP CHAIR						
Martin	CRYER	Dr			NEW ZEALAND	cryerm56@gmail.com
MEMBERS						
AUSTRALIA						
George	DAY	Mr	Head of Delegation/ Assistant Secretary	Department of Agriculture, Fisheries and Forestry	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	George.day@aff.gov.au
Anna	WILLOCK	Ms	Deputy Chief Executive Officer	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	anna.willock@afma.gov.au
Neil	HUGHES	Mr	Alternate/ Assistant Director, Regional Fisheries	Department of Agriculture, Fisheries and Forestry	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	neil.hughes@aff.gov.au
Lakshmi	GUDPATI	Ms	Senior Policy Offcier	Department of Agriculture, Fisheries and Forestry	GPO Box 858 Canberra ACT 2601 Australia	Lakshmi.Gudipati@aff.gov.au
Jeremy	SMITH	Mr	Manager Southern Bluefin Tuna Fishery	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	Jeremy.smith@afma.gov.au
Fraser	McEachan	Mr	Manager, Foreign Compliance Policy	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	fraser.mceachan@afma.gov.au
Peter	PRICE	Mr	Consultant	Atlantis Fisheries Consulting Group	PO BOX 2333, Brighton Nth VIC 3186, Australia	pete@atlantisfcg.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Email
Daniel	CASEMENT	Mr	Chief Executive Officer	Australian SBT Industry Association	PO Box 1146, Port Lincoln, SA. 5606	ceo@asbtia.org
Marcus	STEHR	Mr	Managing Director	Stehr Group	PO Box 159, Port Lincoln, SA 5606, Australia	marcus@stehrgroup.net
Kylie	PETHERICK	Ms	Chief Financial Officer	Stehr Group	PO Box 159, Port Lincoln, SA 5606, Australia	kylie@stehrgroup.net
Peter	FARE	Mr	Marketing Manager	Australian Fishing Enterprises Pty Ltd Chair ASBTIA Executive Committee	PO Box 1073, Port Lincoln, SA. 5606	peterfare@saringroup.com.au
Terry	ROMARO	Mr	Managing Director	Ship Agencies Australia Pty Ltd	PO Box 1093, Fremantle, WA 6160, Australia	terry@romaro.name
Sean	ROMARO	Mr	Executive	Ship Agencies Australia Pty Ltd	PO Box 1093, Fremantle, WA 6160, Australia	sean@romaro.name
Amrik	AULAKH	Mr	Assistant to the Managing Director	Dinko Tuna Farmers PL	PO Box 2013, PORT LINCOLN 5606	amrik@dinkotuna.com
Lukina	LUKIN	Ms	Owner/Manag	Dinko Tuna Farmers PL	PO Box 2013, PORT LINCOLN 5606	Lukina@dinkotuna.com
FISHING ENTITY OF TAIWAN						
I-Lu	LAI	Mrs	Section Chief	Fisheries Agency, Ministry of Agriculture	8F.,No.100, Sec. 2 Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100060, Taiwan, (R.O.C.)	ilu@ms1.fa.gov.tw
Jia-Hao	CHANG	Mr	Associate Technical Specialist	Fisheries Agency, Ministry of Agriculture	8F.,No.100, Sec. 2 Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100060, Taiwan, (R.O.C.)	jiahao0516@ms1.fa.gov.tw
David Yi-Kun	LEE	Mr.	Project Manager	Overseas Fisheries Development Council	No. 14, Wenzhou St., Da'an Dist., Taipei City 106018, Taiwan (R.O.C.)	davidlee@ofdc.org.tw
Po-Hsiang	LIAO	Mr.	Ph.D. student	National Taiwan University	No.1, Sec. 4, Roosevelt Road, Taipei City, 10617, Taiwan	d12a21002@ntu.edu.tw
Wen-Ning	CHANG	Dr.	Assistant Professor	National Taiwan Ocean University	No. 2, Beining Rd., Zhongzheng Dist., Keelung City, Taiwan	cwenning@email.ntou.edu.tw

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Email
Te Hwa	HSU	Mr.	Secretary	Ocean Affairs Council	L12 & L17 Gedung Artha Graha, Jalan Jendral Sudirman No. Kav 54-55, Senayan, Kebayoran Baru, RT.5/RW.3, Senayan, Jakarta Selatan, Kota Jakarta Selatan, Daerah Khusus Ibukota Jakarta	sam78414@gmail.com
Hsiu-Wan	CHEN	Mrs	Section Chief	Taiwan Tuna Association	3F-2, NO.2, Yu Kang Middle 1st RD, Kaohsiung, Taiwan	ann@tuna.org.tw
INDONESIA						
Syahril Abd	RAUP	Dr.	Director of Fish Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	syahril.abd.raup@kkp.go.id
Putuh	SUADELA	Mrs.	Associate Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	putuhsuadela@gmail.com
Fayakun	SATRIA	Dr.	Senior Scientist	Centre for Fishery Research, National Research and Innovation Agency	Jl. Kp. Sampora No.5, Nanggewer Mekar, Cibinong Kabupaten Bogor Jawa Barat	fsatria70@gmail.com
Nilanto	PERBOWO	Mr.	Principal Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	perbowon@kkp.go.id; perbowon@me.com
Hary	CHRISTIJANTO	Mr.	Associate Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	hchristijanto@yahoo.com.
Riana	HANDAYANI	Mrs.	Senior Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	daya139@yahoo.co.id
Satya	MARDI	Mr.	Senior Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	satyamardi18@gmail.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Email
Saraswati	SARASWATI	Mrs.	Junior Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	cacasaras@gmail.com
Lalu Lufti	NIZZAMI	Mr.	Junior Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	lalulutfi@gmail.com
Virda	WULANDARI	Mrs.	Junior Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	virda.wulandari92@gmail.com
Dodiet Rachmadi	SLAMET	Mr.	Senior Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	dodietrs@gmail.com
Dyah	HARINI	Mrs.	Associate Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	dyah.harini8@gmail.com
Mohammad	SAHLAN	Mr.	Associate Legal Drafter	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	con9.sahlan@gmail.com
Jatu F.	NUGROHORUKMI	Mrs.	Senior Policy Analyst	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	jatu.fn@kkp.go.id.
Zaki	MUBAROK	Mr.	Head of Bureau of Public Relations and Foreign Cooperation	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	jack_busro@yahoo.com
Desri	YANTI	Mrs.	Team Leader for Multilateral Cooperation Division	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	desrijasmin77@gmail.com
Dhanang Rachmanda	FITRI	Mr.	Staff	Ministry of Foreign Affairs	Jl. Taman Pejambon No. 6 Jakarta Pusat, 10110	dhanang.fitri@kemlu.go.id
Sri	REMAYTIN	Ms.	Assistant Director	Ministry of Foreign Affairs	Jl. Taman Pejambon No. 6 Jakarta Pusat, 10110	sri.remaytin@kemlu.go.id

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Email
Ni Kadek Yuni	ERNAWATI	Ms.	Staff	Ministry of Foreign Affairs	Jl. Taman Pejambon No. 6 Jakarta Pusat, 10110	nikadek.ernawati@kemlu.go.id
Lilis	SADIYAH	Mrs.	Senior Researcher	National Research and Innovation Agency of the Republic of Indonesia	Cibinong Science Center, Jalan Raya Bogor KM. 46 Cibinong, Kecamatan Nanggewer Mekar. Kabupaten Bogor	sadiyah.lilis2@gmail.com
Fery	SUTYAWAN	Mr.	Associate Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	sutyawan@yahoo.com
Arinta Dwi	HAPSARI	Mrs.	Junior Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	arintadh@gmail.com
Ade Setia	JANUAR	Mr.	Associate Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	januar.ade@gmail.com
Yuni Trikumoro	WATI	Mrs.	Senior Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	yunilaksono@yahoo.com
Ivan Hans	JORGIH	Mr.	Members of the Advisory Board	Indonesia Tuna Longline Association	Jl. Ikan Tuna Raya Timur, Pelabuhan Benoa, Denpasar - Bali	balipermata@gmail.com
Richi	RICADO	Mr.	Head of Tuna Capture Division	Indonesia Tuna Longline Association	Jl. Ikan Tuna Raya Timur, Pelabuhan Benoa, Denpasar - Bali	long_way31184@hotmail.com
Anny	ANNY	Mrs.	Vice Chair II	Indonesia Tuna Longline Association	Jl. Ikan Tuna Raya Timur, Pelabuhan Benoa, Denpasar - Bali	annygo@ymail.com
Saut	HUTAGALUNG	Mr.	Chairman	Indonesia Tuna Association (ASTUIN)	Jl. Tuna Raya, Pelabuhan Samudera Nizam Zachman	saut.p.hutagalung@gmail.com
Muhammad	BILLAHMAR	Mr.	Secretary	Indonesia Tuna Association (ASTUIN)	Jl. Tuna Raya, Pelabuhan Samudera Nizam Zachman	m.billahmar@gmail.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Email
Imaizumi	NOBUO	Mr.	Member	Indonesia Tuna Asociation (ASTUIN)	Jl. Prof. DR. Soepomo Komp. Keuangan No. 4 A Tebet	inobuo.hgs@gmail.com
Tri Wiji	NURANI	Prof.	Advisor	Bogor Agricultural University	Jl. Raya Dramaga, Kampus IPB Dramaga Bogor, 16680 West Java, Indonesia	tri_wiji@apps.ipb.ac.id; triwiji@hotmail.com
Yudi	HERDIANA	Dr.	Fisheries Management Science Specialist	Konservasi Indonesia	Jl. Buncit Raya No.22 Pasar Minggu, Jakarta Selatan	yherdiana@konservasi-id.org
Dominique	VIRGIL	Ms.	Foreign Service Officer (Third Secretary), Directorate of Legal Affairs and Territorial Treaties	Ministry of Foreign Affairs	Jl. Taman Pejambon No. 6 Jakarta Pusat, 10110	dominique.virgil@kemlu.go.id
Hamdan Nurul	HUDA	Mr.	Associate Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	hamdankkp@gmail.com
Zulfikar	ZULFIKAR	Mr.	Associate Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	zulfikarkkp@gmail.com
Karto	PULUNG	Mr.	Junior Capture Fisheries Production Specialist of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	kartopulung@gmail.com
Yusra	HAYATI	Ms.	Senior Analyst for International Marine and Fisheries Cooperation	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10110	yusrahayati.yusri@gmail.com
Marcus Daniel	WICAKSONO	Mr.	Junior Policy Analyst	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10111	marcusdanielw@gmail.com
Kartono	KARTONO	Mr.	Head of Office for Oceanic Fishing Port of Pengambengan	Oceanic Fishing Port of Pengambengan	Desa Pengambengan Kec. Negara, Batuagung, Kec. Jembrana, Kabupaten Jembrana, Bali 82218	kartono@kkp.go.id

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Email
Ade Renaldi	SATARI	Mr.	Expert Staff to the Minister of Marine Affairs and Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10111	adesatari@gmail.com
Mohamad Abdi	SUHUFAN	Mr.	Expert Staff to the Minister of Marine Affairs and Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia 10111	abdi.suhufan@gmail.com
JAPAN						
Takeshi	MIWA	Mr.	Counsellor	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	takeshi_miwa090@maff.go.jp
Taisuke	IWANO	Mr.	Assistant Director	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	taisuke_iwano460@maff.go.jp
Kazuki	TSUDA	Mr.	Section Chief	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	kazuki_tsuda300@maff.go.jp
Akane	YAMAGUCHI	Ms.	Assistant Director	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	akane_yamaguchi660@maff.go.jp
Tomohiro	KONDO	Mr.	Deputy Director	Ministry of Foreign Affairs of JAPAN	2-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	tomohiro.kondo-2@mofa.go.jp
Kenji	KAGAWA	Mr.	Pregident	Japan Tuna Fisheries Co-operative Associasion	31-1, Eitai 2-Chome, Koto-ku, Tokyo	kagawa@japantuna.or.jp
Hiroaki	KATSUKURA	Mr.	Adviser	Japan Tuna Fisheries Co-operative Associasion	31-1, Eitai 2-Chome, Koto-ku, Tokyo	gyojyo@japantuna.or.jp
Keita	KAGOO	Mr.	Adviser	Japan Tuna Fisheries Co-operative Associasion	31-1, Eitai 2-Chome, Koto-ku, Tokyo	gyojyo@japantuna.or.jp
Kiyoshi	KATSUYAMA	Mr.	Special Adviser	Japan Tuna Fisheries Co-operative Associasion	31-1, Eitai 2-Chome, Koto-ku, Tokyo	katsuyama@japantuna.or.jp
Nozomu	MIURA	Mr.	Deputy Director	Japan Tuna Fisheries Co-operative Associasion	31-1, Eitai 2-Chome, Koto-ku, Tokyo	miura@japantuna.or.jp
Daisaku	NAGAI	Mr.	Asistant Director	Japan Tuna Fisheries Co-operative Associasion	31-1, Eitai 2-Chome, Koto-ku, Tokyo	nagai@japantuna.or.jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Email
NEW ZEALAND						
Robert	GEAR	Dr	Manager, Highly Migratory & Pacific Fisheries	Fisheries New Zealand	38-42 Bowen Street, Pipitea, Wellington New Zealand	Robert.Gear@mpi.govt.nz
Heather	BENKO	Ms	Senior Fisheries Analyst	Fisheries New Zealand	11 Nikau Crescent, Mount Maunganui New Zealand	heather.benko@mpi.govt.nz
Emma	TAYLOR	Mrs	Director, Fisheries Management	Fisheries New Zealand	38-42 Bowen Street, Pipitea, Wellington New Zealand	Emma.Taylor@mpi.govt.nz
REPUBLIC OF KOREA						
Ilkang	NA	Mr.	Multilateral Fisheries Negotiator	Ministry of Oceans and Fisheries	Government Complex Sejong 94, Dasom 2-ro, Sejong, Korea	ikna@korea.kr
Jeongil	CHU	Mr.	General Manager	Dong won Fisheries CO., LTD	685, Eulsukdo-daero, Saha-gu, Busan, Korea	cji@dwsusan.com
Sangjin	BAEK	Mr.	Assistant Manager	Korea Overseas Fisheries Association	6th fl. Samho Center Bldg "A" 83, Nonhyeon-ro, Seochog-gu, Seoul, Korea	sjbaek@kosfa.org
Jae-geol	YANG	Mr.	Policy Analyst	Korea Overseas Fisheries Cooperation Center	6FL S Bldg. 253 Hannuri-daero Sejong Korea	jg718@kofci.org
SOUTH AFRICA						
Mandisile	MQOQI	Mr	Director	Department of Forestry, Fisheries and the Environment, South Africa	7 Martin Hammeschlag Way, Cape Town, South Africa	Mmqoqi@dffe.gov.za
Saasa	PHEEHA	Mr	Chief Director	Department of Forestry, Fisheries and the Environment, South Africa	7 Martin Hammeschlag Way, Cape Town, South Africa	Spheeha@dffe.gov.za
Sean	WALKER	Mr	Secretary	SATLA/LPSMME	5 Brink Lane Hout Bay 7806	swalker@breakwaterproducts.com
OBSERVERS						
AGREEMENT ON THE CONSERVATION OF ALBATROSSES						
Jonathon	BARRINGTON	Mr	Executive Secretary	Agreement on the Conservation of Albatrosses and Petrels (ACAP)	119 Macquarie St, Hobart, TAS 7000, Australia	Jonathon.Barrington@acap.aq

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Email
BIRDLIFE INTERNATIONAL						
Stephanie	BORRELLE	Dr	Pacific Marine Coordinator	BirdLife International	10 McGregor Road, Suva, Fiji	Stephanie.Borrelle@BirdLife.org
Yasuko	SUZUKI	Dr	Senior Marine Speciaist	BirdLife International	1-13-1 Nihonbashi Kakigaracho, Chuo City, Tokyo, 131-0014 Japan	yasuko.suzuki@birdlife.org
THE PEW CHARITABLE TRUSTS						
Glen	HOLMES	Mr	Officer, International Fisheries	The Pew Charitable Trusts		gholmes@pewtrusts.org
INTERPRETERS						
Kumi	KOIKE	Ms				
Yoko	YAMAKAGE	Ms				
Kaori	ASAKI	Ms				
CCSBT SECRETARIAT						
Dominic	VALLIERES	Mr	Executive Secretary			dvallieres@ccsbt.org
Akira	SOMA	Mr	Deputy Executive Secretary			asoma@ccsbt.org
Colin	MILLAR	Mr	Database Manager	CCSBT Secretariat	PO Box 37, Deakin West ACT 2600 AUSTRALIA	cmillar@ccsbt.org
Damian	JOHNSON	Mr	Compliance Manager			djohnson@ccsbt.org
Ross	WANLESS	Dr	Seabird Project Manager			rwanless@ccsbt.org
Hyungmin	LEE	Mr	Korean Secondee			hlee@ccsbt.org

別紙 2

第 32 回 CCSBT 年次会合に対するインドネシア海洋水産大臣による開会の辞

アッサラーム・アライクム・ワラフマトゥッラーヒ・ワバラカートゥフ
（皆様に神のご加護と平安がありますように）

おはようございます。皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。皆様に平安がありますように。

皆様、

1. CCSBT 事務局長、

2. バリ州知事、

3. 各国代表団長、

4. 会合議長、

5. 海洋水産省の職員、

6. ご列席の皆様、

まず始めに、バリでの第 32 回みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）年次会合において、私達が健やかに一堂に会することをお許しくださった全能の神のご加護に深く感謝を申し上げます。

ご列席の皆様、

インドネシア共和国政府を代表して、バリのお越しの全ての代表団の皆様を心より歓迎いたします。私どもは、みなみまぐろの持続可能な管理に対する継続的なご尽力とご献身に対し、CCSBT メンバーの皆様、事務局及びオブザーバーの皆様に深く感謝申し上げます。

第 32 回 CCSBT 年次会合は、インドネシアにとって特別な意義がございます。この会合は、国連海洋法条約（UNCLOS）に則り、まぐろ資源の保存及び持続可能な管理という共通の取組を推進するための重要な場であります。CCSBT は、ブルーエコノミーの推進、協力の強化、また漁獲割当、遵守の改善や保存のイニシアティブといった戦略的な措置の採択において、長きにわたり先導的な役割を果たしてまいりました。

皆様、

インドネシアは、CCSBT の使命に対する我が国の全面的なコミットメント、そして将来の世代のためにみなみまぐろ資源の持続可能性を確保していくことを改めて確認いたします。インドネシアは、我が国のブルーエコノミー政策に基づき、バランスのとれた持続的な可能なアプローチを確保するべく、

我が国の漁業政策に生物学的、生態学的、社会的、そして経済的な側面を統合してまいりました。

インドネシアの取組は、以下の 5 つの優先事項に重点化したものとなっております。
第一に、2045 年までに海洋保護区をインドネシア海域の 30 % まで拡大いたします。

第二に、漁獲枠ベースの漁業政策及び指定漁業海域を導入いたします。

第三に、海域、沿岸域及び内陸域において、持続可能で環境に優しい養殖業を開発いたします。

第四に、沿岸域及び小島嶼にかかる管理及びモニタリングを強化いたします。

第五に、漁業者及び沿岸コミュニティの積極的な参加を通じて、海洋プラスチックゴミを削減いたします。

代表団の皆様、

保存措置は、依然としてまぐろ資源管理に対するインドネシアのアプローチにおける核心であります。BBNJ 協定の締約国として、インドネシアは、SBT の産卵海域における追加的な保存管理措置の実施に向けた具体的な協力を探る用意がございます。これは、海洋生態系の保全が持続可能な開発の基礎であるとの認識を再確認するものです。

また私どもは、委員会に対し、海洋保護区の役割、生態系ベースの漁業管理、及び気候変動や生態系の脆弱化といった新たな課題に対処するべく委員会が果たすべき役割について対話を始めることを奨励いたします。

皆様、

インドネシアは、特に漁獲枠ベースの漁業政策に関する政府規則 No. 11/2023 の実施を通じて、今後も我が国漁業のガバナンスの改革を進めてまいります。

これは、海洋水産資源の保存、漁業者及び地域コミュニティの福祉の向上、及び持続可能な成長に向けた国家収入の増強を目的とするものであります。

代表団の皆様、

インドネシアは、みなみまぐろの管理が私どもの保存管理措置の中核に位置づけられていることを誇りに思っております。これらの措置の中でもとりわけ重要なものは、

第一に、漁船別割当による漁獲枠管理制度の転換であります。

第二に、リアルタイムでのモニタリングインフラを活用したデータ収集の強化であります。

第三に、AI を活用した電子ログブックの開発であります。

第四に、業界関係者との協議によるオブザーバー制度の改革であります。

最後に、統合電子モニタリングシステムの開発であります。

ご列席の皆様、

世界最大の群島国家であるインドネシアにとって、その文化、経済及び食料安全保障は本質的に海洋と結びついております。したがって、みなみまぐろの保存及び持続可能な利用は抽象的な概念ではなく、私どもの生活の糧であり、また全世界の責任ある資源管理の要であります。

私どもは、本委員会の使命は UNCLOS の原則、すなわち公正と衡平の原則に根ざしたものでなければならないと考えております。これらの原則は、みなみまぐろが共有資源である以上はその責任と利益もまた公平に共有されなければならないことを私どもに想起させます。

みなみまぐろの産卵海域の保存及び管理に責任を有する沿岸国、すなわちインドネシアは、公正な待遇と有意な機会を受けなければなりません。

また、これらの資源に直接的に依存するコミュニティを有する開発途上の沿岸国たるインドネシアにとって、共有海域における公平な制度の構築においてより大きな枠割が与えられるべきです。

インドネシアは、豊かな海洋水産資源を有しながら、それがもたらすべき福祉を全面的に享受することができないという矛盾に直面しています。私どもは膨大な海洋水産資源を有し、また責任ある管理を行っているにもかかわらず、私どもに対する国別配分量は未だに、私どもの貢献や現実を反映したものとはなっておりません。この不均衡は、私どもが長年にわたり保存に尽力してきた資源に対する衡平なアクセスを制限するものです。

ご列席の皆様、

インドネシアの見解では、現行の国別配分の枠組みは、CCSBT 条約がその前文において強調する国際法上の衡平性及び公正性の原則に十分な配慮が払われておりません。この枠組みにおいて開発途上国のニーズを考慮するべく、おり積極的な議論が必要であります。

この観点から、インドネシアの見解では、委員会が現状を精査し、SBT へのアクセスによって得られる利益のより衡平な共有を確保するための方策を探ることが必要不可欠であります。

閣下、同僚の皆様、

CCSBT の強みは、科学や遵守の面だけでなく、連帯と公平性にあります。

インドネシアは、委員会に対し、UNCLOS 及び我々の共通の目標に沿った、より衡平でバランスの取れた制度を探求することを強く求めます。私どもは、我が国の遵守状況に対するメンバーの懸念を認識しており、遵守が基本

であることを再確認しつつも、これを達成するのは協力と共通のコミットメントを要する段階的なプロセスであることを強調いたします。

皆様、

結びにあたり、インドネシアは、全ての CCSBT メンバーとの緊密な協力と連携の強化に向けた私どもの強いコミットメントを改めて表明いたします。第 32 回委員会年次会合が、みなみまぐろの長期的な持続可能性を確保するための私どもの共有の責任を反映した、公平で、バランスの取れた包摂的な成果をもたらすことを祈念いたします。

本会合が、私どもの結束を高め、衡平性を促進し、また私どもの共有の海洋水産資源の将来に対するセーフガードとなることを願っております。

ワビッラーヒ・タウフィーク・ワル・ヒダーヤ

（皆様にアッラーのご加護と導きがありますように）

ワッサラーム・アライクム・ワラフマトゥッラー・ワバラカートゥ

（アッラーの平安と慈悲と祝福があなたの上にありますように）

インドネシア共和国海洋水産大臣

サクティ・ワユ・トレンゴノ

別紙 3

議題

第 32 回みなみまぐろ保存委員会年次会合に付属する拡大委員会

2025 年 10 月 6－9 日

インドネシア、バリ

1. 開会
   - 1.1. 第 32 回委員会年次会合に付属する拡大委員会議長及び副議長の確認
   - 1.2. 議題の採択
   - 1.3. オープニング・ステートメント
     - 1.3.1. メンバー
     - 1.3.2. オブザーバー

2. 事務局からの報告
   - 2.1. 新メンバー加盟料にかかる検討

3. 財政及び運営
   - 3.1. 財政運営委員会（FAC）からの報告

4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー
   - 4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告
     - 4.1.1 オーストラリアによる自動化されたステレオビデオトライアル

5. 拡大科学委員会からの報告
   - 5.1. 遺伝子標識放流プロジェクトに関する長期計画

6. 遵守委員会からの報告
   - 6.1. インドネシアによる 2 年間の試行的洋上転載プログラム

7. 総漁獲可能量及びその配分
   - 7.1. 2026 年の TAC 及び国別配分量の確認
   - 7.2. 2027－2029 年の TAC 及びその配分
     - 7.2.1. TAC に関する初期的な検討
     - 7.2.2. 調査死亡枠
     - 7.2.3. 国別配分量に関するメンバーからの提案にかかる検討
     - 7.2.4. TAC 及び国別配分量の設定

8. 戦略計画の目標に関する進捗状況
    8.1. キャパシティ・ビルディング作業計画に基づくニーズ評価及びイニシアティブの策定

9. 生態学的関連種（ERS）
    9.1. ERS に関するメンバーのパフォーマンス
    9.2. 2025 年 ERS 技術作業部会からの報告
    9.3. CCSBT ERS 及び混獲行動計画
    9.4. CCSBT ERS 決議のレビュー

10. 非メンバーとの関係

11. 他の機関との活動
    11.1. 他の RFMO との休会期間中の連絡状況に関する事務局からの報告
    11.2. 海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定（BBNJ）

12. データ及び文書の機密性
    12.1. 2025 年の報告書及び文書の機密性

13. 2026 年の会合

14. 第 33 回 CCSBT 年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出

15. その他の事項

16. 閉会
    16.1. 報告書の採択
    16.2. 閉会

別紙 **4**

文書リスト
第 **32** 回みなみまぐろ保存委員会年次会合に付属する拡大委員会

(CCSBT-EC/2510/)

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. Draft List of Documents
4. (Secretariat) Report from the Secretariat (EC agenda item 2)
5. (Secretariat) Draft Revised 2025 Budget (EC agenda item 3)
6. (Secretariat) Draft 2026 and indicative 2027 - 2028 Budgets (EC agenda item 3)
7. (Secretariat) Consideration of New Member joining Fee (EC agenda item 2.1)
8. (Secretariat) Review of SBT Fisheries and ERS Interactions (EC agenda item 4)

9 (Rev.1). (SC Chair) Chairman's report of the Thirtieth Meeting of the Extended Scientific Committee (EC agenda item 5)

10. (Secretariat) Report from the Compliance Committee (EC agenda item 6)
11. (Secretariat) Total Allowable Catch and its Allocation (EC agenda item 7)
12. (Secretariat) Strategic Plan Progress Report (EC agenda item 8)
13. (Secretariat) Needs Assessments and developing Initiatives under Capacity Building Workplan (EC agenda item 8.1)
14. (ERSWG Chair) Chairman's report of the ERS Tech 2025 meeting including 2025 SEFRA Report (EC Agenda item 9.2)
15. (Secretariat) Draft Ecologically Related Species and Bycatch Action Plan (EC agenda item 9.3)
16. (Secretariat) Update to CCSBT's Resolution on Ecologically Related Species (ERS) (EC Agenda item 9.4)
17. (Secretariat) Relationship with Non-Members (EC agenda item 10)
18. (Secretariat) Activities with Other Organisations (EC agenda item 11)
19. (Secretariat) Confidentiality of Data and Documents (EC agenda item 12)
20. (Indonesia) Proposal for the Adjustment of Southern Bluefin Tuna Allocation Percentages (EC Agenda item 7.2.3)
21. (Australia) Assessing the outcomes on the trial of stereo video (EC Agenda item 4.1.1)
22. (Australia) Biodiversity Beyond National Jurisdiction Update (EC Agenda item 11.2)
23. (Australia) Joint Statement by the Five Tuna Regional Fisheries Management Organizations Secretariats (EC Agenda item 11.2)

24. (Indonesia) CCSBT Consideration on Conservation Area for Southern Bluefin Tuna and the BBNJ Agreement (EC Agenda item 11.2)

(CCSBT-EC/2510/Rep)

1. Report of the Twentieth Meeting of the Compliance Committee (October 2025)
2. Report of the Thirtieth Meeting of the Scientific Committee (August 2025)
3. Report of the Thirty First Annual Meeting of the Commission (October 2024)
4. Report of the Fifteenth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (June 2024)
5. Report of the Thirtieth Annual Meeting of the Commission (October 2023)

（遵守委員会会合において検討予定の文書）[1]

(CCSBT-CC/2510/SBT Fisheries -)

Australia	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
European Union	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Indonesia	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Japan	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
Korea	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
New Zealand	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
South Africa	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Taiwan	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)

(CCSBT-CC/2510/)

1. Provisional Agenda

4 (Rev.2). (Secretariat) Compliance with CCSBT Management Measures (CC agenda items 2.1, 2.3)

---

[1] Documents from CC meeting which Members might want to discuss at the Extended Commission (EC) meeting. These documents will not be renumbered. CC 会合文書のうち、メンバーが拡大委員会（EC）会合中に検討する可能性がある文書。これらの文書に対しては、文書番号の再付与は行わない。

5 (Rev.2). (Secretariat) Annual Report on Members' implementation of ERS measures and performance with respect to ERS (CC agenda item 2.1)
6. (Secretariat) Review of Implementation of Indonesia's and South Africa's Corrective Actions & Indonesia's Compliance in 2024 (CC agenda item 2.3.3)
7. (Secretariat) Capacity Building Needs Assessment (CC Agenda item 2.3.2)
8. (Secretariat) Update of the CCSBT Compliance Plan (CC agenda item 3.1)
9. (Secretariat) Review of Compliance Risks and Progress Against the CCSBT Compliance Action Plan for 2025 – 2029 (CC Agenda item 3.2)
10 (Rev.2). (Secretariat) Operation of CCSBT MCS Measures (CC agenda item 4)
11. (Secretariat) Progress Update on the CCSBT's eCDS Project (CC agenda item 5)
12. (Secretariat) Report on the Indonesian Trial At-sea Transhipment Observer Programme (CC Agenda item 6.1)
13. (Secretariat) Secretariat Update on the Enhancement to the Existing Transhipment Memorandum/Letter of Understanding with ICCAT and the IOTC (CC agenda item 6.2)
14. (Secretariat) Consideration of Enhancements to the Transhipment Resolution (CC Agenda item 6.3)
15. (Secretariat) Review of CCSBT's Corrective Action Policy 3 (CPG 3) (CC Agenda item 6.4)
16. (Secretariat) Secretariat's Japanese Market Analyses 2025 (CC agenda items 7.1)
17. (Secretariat) Potential Non-Member Fishing Activity (CC agenda item 7.2)
18. (Secretariat) Update on CCSBT's Compliance Relationships with Other Bodies and Organisations (CC agenda item 7.3)
19. (Secretariat) Update on Seabird Project to Enhance the Implementation of Seabird Measures (CC agenda item 8)
20. (Secretariat) Report Against Strategic Plan (CC Agenda item 9)
21. (CCSBT) 2025 Quality Assurance Review (QAR) of Indonesia's At-Sea Transhipment Activities (CC Agenda item 6.1.2)
22. (Indonesia) Implementation of Indonesia's work plan to remain within TAC for 2025 (CC Agenda item 2.3.3)

別紙 5 – 1

オーストラリアのオープニング・ステートメント

まず初めに、オーストラリアは、今次会合を主催してくださったインドネシアへの感謝の意を表するとともに、バリ島の素晴らしい施設と温かい歓迎に感謝を申し上げます。また、この会合を導いてくださる議長のインドラ・ジャヤ教授、いつものとおり高水準の会合文書及び会議運営を準備してくださった事務局、優秀で忍耐強い通訳者、そしてもちろん全ての代表者、代表団及びご出席の皆様への感謝を申し上げます。

私は、先週に開催された遵守委員会会合は、協力の精神を以て成功裏に開催されたものと理解しております。オーストラリアは、遵守について本委員会の任務における重要な側面であると理解しており、この点において改善が進んでいることを喜ばしく思っております。

本年の委員会では、現行の割当期間における総漁獲可能量を維持するかどうかを決定するとともに、2027－2029 年を対象とする次の割当期間における TAC について検討することになっています。オーストラリアは、管理方式に基づく勧告と全世界の TAC の設定との間を緊密に結びつけることを強く支持するとともに、今後も資源の再建が進んでいくよう確保するためには利用可能な最善の科学を利用することが極めて重要であることを指摘いたします。

オーストラリアは、委員会がその目標達成に向けて前進するよう確保する上で科学プログラムが果たす重要な役割を認識しており、これまでの流れを止めることなく、MP の範囲内で委員会を今後も運営していくために科学プログラムをサポートしていくことの必要性を強く強調いたします。

オーストラリアは、昨年、回章を通じてステレオビデオトライアルに関する最終報告書を提出いたしました。私どもは委員会に対し、今次会合において、ステレオビデオの利用に関して精査した結果を報告いたします。

重要な論点は、追加的な漁獲枠に関するインドネシアからの提案です。私どもは、 国際法に則り、また沿岸国のニーズと全てのメンバーの利益を十分に踏まえた成果の達成に向けて、建設的に取り組んでまいる所存です。

オーストラリアは、本年も再び財政運営委員会（FAC）の議長を務めさせていただくことを光栄に存じます。オーストラリアは、予算に関して継続している構造的な問題、均衡の取れた予算を安定的に確保する必要性、また長期的な科学プログラムに対する確実性をもたらすことの必要性について、依然として懸念を有しております。私どもは、持続可能な形で収入と支出を均衡させるための解決策を見出すべく、メンバーの皆様と緊密に作業に取り組むことをお約束いたします。

ご列席の皆様と同様に、オーストラリアは、CCSBT にとって最善の成果を達成するべく、全てのメンバーと建設的に議論することをお約束いたします。

ありがとうございました。

別紙 5 – 2

漁業主体台湾のオープニング・ステートメント

親愛なる議長、代表団、オブザーバー、ご列席の皆様、

台湾代表団を代表して、第 32 回 CCSBT 年次会合に出席することを大変光栄に存じます。私どもはまた、このインドネシアの美しい島を訪れることができ、同様に嬉しく思っているところです。

私どもは、これらの会合に向けて素晴らしい準備をしてくださった事務局長のドミニク・ヴァリエー氏及び事務局スタッフに心からの感謝を申し上げます。また、私どもの会議の進行を促進する上で重要な役割を果たしてくださる通訳の皆様にも感謝の意を表します。

今次会合において、私どもは、TAC、来年度予算、転載決議の改正といった多くの重要な課題について議論することになります。ESC は、2027－2029 年の各年の TAC について、現行水準から 3,000 トンの増加となる 23,647 トンとすることを勧告いたしました。台湾は、SBT の保存における前向きな兆候であり、またメンバー間の協力の成果を反映したこの勧告を歓迎いたします。

私どもは、今次会合が実りあるものとなることを確信しており、またメンバーの皆様との協力を通じて、SBT 漁業の持続可能性をさらに高めるような建設的な成果が得られることを期待しております。

別紙 5 – 3

日本のオープニング・ステートメント

議長、

事務局長、全ての代表団及びオブザーバーの皆様、

私どもは、今次会合をバリ島で主催してくださったインドネシア共和国に対して深甚なる感謝を申し上げます。また、この年次会合の準備に尽力された事務局長のドミニク・ヴァリエー氏と CCSBT 事務局のスタッフ、また素晴らしい仕事をしてくださる通訳の皆様にも感謝を申し上げます。

本年の年次会合には、特に重要な 2 つの議題がございます。すなわち、次期割当期間における TAC の国別配分量と、インドネシアが提出した配分割合の修正提案です。第 30 回拡大科学委員会は、例外的状況が確認されたものの、2027－2029 年の各年の全世界 TAC を 23,647 トンとすることを勧告いたしました。インドネシアは、同メンバーに対する配分量を最低でも 3,000 トンまで増加させることを求める形で配分割合を修正することを提案しております。日本は、インドネシアによるイニシアティブに感謝するとともに、自国 EEZ 内にみなみまぐろの産卵海域を有する沿岸国としての地位を認識いたします。とは言いながらも、日本は、配分割合は一義的にこれまでの資源管理に対する各メンバーの貢献度及び長年に渡る交渉プロセスの結果に基づいて決定されるべきものと考えているところです。 私どもの見解では、数字の大幅な変更は、これらの事情を正しく反映したものとならない可能性があります。

もう一つの重要な課題は、CCSBT メンバーとしてそれぞれの義務を履行し、CCSBT の規則と保存管理措置の遵守を確保することの重要性であります。これらの義務を履行することは、メンバーとしての権利を行使するための前提条件であり、また管理方式の採択に関する決議に沿ってみなみまぐろの持続可能な利用という共通のゴールを達成するために必要不可欠であります。

日本は、今後数日間にわたって全ての参加者の皆様と建設的に議論することを楽しみにしております。また、みなみまぐろの効果的な管理に向けて有意義な一歩を踏み出すことを期待しております。

ありがとうございました。

別紙 5 – 4

ニュージーランドのオープニング・ステートメント

まず初めに、ニュージーランド代表団を代表して、本年の委員会会合を主催してくださったインドネシアに感謝を申し上げます。また、来る議論に向けて一年を通じて尽力してくださった事務局及び補助機関の議長の皆様にも感謝を申し上げます。

ニュージーランドにとって、2024 年は SBT 漁業に対して船上カメラによるモニタリングを全面的に導入した節目の年となりました。このことは、我が国漁業のモニタリング及び検証が大きく転換したことを示すものです。ニュージーランドは今や、世界最大の船上カメラによる規制プログラムを有する国の一つとなりました。私どもは、委員会がより効果的に EM データを統合できるよう、委員会の制度及びプロセスの近代化に取り組む必要があると考えております。

私どもは、オーストラリアの SBT 蓄養場におけるステレオビデオの導入に向けたオーストラリアの進捗状況について検討することを楽しみにしております。ニュージーランドにとって、これは依然として優先度の高い問題です。ニュージーランドは、ステレオビデオを通じた検証が重要であると考えており、その導入に向けた具体的な措置が講じられることを強く望んでおります。

海鳥類に対する漁業のリスクの緩和も、引き続きニュージーランドにとっての優先事項であります。2024 年において、ニュージーランドは、我が国のはえ縄漁業に対し、国際的なベストプラクティスに沿って強化された海鳥混獲緩和措置を導入しました。ニュージーランドは、これらの強化された措置によって規制された国としては世界で二番目となります。私どもは、我が国 EEZ 内におけるリスクに対処するための措置を講じてきましたが、メンバーは特に公海における海鳥類に対するリスクに引き続き対処していく必要があると考えております。ニュージーランドは、海鳥 SEFRA に対する委員会による共同作業を高く評価しており、この重要な取組における次のステップを楽しみにしております。

ニュージーランドの観点では、委員会が依然として財政的な問題に直面していることは明白であります。私どもは、現金預金の引き出しは回避又は最小限に留めるべきと考えており、したがって均衡の取れた持続可能な予算を達成するためには節約を見出さなければなりません。私どもは、特に科学に対する委員会の投資が適切かつ持続可能であるよう確保する観点から、この問題について建設的に議論することを楽しみにしております。

インドネシアは、CCSBT における国別配分の枠組みを修正するための提案を行うとした委員会からの招請に応えました。これは野心的な提案であり、メンバー間で活発に議論されることは間違いありません。本件及び議題に掲げられている他の課題について議論することを楽しみにしております。

別紙 5 – 5

大韓民国のオープニング・ステートメント

委員会議長のインドラ・ジャヤ教授、事務局長のドミニク・ヴァリエー氏、メンバーの代表団、オブザーバーの皆様、通訳の方々、ご列席の皆様、

まず初めに、韓国代表団を代表して、この美しく活気あふれるバリで第 32 回委員会年次会合を主催してくださったインドネシア政府に心からの御礼を申し上げます。また韓国は、いつものことながら、会議の運営、特に会合文書の準備において専門性と熱意をもって素晴らしい仕事をしてくださった事務局長及び事務局スタッフに深く感謝いたします。

また、私どもは、先週の遵守委員会会合におけるご尽力と成功に対し、遵守委員会議長のフランク・ミーア氏及び会合参加者への感謝を申し上げるとともに、遵守委員会からの勧告を歓迎いたします。

議長、

管理方式を最初に採択した地域漁業管理機関として、CCSBT はみなみまぐろ資源の管理において成功を収め、近年においては、数十年にわたる CCSBT メンバーの献身的な管理努力により、SBT 資源が安定し着実に再建が進んでおります。私どもは、メンバーが採択した決議及びその他の法的拘束力のある規則を厳格に遵守することにより、この重要かつ誇るべき成果につながったものと確信しております。

しかしながら、私どもの眼前には未解決の課題が多数ございます。私どもは、特に委員会の業務が増大していること、またこれが財務的及び人的なリソース上の制約に関わる問題であることについて重大な懸念を持っております。財政運営委員会が最も費用対効果が高い形でリソースを利用するためのオプションを探求する一方で、メンバーも持続可能かつ健全な委員会予算を維持するための方策を見出すべく最善を尽くすべきであります。この観点から、韓国は、資源評価に関連する科学的作業及び適切な事務局の人員配置を優先事項として取り組んでまいります。

現在直面しているもう一つの重要な課題は、もちろん、TAC の国別配分量であります。この重要な課題に取り組むにあたり、今次会合及び CCSBT 33 に向けて、韓国は、開発途上の沿岸国が直面する課題、遵守状況、科学的な背景、発展の歴史や各メンバーの漁業の変化など、関連するあらゆる要素及び側面をバランスよく慎重に検討する考えであります。

とは言いながら、私どもは、今週の難しい議題に取り組むにあたり、議長、全てのメンバー、NGO 及び事務局と建設的に議論していくことを大いに楽しみにしております。

ありがとうございました。

別紙 5 – 6

南アフリカによるオープニング・ステートメント

親愛なる議長、事務局長、代表団、オブザーバー、ご列席の皆様、

南アフリカ共和国を代表して、第 32 回みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）年次会合を主催してくださったインドネシア政府による温かいおもてなしと素晴らしい準備に対し、心から感謝の意を表します。また、委員会議長、遵守委員会、科学委員会及び各作業部会の議長、並びに事務局の皆様に対し、本委員会の共通の使命を支える継続的なリーダーシップ、専門性及び献身に深く感謝を申し上げます。

南アフリカは、みなみまぐろ（SBT）の持続可能な管理及び保存に対する我が国の約束を引き続き堅持しており、CCSBT を全世界の共有資源である SBT の責任ある利用を確保するために必要不可欠な多国間の枠組みであると認識しております。私どもは、メンバーとしての義務を全面的に遵守することを改めて確認するとともに、本委員会の審議及び決定に向けて建設的に貢献することへの私どもの決意を改めて表明いたします。

CCSBT 31 以降、南アフリカは、国内における監視、管理及び取締り（MCS）の枠組み、並びに遵守及び科学に関する報告の強化に取り組んでまいりました。私どもは、オブザーバーカバー率の強化、生物学的データ収集の改善、及び漁獲証明制度（CDS）データの検証及び確認に関するメカニズムの精緻化を目に見える形で進展させました。依然としてリソース及び人員に関する問題を抱えているものの、南アフリカにおける海洋漁業管理の責任当局である林業漁業環境省（DFFE）は、CCSBT の基準との整合性を改善し、またデータ提出の質及び適時性を向上させるべく、的を絞った対策を講じているところです。

また南アフリカは、我が国びんなが漁業における海洋管理協議会（MSC）認証の継続的な取得からもわかるように、最高水準の責任ある漁業管理を引き続き堅持しております。この認証は、持続可能性、トレーサビリティ及び遵守に対する政府と業界の共通の約束の証であります。

議長及び代表団の皆様、この第 32 回委員会会合において、南アフリカは、建設的な議論と責任の共有の精神でもって議論に臨んでおります。総漁獲可能量（TAC）及びその配分にかかる問題については、私どもは管理方式を基礎とする科学的根拠に基づくアプローチの継続を支持するとともに、事務局が提案した配分枠組みについて、その公平性及び衡平性に対する私どもの信頼を改めて確認いたします。

また私どもは、遺伝子標識プログラムに対する現行の資金水準を継続することを支持するとともに、データの持続性及び管理方式にかかる長期的な整合

性を確保するべく、複数年にわたる費用対効果の高い資金調達モデルを確立することを提唱いたします。

新メンバーに対する一度限りの加盟料に関する提案について、南アフリカは、国連海洋法条約（UNCLOS に）及び国連公海漁業協定（UNFSA）を国際法のより広範な枠組みにおいて、衡平性、公正性及び法的正当性の原則に則り、誠実に議論に望む所存です。

また私どもは、転載の監視、電子モニタリングシステム、オブザーバー基準、及び遵守を保証するための枠組みに関する継続的な取組の重要性を認識しております。これらの措置は、委員会の保存管理措置の実施における透明性、説明責任、また全体としての信頼性を確保する上で、引き続き必要不可欠な要素であります。

南アフリカは、引き続き、ICCAT や IOTC といった他の RFMO において採択された措置を含め、CCSBT における生態学的関連種（ERS）の管理措置との調和を図ってまいります。また、オブザーバーカバー率、生物学的サンプリング及び変換係数に関する問題への対処における国内の進捗状況についても報告してまいる所存です。

議長及びご列席の皆様、南アフリカは、この委員会を支える協力及び相互の信頼の精神を重視しております。私どもは、根拠に基づく意思決定、包摂的な参加、また遵守に関する協力の強化を通じて、現在及び将来の世代のためにみなみまぐろ資源の長期的な持続可能性を確保できるものと確信しております。

私どもは、CCSBT の目的の推進及び資源の持続可能かつ衡平な利用という共通の理念の実現に向けて、全てのメンバー、事務局及びオブザーバーの皆様と協力的に取り組む準備ができていることを申し上げます。

議長、ありがとうございました。

別紙 6 – 1

あほうどり類及びみずなぎどり類の保存に関する協定（ACAP）のオープニングステートメント

CCSBT 拡大委員会議長、CCSBT 事務局長、そしてご列席の皆様に心からのご挨拶を申し上げます。ACAP は、第 32 回拡大科学委員会会合にオブザーバーとして参加できることを嬉しく思います。ACAP は、今次会合の主催とおもてなしを賜ったインドネシア政府に深甚なる感謝の意を表します。

ACAP は、あほうどり類及びみずなぎどり類の望ましい保存状況の達成及び維持を目的とする国際協定であります。ACAP 締約国は、あほうどり類及びみずなぎどり類の保存に関し、依然として商業的漁業活動に伴う偶発的死亡による脅威に曝されている状況にあることを認識しております。2025 年 5 月には ACAP 締約国会議により決議 8.5 が採択され、締約国に対し、漁業活動に起因するあほうどり類及びみずなぎどり類の偶発的死亡を削減又は排除するべく、それぞれの運用、管理及びその他の措置をレビューし、特に ACAP ベストプラクティス助言の採択と混獲及び混獲緩和措置の使用状況にかかるデータの収集及びモニタリングを通じて、必要に応じた改善に改めて取り組むことが勧奨されました。また同決議では、締約国に対し、あほうどり類及びみずなぎどり類に対する混獲リスクがある漁業を有する地域漁業管理機関の締約国又は協力的非加盟国に対して海鳥混獲を最小化するために ACAP ベストプラクティス助言の採択及び実施を促進するよう奨励しております。

ACAP は、みなみまぐろ（SBT）漁業による生態学的関連種（ERS）に対する影響の軽減に関して CCSBT による進展がないことを深刻な懸念事項として捉えております。一部の CCSBT メンバーにおいては、義務付けられた海鳥混獲緩和措置の効果的な実施や、海鳥混獲の回避又は最小化、また海鳥混獲率の低減に関して長年にわたる課題が依然として残されております。これらのメンバーは、毎年、ERS に関するそれぞれのパフォーマンスを改善するための将来的な努力を約束しています。しかしながら、その翌年に提出される報告書では、介入行動の効果がほとんど見られないことが明らかになる状況です。

このため、ACAP は、メンバーに対し、生態学的関連種に関する CCSBT 独自の決議の策定を再検討するよう勧奨いたします。インド洋まぐろ類委員会、大西洋まぐろ類保存国際委員会及び中西部太平洋まぐろ類委員会にそれぞれの海鳥混獲緩和措置を強化するための行動を委ねてきたことが、SBT 漁業の海鳥混獲緩和措置への ACAP ベストプラクティス助言の導入の遅れにつながっております。改善された海鳥混獲緩和措置の速やかな導入をサポートする利用可能な最善の科学的根拠があるにもかかわらず、このような遅れが生じているのです。ニュージーランドが同国の表層はえ縄漁業に対して ACAP ベ

ストプラクティス助言を独自に導入したとは、極めて重要かつ歓迎すべき進展です。他の CCSBT メンバーもニュージーランドの先例に続くべきであります。

2023 年において、CCSBT は、（UN-FAO の ABNJ II プロジェクトによる資金を受けた）多面的な CCSBT 海鳥プロジェクトに取り組むことを約束しました。このプロジェクトは、FAO が掲げる「混獲種への影響を緩和し海鳥混獲を 40 % 削減するためにデータに裏付けられた混獲緩和措置が広範かつ効果的に適用され、漁業者による 10 のベストプラクティスへの理解が向上し、7 つの地域漁業管理機関（RFMO）において混獲種に対する影響を削減するための混獲緩和技術が義務付けられる」との達成目標に寄与するものとして位置づけられております。このプロジェクトは 2026 年に終了するにもかかわらず、SBT 漁業に対して効果的な海鳥混獲緩和措置が実施されていること、また海鳥混獲が期待されていた水準まで明確に削減されたことを示す具体的な証拠はありません。

海鳥類に関する空間明示的海鳥リスク評価（SEFRA）モデルの開発における進展は歓迎いたします。この取組に期待されていた野望は、全ての表層はえ縄漁業の海鳥混獲に関して頑健な種レベルのデータがないことに起因して制約されており、これは 2016 年全世界海鳥リスク評価をアップデートするための SEFRA の拡大にも影響を及ぼします。SEFRA の結果にはいくつかの注意書きや不確実性を伴いますが、今日までに得られた結果によれば、タスマン海など、海鳥混獲緩和措置の強化が正当化されるいくつかの海域がハイライトされています。ACAP は、こうした海域において強化された混獲緩和義務を策定する必要性が、CCSBT メンバーに対して生態学的関連種に関する CCSBT 独自の決議を策定するべく緊急の行動を起こすための強力な動機になるものと考えております。

私は、本会合の成功と、バリの文化や自然環境の一端に触れる機会を心より楽しみにしております。

別紙 6 – 2

バードライフ・インターナショナルのオープニングステートメント

バードライフ・インターナショナルは、みなみまぐろに対する生態系ベースの管理を進展させており、またこの取組に参加する機会をくださった CCSBT への感謝を申し上げます。会合の準備してくださった事務局、またこのバリ島で温かく迎えてくださったホスト国のインドネシアにも心より御礼を申し上げます。まぐろ類 RFMO の中でも、CCSBT の漁業海域は海鳥の分布域との重複が最も大きいことから、SBT 船団によって生じる海鳥の死亡は本委員会において長年の課題となっております。実際に、2007 年と 2021 年のパフォーマンス・レビューでは、いずれも海鳥混獲が主な不備として特定されております。

バードライフ・インターナショナルは、CCSBT に対し、海鳥類の保存状況は極めて深刻であり、かつ悪化していることを想起するよう求めます。多くのあほうどり種及びみずなぎどり種が顕著な、長期にわたる、そして継続的な個体群の減少に曝されております。特にニュージーランドの固有種であるギブソンアホウドリ及びミナミニュージーランドアホウドリは、CCSBT 漁業と分布域がほぼ重複しており、浮はえ縄漁業の混獲による影響を受けやすい状況にあります。いずれの個体群も減少傾向にあります。ギブソンアホウドリ個体群は、2005 年から 2020 年まで年率 5.7 % で減少し続けており、直近のデータでは 2016 年以降の減少傾向が強くなっていることが示唆されています。同様にミナミニュージーランドアホウドリ個体群についても、近年は減少が顕著になっています。アンティポデスアホウドリは、現状の脅威が対処されなければ 2070 年までに絶滅する程のリスクに直面しており、2004 年以降に 62 % 減少し、年率 6 % での減少が継続しています。

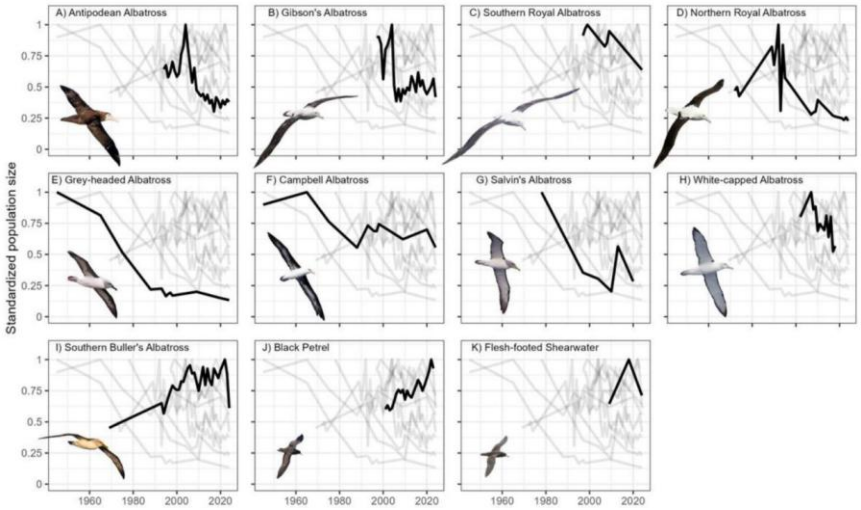

2024 年の第 20 回 WCPFC 科学委員会に提出された CMM2018-03 にかかる WCPFC レビュー(SC20-EB-WP-10)からの抜粋。11 の対象分類群のモニタリング期間全体における標準化された個体群の推移。各パネルの黒線は対象個体群の推移を示し、半透明線はその他の分類群を示す。

私どもは、遵守委員会に対する事務局からの報告でも言及されたとおり、ほとんどのメンバーに関してデータが不十分であるために海鳥類に対する SBT 漁業の影響の理解には重大な限界があることを指摘いたします。私どもは、ログブック報告の精度を向上させる EM の導入により、それぞれの漁業の透明性を向上させるためのオーストラリア及びニュージーランドの努力に感謝の意を表します。これらのデータにより、EM が導入されるとログブックにおける海鳥混獲の報告率が大幅に上昇することが明らかになりました。この知見を踏まえて、オーストラリア及びニュージーランドの両国は高リスク海域において ACAP ベストプラクティス海鳥混獲緩和措置を導入しています。これは、科学的根拠に基づいて講じられた適切な行動です。

これらの 2 つの事例は、絶滅の危機に瀕しているあほうどり類及びみずなぎどり類に対する SBT 漁業の影響が大幅に過小評価されている可能性が高いことを強調しています。これは新たな情報ではなく、先週の遵守委員会でも議論されたように、過去数十年にわたって CCSBT が検討してきた問題であります。CCAMLR での実績のように海鳥混獲を削減するための効果が立証された解決策が既に存在しており、CCSBT メンバーは、海鳥混獲に対して意味のある行動を取ることを約束しなければなりません。

2024 年の ERS にかかるメンバーのパフォーマンスに関する事務局の年次報告書において、委員会に対して提出されたデータは海鳥混獲緩和措置の実施にかかる遵守状況を測定するには不十分であることが改めて指摘されたことを踏まえれば、オブザーバーカバー率及び電子モニタリングのレビュー率の向上は必要不可欠です。

私どもは、メンバー及び事務局と協力し、既存の義務の実施にかかるキャパシティの向上やロス・ワンレス博士がコーディネートする海鳥プロジェクトの完了を通じて、海鳥混獲緩和措置に関するメンバーのパフォーマンスが向上させていくことを楽しみにしております。

別紙 6 – 3

ピュー慈善基金のオープニングステートメント

ピュー慈善基金は、本年の会合をホストしてくださったインドネシア、また会合開催の準備作業に調整してくださった事務局に感謝を申し上げます。また私どもは、非常に難しい仕事をしてくださる通訳の皆様にも感謝を申し上げます。

私どもは、SC 30 会合報告書において遺伝子標識放流プログラムの変更に起因して例外的状況が発動されたことに留意するとともに、例外的状況は管理方式（MP）の使用を停止させる程に深刻なものではないとした SC の決定を支持いたします。

また私どもは、遺伝子標識放流プログラムに対するこの変更を考慮するべく、管理戦略評価（MSE）を用いて新たな MP を開発すべきとした勧告を支持いたします。最初及び現行 MP の開発時と同様に MSE 試験を行うことにより、CCSBT は進むべき管理目標を達成するために最も頑健な MP を選択することが可能となります。

私どもは、2019 年にケープタウン方式が採択されて以降、蓄養及び市場から得られた追加的な情報を検討できるようにする形で、MP により勧告された総漁獲可能量（TAC）と委員会による採択が分断されたことに懸念を有しております。この分断は、合意された MP を単純に運用することで科学的根拠に基づきほぼ自動的に TAC が設定されるという管理方式の一義的な利点の一つを損なわせるものです。

新たな MP の開発は、この分断を解消するとともに、モニタリングプログラムの一部として更新された MP に直接的に蓄養及び市場データを統合させ、これらを例外的状況のレビュープロセスの一部として検討できるようにするための機会となります。

私どもは、世界的に重要なこの水産資源の管理の効率性及び有効性のさらなる向上に向けて、代表団の皆様にとって生産的な会合となることを祈念いたします。

別紙 7

財政運営委員会報告書

CCSBT メンバーは、ニール・ヒューズ氏（オーストラリア）が財政運営委員会（FAC）の議長を務めることに合意した。FAC には、拡大委員会（EC）に対して以下の事項にかかる勧告を行う任務が課された。

- 2025 年予算の改定
- 2026 年予算の作成
- 2027 年及び 2028 年の仮予算の作成

2025 年改訂予算

事務局長は、会合開会前に 2025 年改訂予算案の概要を提示し、FAC メンバーはその時点で当初のコメントを行うよう要請されたところである。また、改訂予算案の詳細は文書 CCSBT-EC/2510/05 に総括されたとおりである。改訂された事項には、実際の収入額及び支出額と合わせて、本年の残り期間における収入見込額及び支出見込額が含まれる。

2025 年の総支出額は合計 3,894,200 ドルと想定されており、2025 年承認予算（3,988,400 ドル）よりも 2 % 低くなっている。これは主に会合費用の節約に起因するものである。

FAC メンバーは、改訂予算案を作成した事務局に感謝するとともに、これを承認した。

FAC は、拡大委員会に対し、**別添 1** に示した 2025 年改訂予算に留意するよう**勧告する**。

2026 年予算案に関する検討

FAC は、CCSBT の活動資金を含む予算案について総括した文書 CCSBT-EC/2510/06 を検討した。FAC は、「現行のメンバー分担金の水準は現在の CCSBT における年間運営費用を賄うのに十分ではない」ことを述べた事務局作成文書の声明につき、懸念とともにこれに留意した。

FAC は、現在の支出額の増加水準について、これに見合った分担金の増加又は支出削減なくして持続可能なものではないことに留意した。このため、事務局長は費用削減につながる可能性がある複数の修正案を提示し、FAC はこれを検討した。

また FAC は、2026 年の遺伝子標識放流プロジェクトにかかる費用に 365,000 ドルを追加して同プロジェクトを全面的に再開することとした ESC からの勧告に留意した。

節約に関する検討

FAC は、科学関連予算の中でも節約が考え得る項目として、ESC 議長による 2026 年 OMMP 会合への不参加、新 CPUE シリーズ開発の延期、UAM の推定方法の更新は行わずに既存の手法を利用すること、またインドネシア横断的に SBT 水揚港を評価するためのキャパシティ・ビルディングプロジェクトにかかる検討の延期が挙げられることに留意した。オーストラリアは、インドネシアのキャパシティ・ビルディングに対する代替的な資金源についてインドネシアと共同で作業に取り組む予定である。

また、遵守委員会による直近の決定を踏まえ、FAC は、2026 年の遵守専門作業部会（TCWG）をオンラインでの開催とすることを勧告する。

FAC は、2025－2026 年の遺伝子標識放流に対する予算を削減することとした 2024 年の FAC 及び EC による決定、並びに同プロジェクトにかかる予算に 365,000 ドルを追加してこれを再開するためには能動的な意思決定を要することに留意した。これを決定した場合、2026 年における同プロジェクトにかかる予算総額は 965,000 ドルとなる。遺伝子標識放流プロジェクトに対する全面的な資金の復活に対してはメンバーの見解が分かれ、あるメンバーはこの資金に合意した場合の費用に対する懸念を表明した。FAC はコンセンサスに達しなかった。ほとんどのメンバーは、管理方式の開発時に試験が行われた水準まで遺伝子標識放流に対する資金を復活させることの重要性に留意した。FAC は、MP は 2027 年にレビューが行われる予定とされており、また今後実施される作業においては MP の費用及び MP の目標達成に関する確実性のレベルに関するオプションも検討される予定であることに留意した。

また FAC は、科学プログラムに対する長期的な予算措置に合意することの重要性、またこのことについて 2027 年の MP レビューの完了後に検討できるものと考えられることに留意した。

FAC は、2026 年に対面会合としての開催が予定されている ERSWG 会合について検討した。FAC は、SEFRA を進捗させるとともにその評価結果に基づく管理措置について検討する当該会合の重要性に留意した。FAC は、予算削減のための当該会合をハイブリッド形式により開催することに合意した。オーストラリアは、当該会合のために最大で 70,000 ドルの資金を拠出する予定である。FAC は、オーストラリアによる資金提供への感謝の意を表した。

FAC は、あるメンバーが分担金の増額に合意することができなかったために、2026 年のメンバー分担金の 5 % 増加に合意することができなかったことに**留意する**。これにより、2026 年の収入額は当初予算案より訳 170,000 ドル減少することとなり、今後の予算編成にも影響が及ぶこととなる。

会合は、CCSBT 29 において FAC が委員会に対して行った「CCSBT の年間運営費用を賄うことができる水準の分担金に達するためには、分担金安定化基金及び 2026 年に留保された現金預金の残額と合わせて、2024 年から 2028 年までの各年の分担金を 5 % ずつ増加させることが必要と考えられる」との助言に留意した。また FAC は、分担金安定化基金及び現金預金の残額は払底したことに留意した。

FAC は、メンバーが分担金の増額に合意することができない場合、事務局に対してこのことを年次会合の前に通知すべきことに合意した。

2026 年予算に関する勧告

FAC は、EC に対し、2026 年の収入額 4,343,910 ドルに対する予算額を 4,423,700 ドルとすることに合意するよう**勧告する**。この結果、2026 年は 79,890 ドルの赤字が生じることとなる。

FAC は、拡大委員会に対し、**別添 2** に総括した 2026 年予算に合意するよう**勧告する**。

2027 年及び2028 年仮予算

また FAC は、来予算年度後の 2 年間にかかる仮予算についても検討する任務を委嘱された。

仮予算に含まれる支出の大部分は継続的なコミットメントに基づくものであり、FAC による詳細な検討を要するものではないが、MP レビューの結果次第では科学プログラムにかかる継続的費用にも変更が生じる可能性がある。

FAC は、拡大委員会に対し、**別添 3** に総括した 2027 年及び 2028 年仮予算に留意するよう**勧告する**。

また FAC は、EC に対し、2026 年の FAC による検討に資するよう、CCSBT 補助機関に対し、活動の優先順位付け及び費用節約の可能性の特定に取り組み、その結果を EC 33 に対して報告するよう改めて指示することを**勧告する**。

会合費用を節約するためのオプション

韓国は、FAC に対し、将来における費用削減のためのオプションとして、EC に対して会議日数の短縮を勧告することを検討するよう提案した。WCPFC や IATTC といったいくつかの RFMO でも一般的に行われているように、会合報告書の採択を閉会後に電子メールによる協議を通じて実施することとすれば、CC、EC 及び ESC 会合の会議日数を 1 日ずつ短縮することができることが指摘された。

EC 33 会合開会前の FAC オンライン会合

FAC は、FAC の議論を促進するため、他の会合との日程的な制約を踏まえつつ、EC 33 会合に先立ち予備的な FAC 会合を開催することを改めて**勧告する**。FAC メンバーは、当該事前会合により、当初予算案について検討するとともに、EC 33 会合中の FAC 招集前にさらなる助言を求める機会を得ることができる。

FAC は、FAC 会合参加者に対し、メンバー分担金の増額を含む委員会の収入案、補助機関からの助言及び新たな支出に対する優先順位付けを踏まえて、CCSBT 33 までに FAC 文書及び予算案を慎重にレビューしておくことを勧奨した。

別添 1

Income	Approved 2025 Budget	Income to date	Forecast Final Income	Variation (Approved 2025 to Forecast 2025)
Contributions from Members	$3,273,278	$2,986,547	$2,986,547	-9%
Japan	$937,631	$937,631	$937,631	0%
Australia	$937,631	$937,631	$937,631	0%
New Zealand	$266,593	$266,593	$266,593	0%
Korea	$286,732	$0	$0	-100%
Fishing Entity of Taiwan	$286,732	$286,732	$286,732	0%
Indonesia	$255,150	$255,150	$255,150	0%
European Union	$124,186	$124,186	$124,186	0%
South Africa	$178,624	$178,624	$178,624	0%
Contribution in Advance	$0	$2,466	$2,466	N/A
Staff Assessment Levy	$156,000	$126,000	$188,800	21%
Carryover from previous year	$46,000	$80,000	$80,000	74%
Voluntary contributions from Members	$22,000	$22,938	$22,938	4%
Contribution Stabilisation Fund	$268,500	$268,500	$268,500	0%
FAO Funded Project	$185,142	$228,084	$228,084	23%
Interest on investments	$100,000	$88,000	$120,000	20%
Withdrawal from Cash Reserves	$0	$0	$0	N/A
TOTAL GROSS INCOME	$4,050,920	$3,800,069	$3,897,335	-6%

Expenditure	Approved 2025 Budget	Expenditure to date	Forecast Final Expenditure	Variation (Approved 2025 to Forecast 2025)
Annual Meeting - (CC/EC/CCSBT)	$433,000	$180,000	$321,000	-26%
ESC/SC Meeting	$77,200	$4,000	$70,000	-9%
SUB-COMMITTEE MEETINGS	$67,700	$20,400	$25,400	-62%
ERSWG Meeting	$0	$0	$0	N/A
ERS Tech Meeting	$10,000	$16,400	$16,400	64%
SFMWG Meeting	$0	$0	$0	N/A
OMMP Technical Meeting	$57,700	$4,000	$9,000	-84%
TCWG Meeting	$0	$0	$0	N/A

Science Program	$869,000	$499,500	$959,000	10%
Operating Model Software upgrade	$30,000	$69,000	$90,000	200%
Development of the CPUE series	$30,000	$44,000	$60,000	100%
Tagging program coordination	$1,000	$0	$1,000	0%
Long-Term Gene Tagging Project	$600,000	$300,000	$600,000	0%
Close-kin sampling/DNA sequencing	$173,000	$86,500	$173,000	0%
Sampling and aging of Indonesian Otol	$0	$0	$0	N/A
Capacity Building for Spawning Ground	$35,000	$0	$35,000	0%
SPECIAL PROJECTS	$698,000	$357,200	$670,700	-4%
Meeting Participation Fund	$15,000	$11,700	$11,700	-22%
CDS Tag and Market Survey in JP	$31,000	$6,500	$31,000	0%
On-line data system maintenance	$5,000	$5,000	$5,000	0%
Trial eCDS development	$40,000	$26,000	$40,000	0%
FAO Funded Seabird Project	$542,000	$284,000	$539,000	-1%
Seabird Risk Assessment	$25,000	$0	$0	-100%
Indonesia Transhipment QAR	$40,000	$24,000	$44,000	10%
Open-access CDS Tag Number Search	$0	$0	$0	N/A
SECRETARIAT COSTS	$1,669,200	$1,127,400	$1,684,000	1%
Secretariat staff costs	$1,072,000	$672,000	$1,056,000	-1%
Staff assessment levy	$156,000	$126,000	$188,800	21%
Employer social security	$252,000	$172,000	$260,000	3%
Insurance -worker's compensation	$20,000	$18,000	$18,000	-10%
Travel/transport	$32,000	$19,200	$19,200	-40%
Translation of meeting reports	$16,000	$0	$16,000	0%
Training	$2,000	$200	$2,000	0%
Home leave allowance	$16,200	$19,000	$21,000	30%
Other employment expense	$3,000	$1,000	$3,000	0%
Recruitment Costs	$0	$0	$0	N/A
Staff liability fund (accumulating)	$100,000	$100,000	$100,000	0%
OFFICE MANAGEMENT COSTS	$174,300	$127,100	$164,100	-6%
Lease & Storage	$75,000	$45,000	$67,000	-11%
Property Insurance	$2,500	$2,300	$2,300	-8%
Office Management	$18,500	$9,000	$16,000	-14%
Financial Services	$40,000	$32,500	$37,500	-6%
New/replacement assets	$11,300	$11,300	$11,300	0%
IT & Communications	$27,000	$27,000	$30,000	11%
Total Expenditure	$3,988,400	$2,315,600	$3,894,200	-2%

別添 2

Income	Approved 2025 Budget	Revised 2025 Budget	Draft 2026 Budget	Variation (Approved 2025 to Draft 2026)
Contributions from Members	$3,273,278	$2,986,547	$3,273,278	0%
Japan	$937,631	$937,631	$937,631	0%
Australia	$937,631	$937,631	$937,631	0%
New Zealand	$266,593	$266,593	$266,593	0%
Korea	$286,732	$0	$286,732	0%
Fishing Entity of Taiwan	$286,732	$286,732	$286,732	0%
Indonesia	$255,150	$255,150	$255,150	0%
European Union	$124,186	$124,186	$124,186	0%
South Africa	$178,624	$178,624	$178,624	0%
Contributions in Advance	$0	$2,466	$0	N/A
Contributions in Arrears	$0	$0	$286,732	N/A
Staff Assessment Levy	$156,000	$188,800	$184,500	18%
Carryover from previous year	$46,000	$80,000	$3,300	-93%
Voluntary contributions from Members	$22,000	$22,938	$70,000	N/A
Contribution Stabilisation Fund	$268,500	$268,500	$0	-100%
FAO Funded Project	$185,142	$228,084	$426,000	130%
Interest on investments	$100,000	$120,000	$100,000	0%
Withdrawal from Cash Reserves	$0	$0	$0	N/A
TOTAL GROSS INCOME	$4,050,920	$3,897,335	$4,343,810	7%

Expenditure	Approved 2025 Budget	Revised 2025 Budget	Draft 2026 Budget	Variation (Approved 2025 to Draft 2026)
Annual Meeting - (CC/EC/CCSBT)	$433,000	$330,800	$541,000	25%
ESC/SC Meeting	$77,200	$79,700	$286,000	270%
SUB-COMMITTEE MEETINGS	$67,700	$41,800	$177,800	163%
ERSWG Meeting	$0	$0	$70,000	N/A
ERS Tech Meeting	$10,000	$16,400	$0	-100%
SFMWG Meeting	$0	$0	$0	N/A
OMMP Technical Meeting	$57,700	$25,400	$102,800	78%
TCWG Meeting	$0	$0	$5,000	N/A

Science Program	$869,000	$966,500	$1,348,000	55%
Operating Model Software upgrade	$30,000	$97,500	$15,000	-50%
Development of the CPUE series	$30,000	$60,000	$0	-100%
Tagging program coordination	$1,000	$1,000	$1,000	0%
Long-Term Gene Tagging Project	$600,000	$600,000	$965,000	61%
Close-kin sampling/DNA sequencing	$173,000	$173,000	$290,000	68%
Sampling and aging of Indonesian Otoliths	$0	$0	$52,000	N/A
UAM Estimation	$0	$0	$25,000	N/A
Capacity Building for Spawning Ground	$35,000	$35,000	$0	-100%
Evaluation of Gene Tagging Alternatives	$0	$0	$10,000	N/A
SPECIAL PROJECTS	$698,000	$670,700	$205,000	-71%
Meeting Participation Fund	$15,000	$11,700	$25,000	67%
CDS Tag and Market Survey in JP	$31,000	$31,000	$32,000	3%
On-line data system maintenance	$5,000	$5,000	$5,000	0%
eCDS development	$40,000	$40,000	$40,000	0%
FAO Funded Seabird Project	$542,000	$539,000	$83,000	-85%
Seabird Risk Assessment	$25,000	$0	$0	N/A
Indonesian Transhipment QAR	$40,000	$44,000	$0	N/A
Capacity Building Initiatives	$0	$0	$20,000	N/A
Open-access CDS Tag Number Search	$0	$0	$0	N/A
SECRETARIAT COSTS	$1,669,200	$1,683,200	$1,695,500	2%
Secretariat staff costs	$1,072,000	$1,056,000	$1,074,000	0%
Staff assessment levy	$156,000	$188,800	$184,500	18%
Employer social security	$252,000	$260,000	$253,000	0%
Insurance -worker's compensation	$20,000	$18,000	$20,000	0%
Travel/transport	$32,000	$19,200	$35,000	9%
Translation of meeting reports	$16,000	$16,000	$17,000	6%
Training	$2,000	$2,000	$2,000	0%
Home leave allowance	$16,200	$20,200	$7,000	-57%
Other employment expense	$3,000	$3,000	$3,000	0%
Staff liability fund (accumulating)	$100,000	$100,000	$100,000	0%
OFFICE MANAGEMENT COSTS	$174,300	$162,600	$170,400	-2%
Lease & Storage	$75,000	$67,000	$69,500	-7%
Property Insurance	$2,500	$2,300	$2,400	-4%
Office Management	$18,500	$18,500	$18,500	0%
Financial Services	$40,000	$37,500	$42,000	5%
New/replacement assets	$11,300	$11,300	$8,000	-29%
IT & Communications	$27,000	$26,000	$30,000	11%
Total Expenditure	$3,988,400	$3,935,300	$4,423,700	11%

別添 3

Income	Indicative 2027 Budget	Indicative 2028 Budget
Contributions from Members	$3,608,789	$3,789,229
Japan	$1,033,738	$1,085,425
Australia	$1,033,738	$1,085,425
New Zealand	$293,919	$308,615
Korea	$316,122	$331,928
Fishing Entity of Taiwan	$316,122	$331,928
Indonesia	$281,303	$295,368
European Union	$136,915	$143,760
South Africa	$196,933	$206,779
Staff Assessment Levy	$190,000	$195,000
Carryover from previous year	$0	$0
Voluntary contributions from Members	$0	$0
Contribution Stabilisation Fund	$0	$0
FAO Funded Project	$0	$0
Interest on investments	$100,000	$100,000
Withdrawal from Cash Reserves		
TOTAL GROSS INCOME	$3,898,789	$4,084,229

Expenditure	Indicative 2027 Budget	Indicative 2028 Budget
Annual Meeting - (CC/EC/CCSBT)	$557,230	$573,947
ESC/SC Meeting	$294,580	$303,417
SUB-COMMITTEE MEETINGS	$175,232	$213,037
ERSWG Meeting	$0	$155,324
ERS Tech Meeting	$10,000	$0
SFMWG Meeting	$0	$0
OMMP Technical Meeting	$109,200	$0
TCWG Meeting	$56,032	$57,713

Science Program	$1,107,000	$1,073,000
Operating Model Software upgrade	$0	$0
Development of the CPUE series	$42,000	$0
SBT otolith-based aging workshop	$0	$0
Tagging program coordination	$1,000	$1,000
Long-Term Gene Tagging Project	$785,000	$785,000
Close-kin sampling/DNA sequencing	$238,000	$245,000
Sampling and aging of Indonesian Otoliths	$41,000	$42,000
Capacity Building for Spawning Ground	$0	$0
SPECIAL PROJECTS	$194,000	$169,000
Meeting Participation Fund	$25,000	$25,000
CDS Tag and Market Survey in JP	$33,000	$34,000
On-line data system maintenance	$5,000	$5,000
Trial eCDS development	$40,000	$25,000
FAO Funded Seabird Project	$0	$0
Seabird Risk Assessment	$0	$0
Indonesia Transhipment QAR	$0	$0
Performance Review	$60,000	$60,000
Open-access CDS Tag Number Search	$11,000	$0
Capacity Building Initiatives	$20,000	$20,000
SECRETARIAT COSTS	$1,736,920	$1,805,957
Secretariat staff costs	$1,116,960	$1,161,638
Staff assessment levy	$191,880	$199,555
Employer social security	$263,120	$273,645
Insurance -worker's compensation	$20,800	$21,632
Travel/transport	$36,000	$37,000
Translation of meeting reports	$17,680	$18,387
Training	$2,080	$2,163
Home leave allowance	$7,280	$7,571
Other employment expense	$3,120	$3,245
Staff liability fund (accumulating)	$78,000	$81,120
OFFICE MANAGEMENT COSTS	$177,216	$184,305
Lease & Storage	$72,280	$75,171
Property Insurance	$2,496	$2,596
Office Management	$19,240	$20,010
Financial Services	$43,680	$45,427
New/replacement assets	$8,320	$8,653
IT & Communications	$31,200	$32,448
Total Expenditure	$4,242,178	$4,322,663

別紙 8

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna

みなみまぐろ保存委員会

第 30 回科学委員会会合報告書

2025 年 8 月 30 日

オンライン

別紙 9

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna

みなみまぐろ保存委員会

第 20 回遵守委員会会合報告書

2025 年 10 月 2－4 日

インドネシア、バリ

戦略計画に対する 2025 年の進捗状況に関する拡大委員会からの報告

ビジョン及びゴール

	拡大委員会からのコメント
SBT の管理 委員会は、最大持続生産量を維持する資源レベルで SBT 資源を管理し、SBT 漁業に関連するリスク及び生態学的関連種に対する SBT 漁業の影響を緩和することに合意する。 • これには、資源の再建、国別配分量及び生態学的関連種に関する戦略が含まれる。 • また、これには、海洋汚染及び人への安全性を含むがこれに限定されないその他全てのリスクにかかる検討及びレビューが含まれる。	***資源再建に関する戦略*** EC は、ESC からの科学的助言／勧告に基づき SBT 資源を再建するための措置を採択及び実施しており、また EC は、ESC が個体群サイズの頑健な推定値、より正確な資源評価及び将来予測に関連するリスクを算出できるようにするための科学的研究及び調査の継続を支持している。 委員会による決定の実施状況は、遵守委員会会合において評価されている。 ***生態学的関連種に関する戦略*** 海鳥類と SBT 漁業との間の相互作用は、EC にとって依然として非常に懸念すべき水準にある。EC は生態学的関連種の混獲緩和措置を検討する際に海鳥類の優先度を高くしてきており、また CCSBT は漁船に対してそれぞれが操業する海域を管轄する RFMO の措置を遵守するよう義務付けているが、絶滅危惧海鳥種との相互作用のリスクが高い海域における SBT 漁業の海鳥類に対するリスクを低減するべく標的を絞ったアクションについては現在検討中である。CCSBT メンバーは、ERSWG より、SBT 表層はえ縄漁獲努力に関する影響を最小化しつつ、頑健な海鳥混獲緩和措置及びそれらの措置の実施状況の効果的なモニタリングを確保するためのさらなる措置をとるよう助言を受けている一方で、これまでのところ、そうした助言に関する EC によるアクションは起こされていない。 2025 年の ERS 技術作業部会は、海鳥類に関する空間明示的漁業リスク評価（SEFRA）を完了した。委員会の海鳥に関する複数年戦略と合わせた同評価を踏まえた管理上の影響に関するさらなる検討は、SBT 表層はえ縄漁獲努力に関する影響を最小化しつつ、頑健な海鳥

	混獲緩和措置及び効果的なモニタリングを確保するために必要な追加的なアクションの指針となることが期待されている。 EC 32 において、2025 年 ERS 技術作業部会から EC に対し、CCSBT 外での利用を可能とするべく SEFRA コードを公開することを承認するよう勧告された。ただし、公開の対象はコードそのものに厳格に限定され、メンバーから提供された入力データは一切含まれない。 *その他のリスク（海洋汚染及び人的な安全性）の検討及びレビュー* 近年において海洋汚染や人的な安全性といった課題を拡大委員会が検討したことはないものの、EC は、これらの問題に関する他 RFMO の規則の採択の検討を求める可能性がある。EC は、全ての SBT 漁業操業において人的な安全性が推進される必要性を認識する。
委員会及び事務局の運営／管理 責任ある SBT 漁業の管理のため、委員会は効果的かつ効率的に運営すべきことが合意された。 • これには、委員会、委員会の補助機関及び事務局の効果的かつ効率的な運営のための戦略（他の RFMO との調和を含む）が含まれる。	EC は、SBT 漁業の責任ある管理のために委員会を効果的かつ効率的に運営するよう確保するべく戦略的な行動計画を策定し、これを定期的に改定している。 CCSBT は、関連する組織及び機関との遵守関係を維持しており、SBT が漁獲される可能性がある他のまぐろ類 RFMO の事務局とも継続的に連絡をとっている。 沿岸開発途上国のキャパシティを向上させるとともにデータ収集、科学的解析及び遵守関連活動を改善する必要性を認識し、EC は、CCSBT 31 においてキャパシティ・ビルディング作業計画に合意した。2025 年の CC 及び EC において初めてのニーズ評価が実施された。一部のメンバーは、ニーズ評価に立脚したキャパシティ・ビルディング活動のオプションについてさらに検討するため、事務局と連携することを約束した。 EC は、財務上のリソースが利用可能であることを条件に、他の RFMO との調和に加えて、必要に応じて BBNJ 事務局、補助機関及びその他の枠組みと連携する方法を引き続き模索する。

メンバーの参加及び履行（遵守を含む） メンバーは、委員会を通じて SBT の管理に積極的に参加し、その決定を実施する。 • これには、MCS、制裁及び発展途上国に対する支援に関する戦略が含まれる。	CCSBT は、会合参加基金及び是正措置政策を発効させている。EC は、これらを随時見直し、必要に応じて改善／修正している。

行動計画

行動	前回報告からの進捗状況	予定されている作業
PR2021-29: 資源再建には産卵及び加入が最も重要であることから、インドネシア海域において、その他の管理戦略と公平かつ相互的な時空間的規制を策定するためのさ らなる努力がなされるべきである。	ESC との共同責任、2026／27 年に実施予定。これまでの ESC からの助言（別紙 A 参照）によれば、この勧告に対するさらなる行動は提案されていない。 CCSBT 戦略計画は、産卵海域における保護区域設定及び時空間的制限は非常に困難であり、かつ優先度が低い事項としている。 あるメンバーは、EC 32 において初めて、BBNJ 協定に基づく SBT の保存上の問題及び便益を提起した。	ESC による直近の助言に基づき、現時点では、さらなる行動は予定されていない。 インドネシアは、EC 及び ESC に対し、BBNJ 協定の下での SBT 産卵海域に関する ABMT／MPA の影響に関する問題の議論に資するにはどのようなデータ及びモデルが利用可能なのか、あるいは利用可能となる可能性があるのかに関する助言を求めることができる。
PR2021-07: 現状では公開されていない過去のデータ及び情報を提供及び公開し、透明性を改善する。	長期的（2028 年以降）に実施予定。メンバーは、実施前にこの行動について再評価することを望む可能性がある。	CCSBT 措置総覧（EC による休会期間中の決定を含む）は、EC 32 会合の閉会後に公開される予定である。 EC は、「歴史的なデータ及び情報」とは何を指すのか（例えば漁獲量及び漁獲

		努力量に関連するデータ及び情報、会合記録等）について明確化を求めるとともに、どのような情報を公開すべきかを判断する。
PR2021-72: 極めて特殊な状況において利用する予備費／貯蓄基金を正式化する。	EC/FAC に対する報告書には、現金預金からの資金の利用可能性に関する高い透明性が既に含まれている。現在、CCSBT は現金預金を取り崩している状況にある。	現在の優先事項は、現金預金残高を回復できるように収入と支出を均衡させることである。事務局、EC 及び EC は、考え得る新たな資金源（新メンバー加盟料及びその他のドナーを含む）の特定に引き続き取り組む。
PR2021-73: 財政運営委員会と各種補助機関との間のコミュニケーションを改善するためのメカニズムを策定する。	当該コミュニケーションにかかる主なメカニズムは、FAC への CC 及び ESC 議長による継続的な参加、及びメンバーを通じたコミュニケーションである。	FAC の事前協議プロセス及び補助機関の議長による FAC 会合への参加を継続する。
PR2021-31: 現在のメンバーの構成及び国際法の原則を反映するよう確保するため、既存の配分メカニズムをレビューする。	配分は EC における常設議題項目となっており、メンバーは既存の配分メカニズムをレビューすることができる。CCSBT 30 において、メンバーは、インドネシアの現状の立場に対処するための方法（配分割合のレビューを含み得る）について検討する用意があることを表明した。 インドネシアは、既存の配分方式のレビューに関する検討を開始した。 メンバーは、国別配分量に関する提案及び文書を 2025 年 8 月 1 日までに提出するよう要請された。	開発途上国が抱える問題を踏まえ、配分に関する議論は早急に結論に至るべきである。 公正及び衡平の原則並びに開発途上国の貢献及び能力を踏まえ、CCSBT 33 までの休会期間中のプロセスを通じて国別配分量にかかる議論を維持／継続する。

	インドネシアは、CCSBT 32 において検討される提案書を 2025 年 7 月 31 日に提出した。インドネシアは、国別配分量の決定における客観的な基準が欠如しており、このことが特に開発途上国に対して不公平及び不衡平な配分メカニズムの原因になっているとの疑問を呈した。	
PR2021-32: 国際的なレベルでメンバーによって合意された近代的な漁業管理の概念を取り入れるべく、CCSBT 条約を改正する。	長期的（2028 年以降）に実施予定。メンバーは、実施前にこの行動について再評価することを望む可能性がある。 EC 32 に対する提案はなかった。	EC は、2028 年までに、このプロセス／検討を開始する可能性について検討する。
PR2021-34: CCSBT は、CCSBT 条約を近代化するプロセスにおいて、代替的な意思決定方式を検討すべきである。	中長期的（2027／28 年）に実施予定。メンバーは、実施前にこの行動について再評価することを望む可能性がある。 EC 32 に対する提案はなかった。	EC は、2028 年までに、このプロセス／検討を開始する可能性について検討する。
CCSBT は、CCSBT 手続規則の見直し又はその他のオプションにより、意思決定にかかる透明性をレビューすべきである。	短期的（2024／25 年）だが優先度が低い行動として特定されている。 事務局は、当初の評価結果を CCSBT 32 において報告した。	事務局は、CCSBT 32 に対して当初のレビュー結果を提出する予定である。 さらなる行動は不要である。
PR2021-35: CCSBT は、SBT 資源の保存管理を相当程度妥協させるような将来の膠着状態を避けるため、紛争解決 ／対立解決を行うための代替的な手法の策定を真剣に検討するよう勧告する。	長期的（2028 年以降）に実施予定だが優先度が低い行動として特定されている。メンバーは、実施前にこの行動について再評価することを望む可能性がある。 EC 32 に対する提案はなかった。	インドネシアは、EC に対し、2028 年までにこのプロセス／議論を開始する可能性について検討することを要請することができる。

PR2021-58: CCSBT 措置総覧へのアクセスは、CCSBT ウェブサイトの一般エリアから利用可能とすべきである。	中期的（2025／26 年）に実施予定。 事務局は、CCSBT 32 において、これを 2026 年に実施するためのオプションを発表した。	事務局は、CCSBT 32 会合の閉会後に CCSBT 措置総覧を公開する。
必要が生じた場合に新メンバー及び CNM に対してどのような配分をすべきかについて決定する際の既存のガイドラインを改善する。	CCSBT 30 において、日本はあらゆる曖昧さを排除するとともに手続きを改善するべく、新メンバー又は CNM に対する配分に関する規定の改正を提案した。メンバーは、日本から提出された提案の修正に共同で取り組み、改正決議に合意した。	さらなる行動は予定されていない。
必要に応じて、科学者と漁業行政官との間に科学的管理に関する対話の機会を導入することを検討する。	中期的（2025／26 年）に実施予定。 メンバーは、CCSBT 32 において当初の検討を行うよう要請された。	EC は、ESC と漁業行政官との間の効果的な意思疎通を確保するための機会について検討することができる。
PR2021-22: データ収集、科学的解析及び遵守関連活動を改善するためのキャパシティ・ビルディングに関する作 業計画を策定し、これを実施する。	CCSBT 31 は、キャパシティ・ビルディング作業計画に合意した。 ESC 及び CC は、CCSBT 32 による検討に向けて最初のニーズ評価を完了した。	キャパシティ・ビルディング作業計画の実施 2026 年の ERSWG 16 は、同作業部会による初めてのニーズ評価を完了する予定である。

継続的作業計画		
行動	**前回報告からの変化**	**予定されている作業**
PR2021-01: メンバーは、それぞれの配分量の上限を遵守し、また MP のパフォーマンスを減殺するおそれがある非メンバー漁獲量といった不確実性のある分野を排除することにより、引き続き MP をサポートする。	現在、全メンバーがそれぞれの配分量の枠内で漁獲している。ただし、インドネシアによる漁獲物及び非メンバーによる漁獲についてある程度の不確実性があることに留意。	インドネシアの改善計画に対する進捗状況が CC 21 において評価されることに留意しつつ、現行体制を維持する。 一部の不確実性を検知できるように MP の有効性及び頑健性を確保するため、現行体制を維持する。
PR2021-24: CCSBT は、漁獲対象種及び非漁獲対象種の両方に関し、ESC 及び ERSWG からの助言に基づく CMM を引き続き実施すべきである。	CCSBT 30 において、メンバーは ESC からの助言に基づき TAC を設定した。CCSBT メンバーは、ERSWG より、SBT 表層はえ縄漁獲努力に関する影響を最小化しつつ、頑健な海鳥混獲緩和措置及びこれらの措置の実施状況にかかる効果的なモニタリングを確保するためのさらなる行動について検討するとの助言を受けているが、EC はこれまでのところ、当該助言に関する行動を起こしていない。 ERS に関連するイニシアティブ及び措置は、WCPFC や IOTC といった他のまぐろ類 RFMO による作業と調和させる必要がある。 EC 32 は、2025 年 SEFRA 技術報告書を採択した。	既存の保存管理措置のレビューを継続し、ESC 及び ERSWG の助言に基づき、必要に応じてこれを改正する。 CCSBT 32 は、2027 年の MP レビューにおいて、費用対効果及びサンプリングプログラムを縮小した場合のリスクについて明示的に検討すべきことに合意した。 ERSWG は、SEFRA による評価結果及び考え得る管理行動について検討するとともに EC 33 に対してその結果を報告するため、SEFRA の成果物を評価する。

PR2021-71: CCSBT による支出を上回る（メンバーからの分担金及びその他のソースによる）健全な収入フローを維持する。	最近の支出額は収入額を超過している。メンバーは、CCSBT 31 においてメンバー分担金の 5 % 増加に合意した。 CCSBT 32 において、メンバーは新メンバー加盟料に関する提案を検討した。	メンバーは、少なくとも 5 % のメンバー分担金の増額の受け入れに引き続き最善の努力を払うとともに、支出額を収入の範囲内に維持するための費用節約のオプションを探求する。 事務局及びメンバーは、節約及び費用の効率化のための方策の特定に引き続き務める。メンバーは、開発途上国の能力及び漁獲枠の配分量に応じた分担金の評価を継続する。
将来的に委員会に加盟した国及び／又は主体に対し、品質保証レビュー（QAR）を適用する。 既存のメンバーに対する継続的な QAR プログラムについては、遵守委員会からのさらなる助言に基づく EC の決定次第となる。	CCSBT 31 は、インドネシア転載オブザーバートライアルに対象を絞った QAR の付託事項案に合意した。 CC 20 は QAR 報告書について検討した。	CC 及び EC は、国又はメンバーに対する QAR の必要性を毎年確認し、委員会の財務状況を踏まえて QAR を実施する。 インドネシアが 2025 年 12 月 31 日までに QAR による重要な勧告に対処するための措置の実施に関する詳細な計画（実施スケジュールを含む）を提出することを条件に、インドネシアによる洋上転載トライアルを一年間（2026 年 10 月 31 日まで）延長する。
PR2021-74: 次の委員会会合を主催するメンバーによる CCSBT 議長の早期推薦を奨励する。	CCSBT 32 議長の推薦は 4 月に行われ、委員会のプロセスへの影響を回避するのに十分に早期の推薦であった。	事務局長は、2026 年の会合主催国となる EU と協議し、EU が議長を務めることを確保する。

PR2021-75: CCSBT のガバナンスを改善するため、手続規則 4 (1) の規定に基づく最大 4 年間までの議長の再任を奨励する。	CCSBT 32 において、メンバーは 2025 年に関しては主催メンバーが持ち回りで議長を務める方式を維持することを選択した。	
PR2021-57: CCSBT への外部者による参加の障害とならないよう確保するため、外部文書（一部のメンバーの非遵守の可能性を含むもの）のレビュープロセスは監視されるべきである。	CCSBT 30 においては本プロセスの一環として一つの文書がレビューされ、受領された。CCSBT 31 及び CCSBT 32 において本レビューの対象となる文書はない。	
非メンバーに対し、CCSBT への加盟及び CDS の活用を含め、CCSBT のプロセスへの関与 を高めるよう奨励する。	メンバーにかかる助言に関して、事務局は引き続き非メンバーに接触し協力を奨励している。 CCSBT メンバーは、米国が電子漁獲証明制度（eCDS）に参加することに合意した。	
PR2021-44: 他の RFMO 事務局及び代替的な情報源との情報交換の公式化及び強化を継続する。	事務局は、公式及び非公式の両方の取決めを通じて複数の RFMO との連絡関係を維持している。また、ICCAT 及び IOTC との MoU の更新が提案されている。 WCPFC は、CCSBT の EC 31 会合にオブザーバーとして参加した。	神戸プロセスに替わり、まぐろ類 RFMO とのより定期的な協議を継続する。 CCAMLR との MoU を更新する。
PR2021-56: EC 会合における代表団長会議の利用は、可能な限り最小限とすべきである。	代表団長会議は CCSBT 31 会合でも一部利用されたが、これは EC 本会議開始前の一度のみであり、またその内容も各メンバーの観点からの重要な課題に関する当初の議論に限定された。それ以降は全て全体会合の場で議論が行われた。	

PR2021-64: メンバーは、CCSBT 会合の際に利用できる限られた時間を最大化するよう確 保するため、CCSBT における従来の会議日程とは別に、メンバーが交流するための追加的な機会を模索する。	メンバーの当局間で引き続き二国間協議が行われている。 また、海鳥プロジェクトの中でも追加的な協議が支援されている。ニュージーランドは南アフリカ、インドネシア及び韓国でのワークショップにおいて、またオーストラリアはインドネシアでのワークショップにおいてそれぞれ支援を行った。	
PR2021-63: メンバーは、神戸プロセスを通じて開始された協力関係を継続及び活性化させるための機会を探求する。	現在は、神戸プロセスに替わり、地域事務局ネットワーク及びまぐろ遵守ネットワークが協力関係構築の中核となっている。 神戸プロセスに替わるより定期的なまぐろ類 RFMO 間の協議に関する提案をサポートする。	神戸プロセスに替わり、まぐろ類 RFMO とのより定期的な協議を継続する。
PR2021-68: 休会期間中の神戸プロセス（特に共通の関心を有する分野に関連するプロセス）との関与を継続する。	先の勧告を参照	

別紙 11

生態学的関連種の混獲に関する戦略

(第32回委員会年次会合（2025年10月9日）において合意)

1. 序論

CCSBTは、2021年CCSBTパフォーマンス・レビュー勧告の実施計画を含む「2023－2028年みなみまぐろ保存委員会戦略計画」を採択した。

戦略計画は、CCSBTの主要課題の一つとして「*SBTと同じ生態系に属する非漁獲対象種（特に海鳥類）に対するSBT漁業による影響に対処すること*」を掲げており、また戦略計画のビジョン及びゴールにおける柱の一つである「SBTの管理」には「*資源の再建、国別配分量及び生態学的関連種に関する戦略が含まれる*」と規定している。

また戦略計画に基づく行動計画では、「*ERSWG 14において海鳥に関する複数年戦略が採択されたことを踏まえ、パフォーマンス・レビュー勧告に基づき、**生態学的関連種及び混獲に関する行動計画**を策定する*」ことと規定している。

2. ERS（海鳥以外）に関する現在のモニタリング及び報告

メンバーがCCSBTに対して提出することを義務付けられている主なERSデータは、毎年のERSWGデータ交換（EDE）において定められたデータであり、各年の7月31日までにこれを提出しなければならない。EDE要件の遵守状況については事務局がモニタリングしており、遵守委員会に提出する文書「*メンバーによるERS措置の実施状況及びERSに関するパフォーマンスに関する年次報告*[1]」の中で毎年報告されている。当該文書には、各メンバー別・種群（EDEの定義に基づくもの）別の引き伸ばし推定死亡数も含まれている。

遵守委員会及び拡大委員会に対するメンバーの年次国別報告書（CC/EC年次報告書）においても以下の情報を含めることが義務付けられている。

- 海鳥類IPOA[2]、さめ類IPOA[3]、及びうみがめの死亡を削減するためのFAOガイドラインを実施しているかどうか
- 漁業からERSを保護することを目的として現在発効しているICCAT、IOTC及びWCPFCの全ての法的拘束力のある措置及び自主的な措置を遵守しているかどうか
- ICCAT、IOTC及びWCPFCの要件に従ってERSに関するデータが収集及び報告されているかどうか

---

[1] 直近の報告はCCSBT-CC/2310/05

[2] はえ縄漁業における海鳥類の偶発的死亡の削減に関する国際行動計画

[3] さめ類の保存及び管理に関する国際行動計画

- 混獲緩和措置の遵守をモニタリングするために用いられている方法（カバー率の水準及び収集される情報の種類を含む）

また事務局は、遵守委員会に提出している文書「*メンバーによる ERS 措置の実施状況及び ERS に関するパフォーマンス に関する年次報告*」の中で、メンバーが当該情報を提出したかどうかについても報告している。

3. 現行の（海鳥以外の）ERS 関連措置

法的拘束力のある措置

2018 年の第 25 回年次会合において、CCSBT は「CCSBTの生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類RFMOの措置と調和させるための決議」（以下「ERS 決議」という）を採択した。ERS 決議パラグラフ 2 に基づき、各メンバー及び協力的非加盟メンバーは、自国の旗を掲げる船舶が IOTC[4]、WCPFC[5]及び ICCAT[6]の管轄水域内で SBT を漁獲する場合、該当する管轄水域において発効している全ての ERS 措置を遵守することを確保しなければならない（メンバー又は協力的非加盟メンバーが ERS 措置を採択しているまぐろ類 RFMO のメンバーであるかどうかを問わない）。

SBT 漁船が最新の ERS 措置を遵守するよう確保するため、ERS 決議パラグラフ 6 は、事務局に対し、IOTC、WCPFC 及び ICCAT の年次会合における ERS に関するあらゆる決定を踏まえ、毎年の CCSBT 拡大委員会年次会合の前に、 別添 I に掲げる ERS 措置一覧を更新する任務を課している。

自主的措置

CCSBT の「みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告」に基づき、メンバーは、はえ縄漁業によって偶発的に混獲される海鳥の削減に関する国際行動計画 (IPOA-Seabirds)、さめ類保存管理の国際行動計画 (IPOA-Sharks) 及び漁業操業における海亀死亡の削減のための FAO ガイドライン (FAO-Sea turtles) を実行していないのであれば、可能な限りこれらを実行することとされている。

また同勧告のおいては、EC 及び/又は必要に応じて補助機関は、みなみまぐろを対象とする漁業がもたらす生態学的関連種に対するリスクの評価を実施することとしている。また EC は、「*CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類 RFMO の措置と調和させるための決議*」の採択によってこれらのリスクがいかに軽減されたか、及びリスクを軽減する追加的な措置が必要か否かについて検討することとされている。海鳥戦略には海鳥類に対するリスクの評価に関するコンポーネントが含まれているものの、海鳥類以外に対するリスクを確認するためのレビューは予定されていない。

---

[4] インド洋まぐろ類委員会
[5] 中西部太平洋まぐろ類委員会
[6] 大西洋まぐろ類保存国際委員会

4. ERS（海鳥類以外）の現況

EDE の一環として収集される ERS の捕獲情報は、それらの種の全ての捕獲の一部を示しているに過ぎず、したがって該当資源又は種の全体的な状況を判断するために当該情報を単独で利用することはできない。CCSBT の ERS 混獲情報は、各メンバーの船団別の年ごとのトレンドを浮き彫りにできる可能性はあるものの、パンデミック中に生じた近年のオブザーバーデータの欠落を踏まえれば、こうした水準の解析にさえも問題がある。

特に CCSBT は、ERS に関する資源状況評価を第三者（例えば他のまぐろ類 RFMO、ACAP、ABNJ 等）に依存している。この方式は CCSBT に独特のものではない。例えば、IOTC はうみがめ類に関する独自の評価を行っていないので、IUCN によるうみがめ類に関するリスクステータスをメンバーに提示している。

スコープ：

混獲行動計画は、海亀類、海棲哺乳類及び非漁獲対象さめ類に適用される。混獲行動計画が適用される非漁獲対象さめ類は**表 1** のとおりである。混獲行動計画は、その他のさめ類には適用されない。混獲行動計画は、海鳥複数年戦略により補完的に網羅されている海鳥類には適用されない。

表 1. 非漁獲対象さめ種リスト

種名
Prionace glauca (よしきりざめ)
Isurus oxyrinchus (あおざめ)
Lamna nasus (にじねずみざめ)

混獲行動計画は、他のまぐろ類地域漁業管理機関及びその他の関連する組織及び機関との協力の下に実施される。

全体目標

本混獲行動計画の全体目標は、SBT 漁業が海亀類、海棲哺乳類及び非漁獲対象さめ類を含む生態学的関連種（ERS）に対して著しい負の影響を及ぼすことのないような水準まで、ERS の混獲を削減又は根絶することである。

個別目標

上記の全体目標を達成するため、以下の個別目標を設定した。

***目標 1*：情報に関する目標**

ERS に対する SBT 漁業の影響にかかる CCSBT の評価が、利用可能な最善の情報（不確実性の評価、及び情報の欠落を明らかにすることを含む）に基づいて実施される。

***目標 2*：ガバナンスに関する目標**

CCSBT のガバナンスを通じて ERS に対する SBT 漁業の影響が効果的に管理されるよう確保する。

***目標* 3：効果に関する目標**

実用的で費用対効果が高く、かつ安全な混獲緩和のための技術及び技法につき、業界及びその他の関連する機関との協力の下に策定された助言が行われる。

目標 4：教育及びアウトリーチ

操業中の ERS との相互作用の削減の重要性を強調し、及び混獲緩和措置の効果的な実施を推奨しつつ、教育及びアウトリーチプログラムを強化する。

個別目標を達成するための行動

各個別目標に対し、以下の行動に取り組むこととする。

混獲計画の個別目標を達成するための行動

		責任	短期		中期		長期
			2024	2025	2026	2027	2028++
(A) 情報に関する目標							
1	***データ収集及び情報共有***						
i.	本混獲行動計画により網羅するみなみまぐろ（SBT）関連種／種群を確認する。	**ERSWG**	●	●			
ii.	ERSWG データ交換を通じた報告を継続及び改善する。	**メンバー**	継続				
iii.	事務局は、メンバーによる ERS 措置の実施状況及び ERS に関するパフォーマンスにかかる年次報告を引き続き提出する。	**事務局**	継続				
iv.	事務局は、将来の ERSWG 会合に対し、関連する混獲種にかかる直近の評価結果を情報文書として提出する。	**事務局**			●		●
v.	ERSWG に気候変動に関する常設議題項目を設定する。	**ERSWG**			●		●
2	***協力***						
i	気候変動がまぐろの生態系、SBT、ERS、それらの生産力、分布及び資源の回復力に及ぼす可能性がある影響を予測するための行動に関して他の RFMO と協力する。（PR2021-06）	**事務局**	継続				
ii	事務局は、合意されたテンプレートに基づき、ERSWG 会合の重要なポイントの概要を他のまぐろ類 RFMO と共有する。	**事務局**	●		●		●

		責任	短期		中期		長期
			2024	2025	2026	2027	2028++
(B) ガバナンスに関する目標							
3	***委員会文書***						
i	本行動計画が効果的であるよう確保するため、本行動計画を定期的にレビューする。	**ERSWG**					●
ii	非漁獲対象種に関する CCSBT の役割及び権限を明確化するため、CCSBT 条約を改正すべきかどうかについて評価する。	**EC**					●
(C) 効果に関する目標							
4	***Review of Existing Measures　既存の措置のレビュー***						
i	IOTC、ICCAT 及び WCPFC において、ERS に関して強化された CMM の策定を奨励する。（PR2021-04）	メンバー	継続				
ii.	ERSWG は、「CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他の RFMO の措置と調和させるための決議」の採択により ERS に対するリスクが十分に低減されているかどうかについて検討し、EC に対し、何らかの追加的な行動を要するかどうかについて助言する。	**ERSWG**	●		●		●
5	***実施***						
i	混獲の増加に対処し、また海洋生物資源及び生態系に対する漁業の影響に対応するためのインセンティブがあるメカニズムの可能性を探求する。（PR2021-27）	**ERSWG**					●

別紙12

CCSBTの生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類RFMOの措置と調和させるための決議

（第32回委員会年次会合（2025年10月9日）において改正）

みなみまぐろの保存のための拡大委員会は、

他の関連するまぐろ類地域漁業管理機関（RFMO）の生態学的関連種（ERS）に関する措置に従うことを義務付けるCCSBT決議を創設することにより、他のまぐろ類 RFMO と努力を重複させることなく、みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）メンバーに対して法的拘束力のある ERS に関する措置を策定するとした第5回戦略・漁業管理作業部会における決定を*想起し*、

分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定 及び異なるまぐろ類地域漁業管理機関間における協力及び保存管理措置の一貫性を確保することの必要性に*留意し*、

一部の海鳥類、とりわけ一部のあほうどり類及びみずなぎどり類について、世界的な絶滅の恐れがあることを*懸念し*、

また、みなみまぐろを対象とする漁業が、海亀類、さめ類及び鯨類といったその他の種に対しても偶発的に危害を与え得ることを*認識し*、

みなみまぐろの保存のための条約第 5 条 (2) において、締約国は、CCSBT に対し、とりわけ生態学的関連種に関するデータを速やかに提供することを求められていることを*さらに想起し*、

みなみまぐろを対象とする漁業に起因する生態学的関連種に対する偶発的な危害を緩和することを*決意し*、

2007年1月26日のまぐろ類RFMO神戸合同会合で合意されたとおり、保存管理措置について、国際的な漁業の管理の責任を負う他の機関と調和することの重要性に*留意し*、

2007 年 7 月 3 - 6 日に東京で開催された第 7 回生態学的関連種作業部会（ERSWG）において、メンバー及び協力的非加盟メンバーは、そのみなみまぐろ漁業における生態学的関連種に対する相互作用について、国別報告書を提出するとされた勧告を*再確認し*、

みなみまぐろの保存のための条約第8条 (3) に従い、以下に合意する。

1. この CCSBT 決議の目的に関して、
   a) 「インド洋まぐろ類委員会の管轄する水域」は、*インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定* 第 2 条に規定される水域である。
   b) 「中西部太平洋まぐろ類委員会の条約区域」は、*西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約* 第 3 条に規定される区域である。
   c) 「大西洋まぐろ類保存国際委員会の条約区域」は、*大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約* 第 1 条に規定される水域である。
   d) 上記のパラグラフ a) – c) に定義される海域は「それぞれの委員会が管轄する水域」であり、これらを合わせて「管轄水域」とする。
   e) 「ERS 措置」とは、*インド洋まぐろ類委員会*（IOTC）、*中西部太平洋まぐろ類委員会*（WCPFC）及び *大西洋まぐろ類保存国際委員会*（ICCAT）において発効している、その時々に採択及び改正されたあらゆる生態学的関連種に関する措置であって、別添 I に掲げた措置を意味する。
   f) メンバー又は協力的非加盟メンバーとは、CCSBT 拡大委員会のメンバー又は協力的非加盟メンバーを意味する。

2. この決議は、管轄水域における「みなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録」に掲載された全ての船舶に適用するものとする。各メンバー及び協力的非加盟メンバーは、自国の旗を掲げる船舶であって管轄水域においてみなみまぐろを漁獲する船舶が当該管轄水域において発効している全ての ERS 措置を遵守することについて、メンバー又は協力的非加盟メンバーが ERS 措置を採択しているまぐろ類 RFMO のメンバーであるかどうかを問わず、これを確保しなければならない。

3. 管轄水域外で操業する場合、メンバー及び協力的非加盟メンバーは、南緯 30 度以南における全てのはえ縄漁業においてトリラインを使用しなければならない。

4. 管轄水域が重複する場合、メンバー及び協力的非加盟メンバーは、適用する適切な RFMO の ERS 措置を選択しなければならない。

5. 各メンバー及び協力的非加盟メンバーは、自国の旗を掲げる船舶が管轄水域内でみなみまぐろを漁獲する際に ERS 措置に含まれる義務を遵守することができなかった場合、これに対して効果的な行動をとることを確保しなければならない。拡大委員会のメンバー又は協力的非加盟メンバーが、メンバーとなっていない委員会の管轄水域においてみなみまぐろ漁業を行う場合、当該条約の適当な機関においてメンバー又は協力的非加盟メンバーによる ERS 措置の遵守状況が評価されない限り、当該メンバー又は協力的非加盟メンバーは、該当する場合には、CCSBT 遵守委員会に対し、関連する ERS 措置に関するこうした行動について報告するものとする。

6. CCSBT 事務局は、IOTC、WCPFC 及び ICCAT の年次会合における生態学的関連種に関するあらゆる決定を踏まえ、毎年の CCSBT 拡大委員会年次会合の前に、別添 I に掲げる ERS 措置一覧を更新する。

7. WCPFC の場合を除き、関連するまぐろ類 RFMO の ERS 措置に対して公式に異議を申し立てているメンバー及び協力的非加盟メンバー、及びその公式の異議申立て及び当該まぐろ類 RFMO の意思決定ルールの運用を理由として当該 ERS 措置により法的に拘束されない者は、該当する管轄水域においてみなみまぐろを漁獲する場合であっても当該 ERS 措置の適用から除外される。WCPFC の場合においては、*西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約* 第 20 条 の 6 に基づき ERS 措置に関する決定の再検討を求めているメンバー又は協力的非加盟メンバーは、当該措置が法的拘束力を有することとなるまで、該当する管轄水域においてみなみまぐろを漁獲する場合であっても当該 ERS 措置の適用から除外される。

8. 事務局は、メンバー及び協力的非加盟メンバーに対する情報提供を専らの目的として、毎年の CCSBT 遵守委員会に対し、ERS 措置の実施状況に関する報告書を提出するものとする。

別添 I: ERS 措置

IOTC の管轄する水域

a) Resolution 12/04 On the conservation of marine turtles;

b) Resolution 12/09 On the conservation of thresher sharks (family Alopiidae) caught in association with fisheries in the IOTC area of competence (2026 年 1 月 1 日に Resolution 25/08 により失効予定);

c) Resolution 13/05 On the conservation of whale sharks (*Rhincodon typus*) (2026 年 1 月 1 日に Resolution 25/08 により失効予定);

d) Resolution 13/06 On a scientific and management framework on the conservation of shark species caught in association with IOTC managed fisheries (2026 年 1 月 1 日に Resolution 25/08 により失効予定);

e) Resolution 17/05 On the conservation of sharks caught in association with fisheries managed by IOTC (2026 年 1 月 1 日に Resolution 25/08 により失効予定);

f) Resolution 18/02 On management measures for the conservation of blue shark caught in association with IOTC fisheries (2026 年 1 月 1 日に Resolution 25/08 により失効予定);

g) Resolution 19/03 On the conservation of mobulid rays caught in association with fisheries in the IOTC Area of Competence;

h) Resolution 23/06 On the conservation of cetaceans (これにより Resolution 13/04 が失効);

i) Resolution 23/07 On reducing the incidental bycatch of seabirds in longline fisheries (これにより Resolution 12/06 が失効);

j) Resolution 25/08 On the conservation of sharks caught in association with fisheries managed by IOTC (2026 年 1 月 1 日に発効予定、これにより resolutions 18/02, 17/05, 13/05, 13/06 及び 12/09 が失効予定);

k) Resolution 25/09 On the conservation of shortfin and longfin mako sharks caught in association with IOTC fisheries.

WCPFC の条約区域

a) Resolution 2018/03 - Conservation and Management Measure to mitigate the impact of fishing for highly migratory fish stocks on seabirds;

b) Resolution 2018/04 - Conservation and Management Measure of Sea Turtles*;*

c) Resolution 2019/05 - Conservation and Management Measure on Mobulid Rays Caught in Association with Fisheries in the WCPFC Convention Area;

d) Resolution 2024-05 – Conservation and Management Measure for Sharks (これにより CMM 2022-04 が失効);

e) CMM 2024-07 - Conservation and Management Measure for Protection of Cetaceans from Purse Seine and Longline Fishing Operations.

ICCAT の条約区域

a) Resolution 95-02 on cooperation with the Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO) with regard to study on the status of stocks and by-catches of shark species;

b) Resolution 03-10 on the shark fishery;

c) Recommendation 04-10 concerning the conservation of sharks caught in association with fisheries managed by ICCAT;

d) Resolution 05-08 on circle hooks;

e) Supplemental Recommendation 07-06 Concerning Sharks;

f) Recommendation 07-07 on Reducing Incidental By-Catch of Seabirds in Longline Fisheries;

g) Recommendation 09-07 on the Conservation of Thresher Sharks Caught in Association with Fisheries in the ICCAT Convention Area;

h) Recommendation 10-07 by ICCAT on the Conservation of Oceanic Whitetip Sharks caught in Association with fisheries in the ICCAT Convention Area;

i) Recommendation 10-08 on Hammerhead Sharks (family *Sphyrnidae*) caught in Association with Fisheries Managed by ICCAT;

j) Recommendation 11-08 on the Conservation of Silky Sharks Caught in Association with ICCAT Fisheries;

k) Supplemental Recommendation 11-09 on Reducing Incidental By-Catch of Seabirds in ICCAT Longline Fisheries;

l) Recommendation 11-10 on Information Collection and Harmonization of Data on By-catch and Discards in ICCAT Fisheries;

m) Recommendation 13-10 on Biological Sampling of Prohibited Shark Species by Scientific Observers;

n) Recommendation 15-06 on Porbeagle Caught in Association with ICCAT Fisheries;

o) Recommendation 22-12 on the bycatch of sea turtles caught in association with ICCAT fisheries (recommendations 10-09 及び 13-11 を統合、整理及び改正);

p) Recommendation 23-12 for the conservation of whale sharks (Rhincodon typus) caught in association with ICCAT fisheries;

q) Supplemental Recommendation 23-13 amending recommendation 22-12 on the bycatch of sea turtles caught in association with ICCAT fisheries;

r) Recommendation 23-15 on cetacean encirclement;

s) Recommendation 24-12 on morbulid rays (family mobulidae) caught in association with ICCAT fisheries.

別紙 **13**

Arrangement between
The Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna
and
The Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources

The Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna (hereafter CCSBT) and the Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources (hereafter CCAMLR);

NOTING that the objective of the Convention for the Conservation of Southern Bluefin Tuna (hereafter CSBT Convention) is to ensure, through appropriate management, the conservation and optimum utilisation of southern bluefin tuna;

NOTING FURTHER that the objective of the Convention for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources (hereafter CAMLR Convention) is the conservation of Antarctic marine living resources, which includes rational use;

RECOGNISING that Article 12 of the CSBT Convention requires the CCSBT to collaborate with other inter-governmental organisations which have related objectives to, among other things, obtain the best available information including scientific information to further the attainment of the objective of the Convention and seek to avoid duplication with respect to the work of the other organisations.

CONSIDERING that the Preamble to the CAMLR Convention recognises that it is desirable for CCAMLR to establish suitable machinery for recommending, promoting, deciding on and co-ordinating the measures and scientific studies needed to ensure the conservation of Antarctic marine living organisms;

NOTING that provisions of the CAMLR Convention address the conservation of non-target, associated or dependent species which belong to the same ecosystem as the target species;

NOTING FURTHER that the Preamble to the 2008 CCSBT Recommendation to Mitigate the Impact on Ecologically Related Species of Fishing for Southern Bluefin Tuna identifies that the CCSBT is determined to mitigate incidental harm to ecologically related species caused by fishing for southern bluefin tuna;

DESIRING to put into place arrangements and procedures to promote cooperation in order to enhance the conservation and rational use of stocks and species which are within the competence and/or mutual interest of both organisations so as to avoid duplication or conflict between the activities of the two organisations;

NOW THEREFORE the CCSBT and CCAMLR record the following arrangements:

1. OBJECTIVE OF THIS ARRANGEMENT

The objective of this Arrangement is to facilitate, where appropriate, cooperation between the CCSBT and CCAMLR ('the Commissions') with a view to enhancing the conservation and rational use of stocks and species which are of interest to both Commissions.

2. AREAS OF COOPERATION

The Commissions will establish and maintain consultation and cooperation in respect of matters of common interest to both organisations. In particular, the Commissions will:

(i) exchange meeting reports, information, documents and publications regarding matters of mutual interest, consistent with the information sharing policies of each Commission;

(ii) exchange data and scientific information in support of the work and objectives of both Commissions, consistent with the information sharing policies of each Commission including, but not limited to information on:

  (a) vessels authorised to fish in accordance with the Commissions' conservation measures;

  (b) illegal, unreported and unregulated (IUU) fishing vessels;

  (c) catch, bycatch and vessel information and/or data[1];

  (d) an annual CCSBT report to CCAMLR covering the global stock assessment of southern bluefin tuna for that year; and the latest southern bluefin tuna catch data classified by ocean, gear and catching country; and

  (e) an annual CCAMLR report to CCSBT detailing any catches (by flag and gear) of southern bluefin tuna from vessels fishing within the CAMLR Convention area.

(iii) cooperate to harmonise approaches in areas of mutual interest and concern, most notably on bycatch of non-target, associated and dependent species (ecologically related species);

(iv) where appropriate, collaborate on analyses and research efforts relating to species of mutual interest;

(v) consider methods of recognising and cooperating with each other's conservation and management measures; and

(vi) consistent with each Commission's rules of procedure, grant permanent reciprocal observer status to representatives of the respective Commissions in relevant meetings of each Commission.

---

[1] Noting that publicly available CCSBT bycatch data is currently limited to information provided in reports to the CCSBT; that the confidentiality classification of bycatch data exchanged between CCSBT Members prevents its release without explicit approval of the Members providing the data together with a signed confidentiality agreement; and that catch data relating to individual vessels is classified as confidential.

(vii) encourage cooperation between the Secretariats in areas of common interest such as information management, compliance evaluation, CDS, website developments, data modelling and infrastructure, database development, data exchange protocols and secretariat-administrative matters.

3. CONSULTATIVE PROCESS

To facilitate effective development, implementation and enhancement of cooperation, the Commissions may establish a consultative process between the two respective Secretariats that includes, telephone, email and similar means of communications. The consultative process may also proceed in the margins of meetings at which both Commissions' Secretariats are represented by appropriate staff.

4. MODIFICATION

This Arrangement may be modified at any time by the mutual written consent of both Commissions.

5. LEGAL STATUS

This Arrangement does not create legally binding rights or obligations.

This Arrangement does not alter the obligations of members of either body to comply with the management and conservation measures of those bodies.

6. OTHERS

(i) This Arrangement will commence on the date of signature.
(ii) Either Commission may terminate this Arrangement by giving six months prior written notice to the other Commission.
(iii) This Arrangement will continue to operate for three (3) years. At that stage the Commissions will review the operation of the Arrangement and decide whether it will be renewed.

7. SIGNATURE

Signed at ……..……. this …….day of ……..…….2026

……	…….
TBD **Chair CCSBT**	**Robbie Bulloch** **Chair CCAMLR**